

第6次鶴ヶ島市総合計画

しあわせ共感

安心のまち

つるがしま



第6次鶴ヶ島市総合計画 (基本構想・前期基本計画)

令和2年3月
鶴ヶ島市

～「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現に向けて～

鶴ヶ島は、古くからの先人達と、昭和の時代に転入してきた多くの方達が、共につくり上げてきた歴史を持つまちです。

いわゆる「東京のベッドタウン」として、団塊の世代を中心に人口が急増したことから、全国と比較しても、急速な少子高齢化が進行しています。

今、時代は本格的な人口減少社会を迎え、人びとの働き方や考え方、暮らし方が多様化している中、時代の変化とともに、まちづくりもそれに対応して変わらなければなりません。



第6次鶴ヶ島市総合計画は、こうした多くの課題の解決に向けた実効性と柔軟性を兼ね備え、あわせて、鶴ヶ島市に関わるすべての人とともにまちづくりを進めるための指針となるものとして策定しました。

私は、10年後、20年後の鶴ヶ島を支えるさまざまな年代の方が、鶴ヶ島に住んでよかったと日々感じる事ができる明るい未来が見える鶴ヶ島にしていきたい。

市が目指す将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」を市民の皆さんと共有することが、計画の実現に向け最も重要であると考え、多くの方からいただいたご意見を尊重するとともに、誰にでも分かりやすい表現を使うよう心掛けてつくりました。

これからの10年間、さらに2040年を見すえ、3つの重点戦略「子どもにやさしいまちづくり」、「いつまでも健康でいられるまちづくり」、「多様な働き方が実現できるまちづくり」にしっかりと取り組み、確実に一歩前に進めるよう全力で市政運営に臨んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、策定に際しまして、市民の皆さんをはじめ、市民活動団体、まちづくり審議会委員、市議会議員など、多くの方々の貴重なご意見、ご提言、お力添えをいただきましたこと、深く心から感謝申し上げます。

令和2年3月

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

目次

策定にあたって（序論）

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の構成と期間	3
3 将来の展望	4
4 市の現状	6
5 市の取組に対する評価とこれまでの成果	12

基本構想

1 市の特性	17
2 まちづくりの課題	17
3 市の将来像	18
4 重点戦略	19
5 将来人口	20
6 まちづくりの方向性	21
7 土地利用構想	22

前期基本計画

1 前期基本計画の概要	26
2 重点戦略（鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	28
重点戦略1 子どもにやさしいまちづくり	30
重点戦略2 いつまでも健康でいられるまちづくり	32
重点戦略3 多様な働き方が実現できるまちづくり	34
3 分野別施策	36
政策1 安心して暮らせるまち（福祉）	38
施策1 地域福祉の推進	39
施策2 生活の安定と自立への支援	40
施策3 子ども・家庭への支援の充実	41
施策4 地域連携による子育て支援の充実	42
施策5 幼児教育・保育の充実	43
施策6 障害や生きづらさを抱える人への支援	44

政策2	豊かな人が育つまち（教育・文化）	45
施策7	未来を創り出す力を育む教育の推進	46
施策8	教育環境の充実	47
施策9	生涯学習・スポーツの振興	48
施策10	歴史・文化の継承と芸術の振興	49
政策3	いきいきと暮らせるまち（保健）	50
施策11	健康づくりの推進	51
施策12	地域保健・地域医療の充実	52
施策13	高齢者が安心できる生活の支援	53
施策14	介護予防・介護サービスの充実	54
施策15	医療保険・年金制度の適正な運営	55
政策4	活力にあふれるまち（市民生活）	56
施策16	地域コミュニティの充実	57
施策17	地域の拠点機能の充実	58
施策18	防災対策の充実	59
施策19	消防・救急体制の充実	60
施策20	交通安全対策の充実	61
施策21	防犯対策の充実	62
施策22	消費者の安全確保	63
施策23	人権・平和意識の醸成	64
施策24	男女共同参画の推進	65
施策25	多文化交流の推進	66
政策5	魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）	67
施策26	商工業の振興と地域資源の活用	68
施策27	雇用の創出と就労対策の充実	69
施策28	農業の振興	70
施策29	環境保全の推進	71
施策30	循環型社会と環境美化の推進	72

政策6	快適で住みよいまち（都市整備）	73
施策3 1	適正かつ合理的な土地利用の推進	74
施策3 2	市街地整備の推進	75
施策3 3	良好な住環境の推進	76
施策3 4	公園の整備と緑化の推進	77
施策3 5	道路環境の整備	78
施策3 6	公共交通の充実	79
政策7	経営的視点に立った市政運営（市政運営）	80
施策3 7	持続可能な行政経営の推進	81
施策3 8	ファシリティマネジメントの推進	82
施策3 9	情報発信・収集の充実	83
施策4 0	情報化の推進	84

資料編

1	指標一覧	86
2	SDGs（持続可能な開発目標）について	89
3	鶴ヶ島市まちづくり審議会	94
4	計画策定の経過	98

策定にあたって (序論)



1 計画策定の趣旨

総合計画とは、これからの鶴ヶ島市をどのようなまちにしていくのかを描いた、まちづくりの指針となるものです。

鶴ヶ島市では、昭和 47 年に初めての総合計画を策定して以来、約 10 年ごとに新しい計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、平成 23 年の地方自治法の改正により、法律上では基本構想の策定根拠がなくなりました。しかし、鶴ヶ島市は、長期的なまちづくりに活かすため、「鶴ヶ島市総合計画の策定に関する条例」を制定し、「鶴ヶ島市議会基本条例」に基づき市議会の議決を経て、引き続き総合計画を策定することとしました。

鶴ヶ島市に関わるすべての人が、まちづくりの主人公です。総合計画の策定・推進にあたっては、鶴ヶ島市に関わるすべての人が、お互いを尊重しながら多様なかたちで取り組んでいくことが大切です。今回の総合計画は、このような考え方を土台にして、10 年後の市の将来像に「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」を掲げ、策定しました。

この総合計画に基づいて、今後の市の施策を実行し、将来像の実現を目指します。

2 計画の構成と期間

第 6 次鶴ヶ島市総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

① 基本構想

市の将来を見すえ、おおむね 10 年先の目指すべき市の方向性を示すものです。

② 基本計画

前期・後期それぞれの 5 か年の取組を体系化したものです。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な実施事業をまとめた 3 か年の計画です。

令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
実施計画 (3 か年計画を策定し、毎年度改訂 (ローリング) していきます)									

3 将来の展望

(1) 少子高齢化による人口減少と地方創生

長い間増加を続けてきた日本の人口は、平成 20 年を頂点に減少に転じ、今後、その速度はさらに増す見込みです。

人口減少と、少子高齢化の急速な進行は、経済社会に対して大きな重荷となります。特に地方では、経済規模の縮小や、社会生活サービスの低下などにより、さらなる人口流出につながる悪循環に陥るおそれがあります。

そこで、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持する「地方創生」を目指すため、国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）を平成 26 年に施行しました。そして、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」および「総合戦略」を策定しました。

また、まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定に基づき、多くの自治体が、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その推進に努めています。

(2) 2030 年の展望

持続可能な社会の実現に向けて、環境・社会・経済の 3 つの側面から統合的に課題解決を目指す「SDGs¹（持続可能な開発目標）」に関わる取組が始まっています。

SDGs は 2030 年（令和 12 年）を期限とした国際的な目標（群）で、日本でも豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を目指し、あらゆる人びとの活躍の推進、持続可能で強靱なまちづくり、循環型社会への取組などを進めています。

自治体として SDGs 推進に取り組むことは、さまざまな主体と連携したまちづくりを進めるうえで共通の目標を持つことができ、地方創生の課題解決を一層促進するなど、多くの効果が期待されます。

また、年齢構成に目を向けると、2030 年には 75 歳以上人口が最も多くなる見込みであり、日本の社会は大きな構造変化への対応が求められます。²

¹ SDGs…エス・ディー・ジーズ（Sustainable Development Goals の略）。環境・社会・経済の 3 つの側面から持続可能な社会の実現を目指す、すべての国・地域の人びとに共通する 2030 年（令和 12 年）までの目標

² 経済財政諮問会議（内閣府）「2030 年展望と改革タスクフォース報告書（平成 29 年 1 月 25 日）」

(3) 2040年の展望

2040年（令和22年）には、年間200万人以上が生まれた団塊ジュニア世代（昭和46～49年生まれ）が、65歳以上になります。一方で、近年の出生者は、年間100万人未満であり、この傾向のまま推移した場合は生産年齢人口（15～64歳の人口）の大幅な増加は見込めず、年齢構成が大きく変化します。その結果、労働力（特に若年の労働力）の絶対量が不足し、官民間問わず、経営資源が大きく制約されます。¹

自治体のあり方は、従来のままではなく、人口減少を前提としたものへ転換しなければなりません。

今ある制度や業務を根底から考え直したうえで、自治体はあらゆる先端技術を活用するなどして、職員が本来担うべき業務に特化することが求められます。

さらに、自治体が地域の団体と民間事業者をつなぐ役割を担い、新しい公・共・私
の関係を築くことや、個別自治体の枠組みを越えた広域での全体最適を追求すること
などにより、2040年にかけて見込まれる課題を戦略的に解決していくことが求めら
れます。

～SDGsの考え方について～

2015年（平成27年）9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。その中で示された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・社会・経済の3つの側面から持続可能な社会の実現を目指す、すべての国・地域の人びとに共通する2030年（令和12年）までの目標です。

SDGsの根底にあるものは、「持続可能な開発・発展」という考え方です。

これは、私たちのあらゆる面での繁栄を実現するために、現在も将来も含めた他の人たちが繁栄するための能力や資源を損なわないようにする、というとても大切な考え方です。

つまり、他の人たちを踏み台にしたり、排除したりすることなく、将来にわたって誰もが人間らしく、“ゆたか”に生きていくことのできる社会を目指すものといえます。

¹ 自治体戦略2040構想研究会（総務省）「自治体戦略2040構想研究会第二次報告（平成30年7月）」

4 市の現状

(1) 人口の推移

鶴ヶ島市の人口は、昭和 41 年の町制施行以降、急速に増加しました。昭和 50 年代から 60 年代までにかけては、1 年間で 4,000 人以上増加した年もあり、特に昭和 55 年度から昭和 60 年度にかけての人口増加率（国勢調査における人口）は 37.8%で、県内 1 位、全国でも有数の人口増加都市でした。

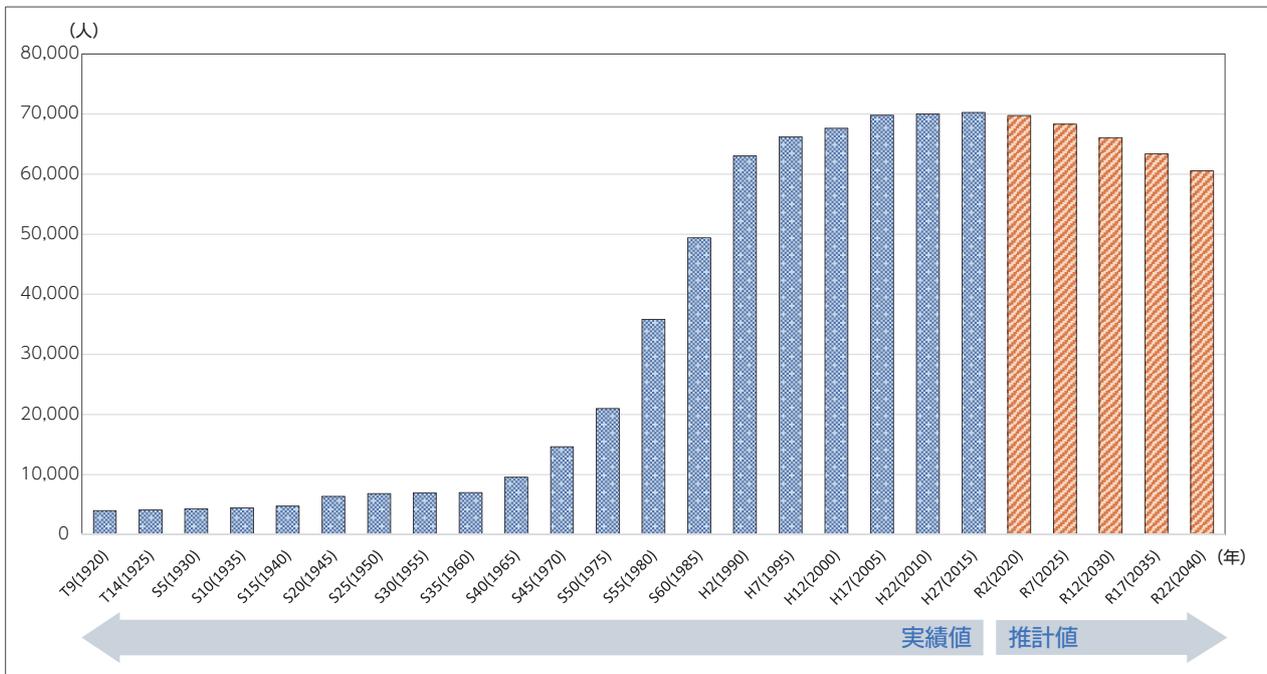
その後、平成 3 年度の 1,358 人の増加を境に 1,000 人以上の人口増加はなくなりましたが、緩やかな人口増加は続き、近年は横ばいから減少傾向に転じています。

昭和後期の急激な人口増加は、その多くが転入者によるものでした。当時の若い世代が一気に増加したことで、特定の年齢層が多い偏った人口構成となり、そのことが全国と比較しても急速な少子高齢化が進行している一因となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成 30 年推計）によると、今後、鶴ヶ島市の人口は、一貫して減少するものと予想されています。

老年人口（65 歳以上の人口）の割合は増加し続ける一方、生産年齢人口（15～64 歳の人口）と年少人口（0～14 歳の人口）の割合は減少し続ける見込みです。特に、令和 2 年から令和 12 年までの年少人口割合の減少速度が、県内市のうち第 2 位と、急速な少子化の進行が予想されています。

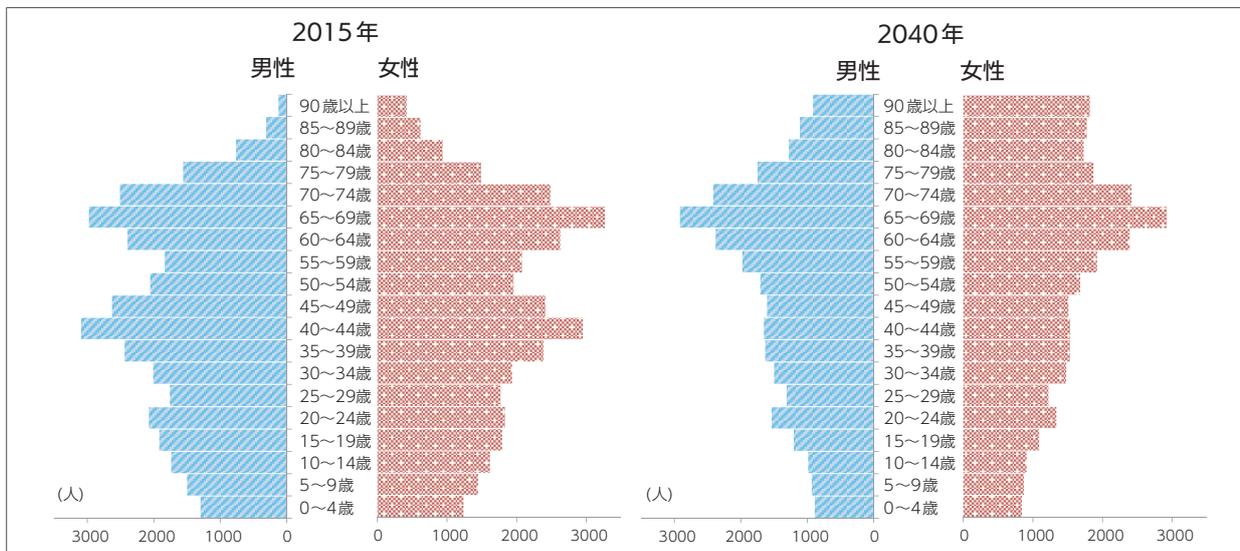
■ 鶴ヶ島市の人口の推移



資料：「国勢調査（総務省）」、「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

※ 2015 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成 30 年 3 月公表）に基づく推計値

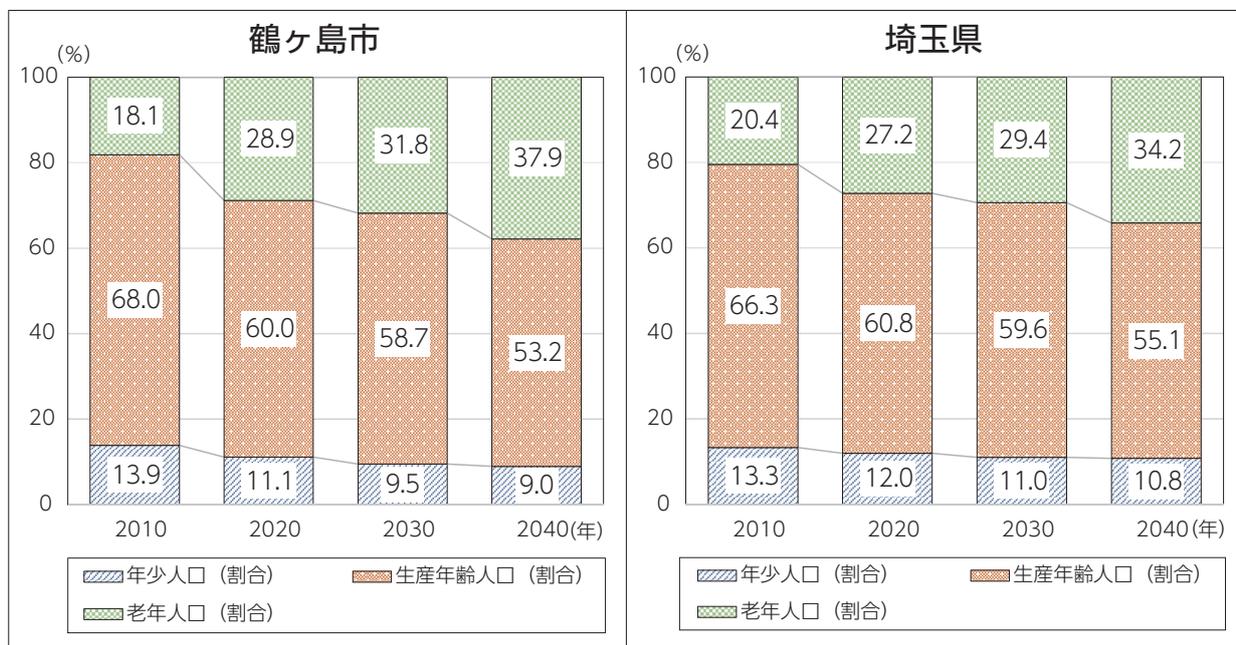
■ 鶴ヶ島市の人口ピラミッド (2015年 → 2040年)



資料：「国勢調査（総務省）」、「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

※ 2015年は「国勢調査」のデータに基づく実績値、2040年は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

■ 年齢3区分別人口割合の推移（鶴ヶ島市と埼玉県との比較）



資料：「国勢調査（総務省）」、「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

※ 2010年は「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

※ 小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

(2) 財政状況

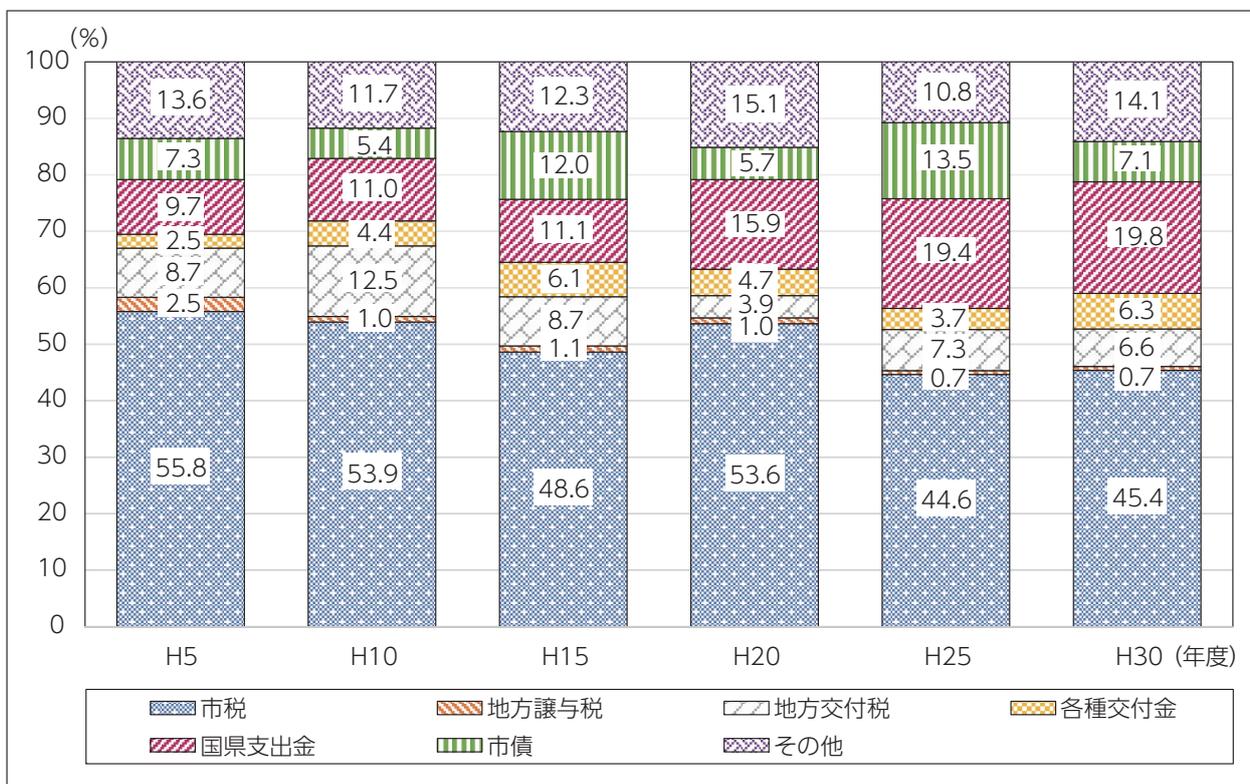
鶴ヶ島市の歳入・歳出決算額は、平成 25 年度に 200 億円を超え、年によって増減はあるものの、緩やかな増加傾向にあります。

歳入を見ると、市税の割合が減少する一方、国県支出金の割合が増加傾向にあります。これは、市が自主的に収入するお金（自主財源）の割合が減少し、国や県から収入するお金（依存財源）の割合が増大していることを示しています。今後も市税収入は減少する見込みであり、自主財源の確保が課題となっています。

歳出を見ると、社会保障に使う経費である扶助費の割合が増加する一方、公共施設の建設や修繕に使う経費である普通建設事業費の割合が減少傾向にあります。今後、団塊の世代が後期高齢者の年齢に達することにともない、医療・介護などの社会保障関連経費のさらなる増大が見込まれることに加え、公共施設・インフラの老朽化対策にも取り組む必要があり、厳しい状況が続く見込みです。

全体を見ると、安定的に収入されて、なおかつ市が自由に使えるお金（経常一般財源）を上回るペースで義務的・固定的な経費（経常的経費）が増加しています。こうしたことから、今後の年齢構成の変化と人口減少に対応し、安定的な財政運営が行えるよう、新たな財源の確保や効率的な事務事業の執行に努める必要があります。

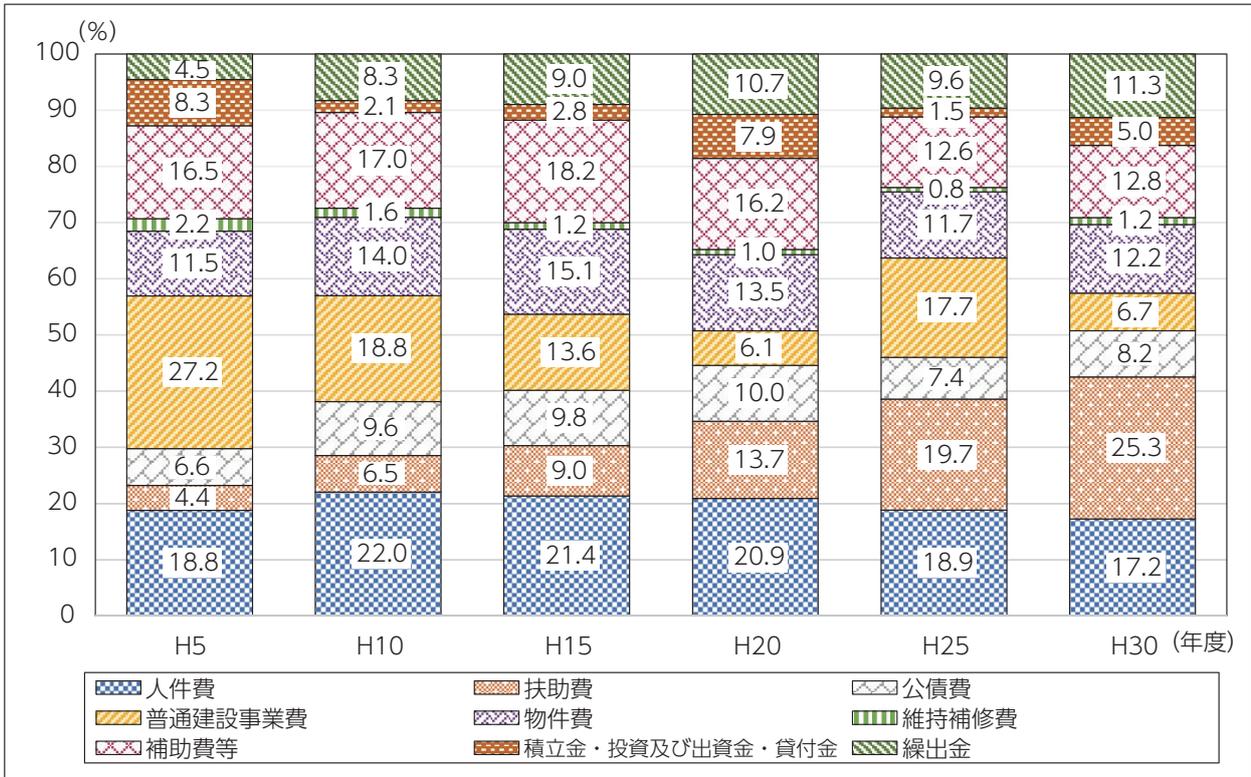
■ 歳入決算状況の推移



資料：「地方財政状況調査（総務省）」

※ 小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、合計が 100%にならない場合があります。

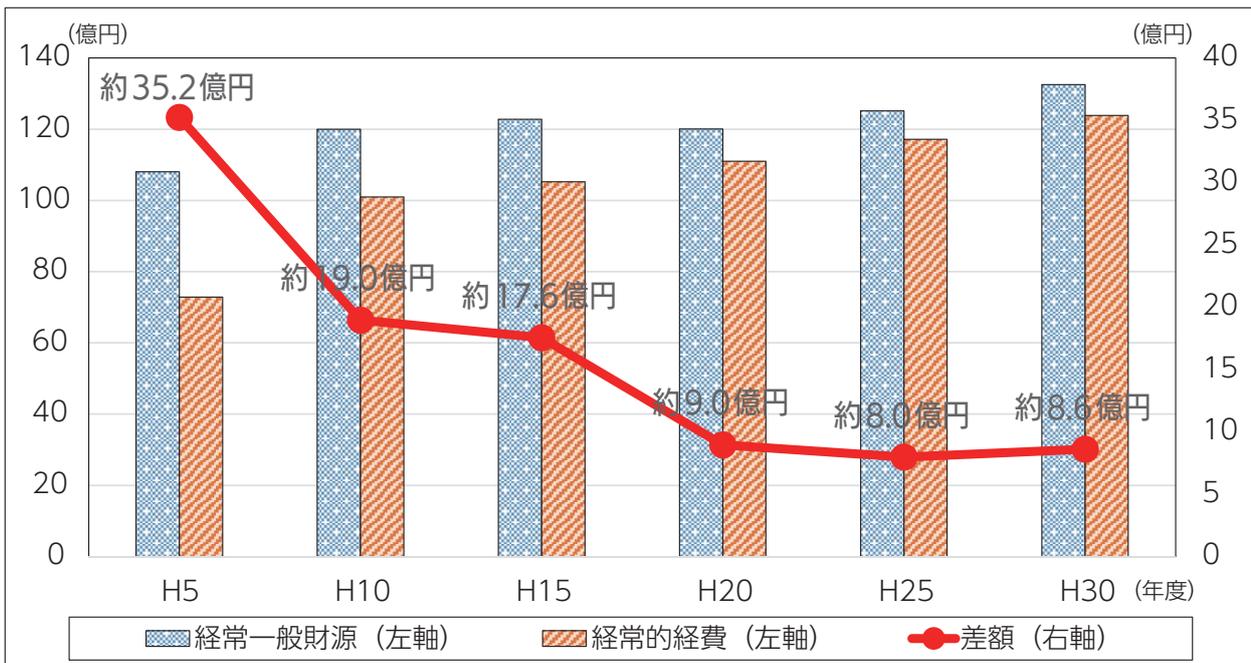
■ 性質別歳出決算状況の推移



資料：「地方財政状況調査（総務省）」

※ 小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

■ 経常一般財源と経常的経費の推移



資料：「地方財政状況調査（総務省）」

(3) 市民意識

平成 30 年 8 月に、18 歳以上の市民 2,000 人を対象とした市民意識調査を実施しました。(984 人から回答／回答率 49.2%)

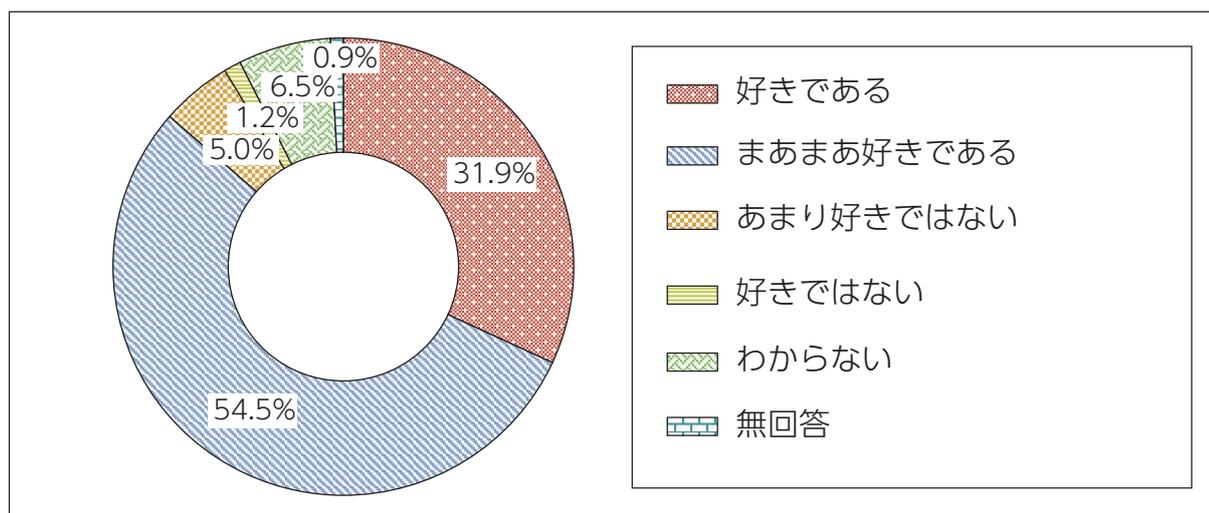
鶴ヶ島市への愛着度については、「好きである」の回答割合が 31.9%、「まあまあ好きである」の回答割合が 54.5%となっており、合計 86.4%の市民が愛着を感じています。

住みやすさについては、「住みよい」の回答割合が 27.1%、「まあ住みよい」の回答割合が 61.3%となっており、合計 88.4%の市民が住みよいと感じています。

今後の居留意向については、「ずっと住み続けたい」の回答割合が 39.2%、「ある程度住み続けたい」の回答割合が 39.6%となっており、合計 78.8%の市民が住み続けたいとの意向を示しています。

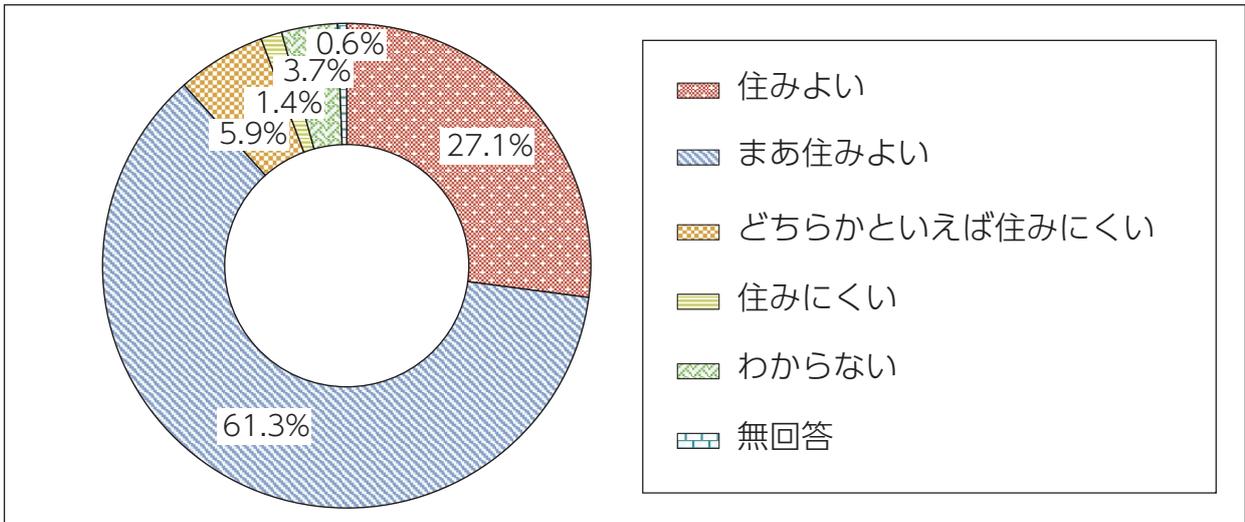
なお、「転居したい」と感じている人は「通勤・通学に時間がかかる」ことと「バスや鉄道等の利便性が悪い」ことを、その主な理由に挙げています。特に 49 歳以下の世代は「通勤・通学に時間がかかる」の回答割合が突出して高くなっています。また、「ずっと住み続けたい」の回答割合は若い世代になるほど低くなり、特に 29 歳以下の若い世代は「出来れば転居したい」と「転居したい」の回答割合が非常に高くなっています。

■ 鶴ヶ島市への愛着度について



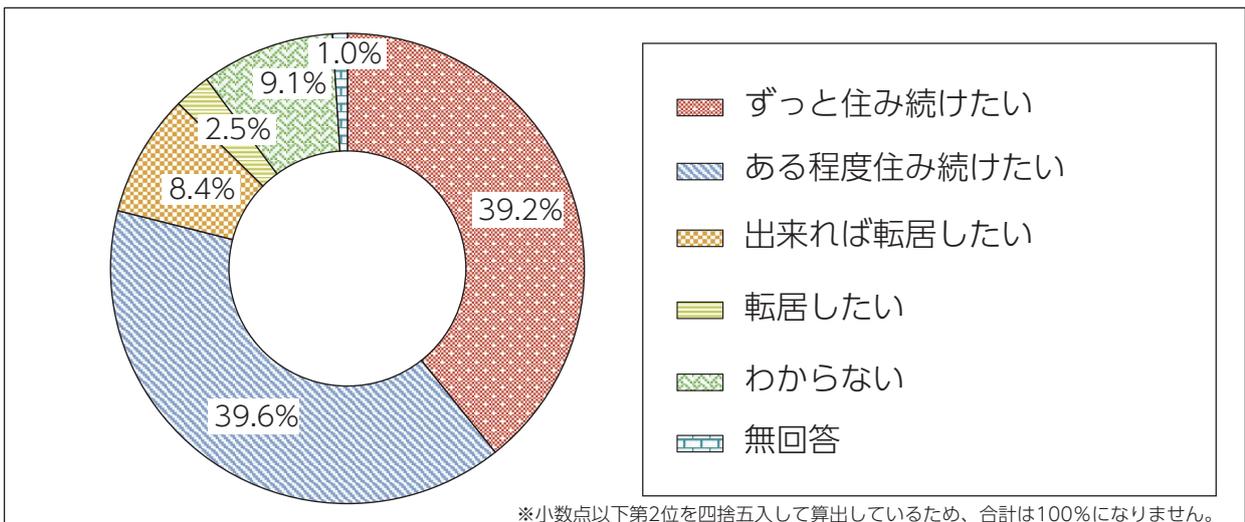
資料：「鶴ヶ島市市民意識調査（平成 30 年度）」

■ 鶴ヶ島市の住みやすさについて



資料：「鶴ヶ島市市民意識調査（平成 30 年度）」

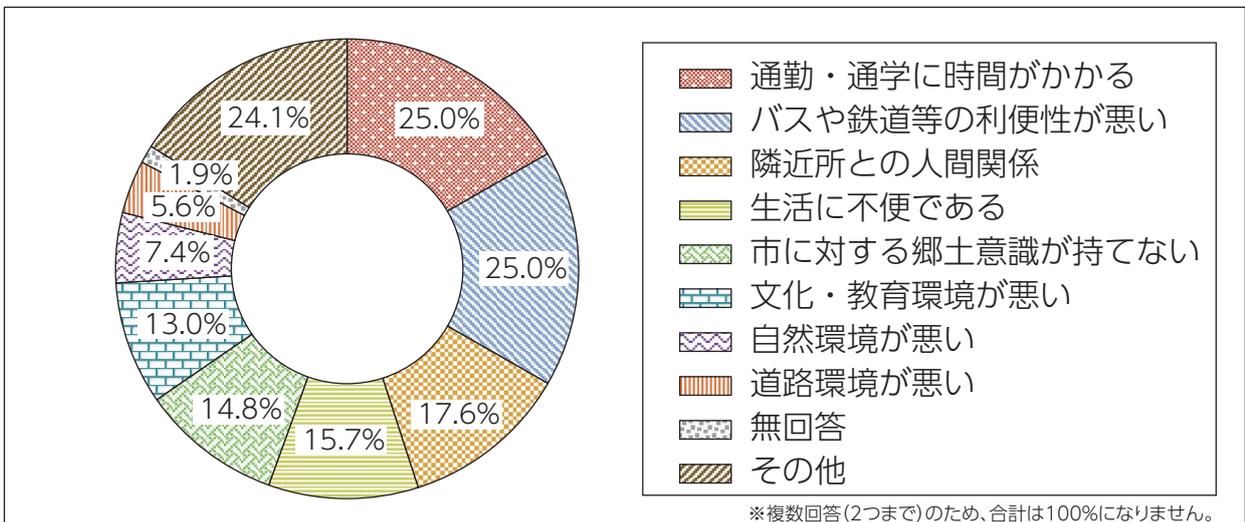
■ 今後の居住意向について



※小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計は100%になりません。

資料：「鶴ヶ島市市民意識調査（平成 30 年度）」

■ 転居したい理由について



※複数回答(2つまで)のため、合計は100%になりません。

資料：「鶴ヶ島市市民意識調査（平成 30 年度）」

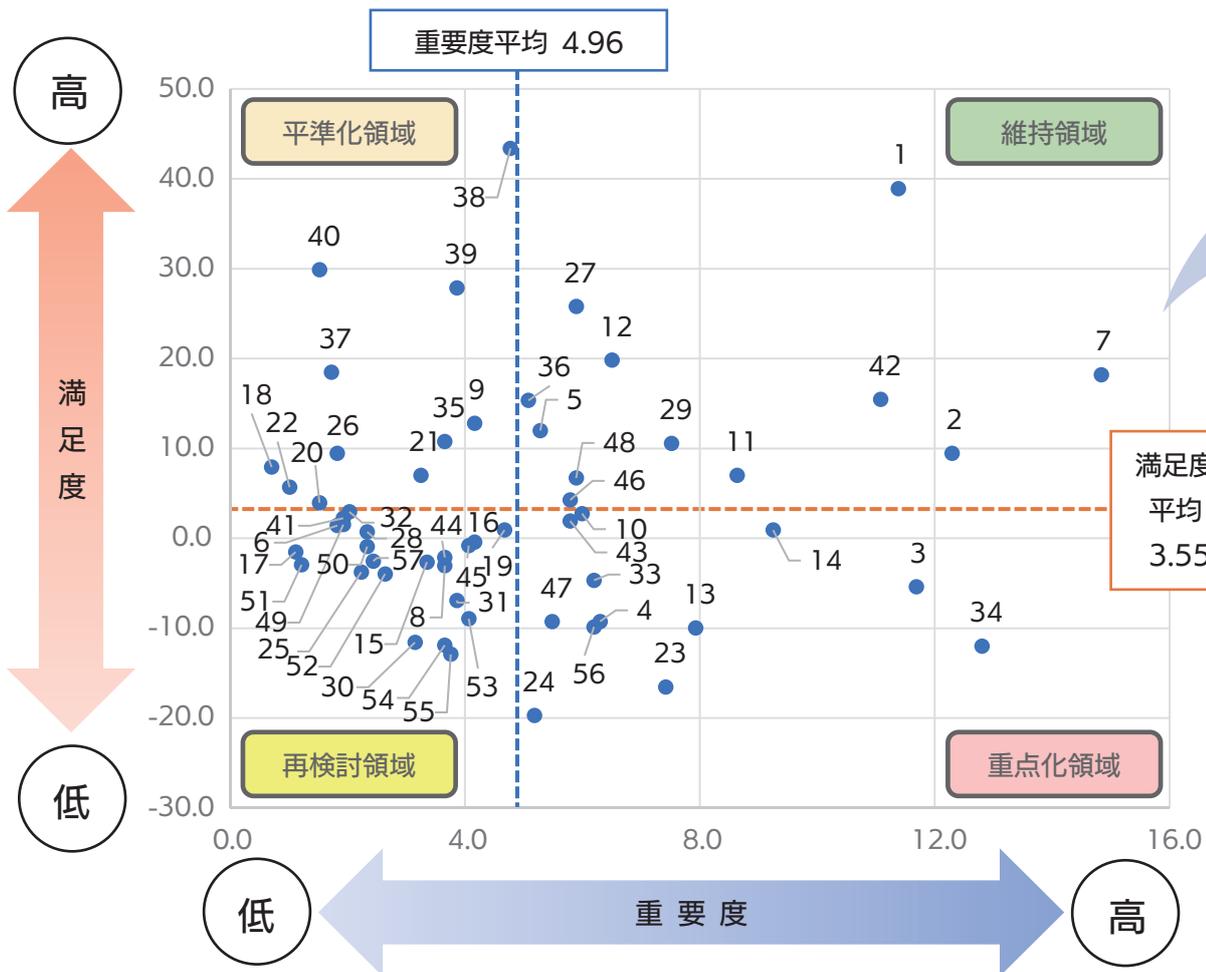
5 市の取組に対する評価とこれまでの成果

(1) 市の取組に対する評価（満足度と重要度）

第5次総合計画に掲げた取組（57の施策）について、市民の「現在の満足度」と「今後の重要度」をもとに分析を行いました。（市民意識調査の一環として実施）

満足度を縦軸に、重要度を横軸にとり、それぞれの平均値で4つの領域に整理したものです。

■ 満足度と重要度のグラフ



維持領域	重要度も満足度も高い領域であり、現在の水準を維持すべき施策と考えられます。
平準化領域	満足度は高いものの重要度は低い領域であり、その施策や事業の水準について改めて検討する必要がある施策と考えられます。
重点化領域	満足度が低く、重要度が高い領域であり、市民は鶴ヶ島市のまちづくりにとって重要だと思っているものの、満足していない傾向にあり、今度積極的に対応すべき施策と考えられます。
再検討領域	重要度も満足度も低い領域であり、その施策や事業のあり方を含めて、改めて検討する必要がある施策と考えられます。

■ 領域別の施策

<ul style="list-style-type: none"> 9 国民健康保険の適正な運営 18 市民活動の促進 20 多文化共生の地域づくりの推進 21 人権・平和意識の醸成 22 男女共同参画の推進 26 農を通じたふるさとづくりの推進 35 環境の保全・創造 37 廃棄物処理と資源化の促進 38 上水道事業の充実促進 39 下水道事業の整備促進 40 し尿処理事業の適正運営の促進 	<p>平準化領域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の推進 2 高齢者が安心できる生活の支援 5 健康づくりの推進 7 地域医療の充実促進 11 防災対策の充実促進 12 消防・救急体制の充実促進 27 緑化の推進 29 公園の整備充実 36 5 Rと環境衛生の推進 42 すべての子育て家庭への支援 46 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実 48 学習環境の整備と地域連携の充実 	<p>維持領域</p>
<ul style="list-style-type: none"> 6 保健事業の充実 8 生活の安定と自立への支援 15 消費者の安全確保の推進 16 協働によるまちづくりの推進 17 コミュニティ活動の推進 19 高齢者の生きがいづくりへの支援 25 農業の振興 28 親水環境の向上 30 適正かつ合理的な土地利用の推進 31 市街地整備の推進 32 良好な住宅・住環境の推進 41 斎場事業の適正運営の促進 44 きめ細やかな子育て支援サービスの推進 45 確かな学力と自立する力を育む教育の充実 49 地域と家庭の教育力の向上 50 学び支え合う生涯学習の振興 51 歴史・文化の承継と芸術の振興 52 スポーツ・レクリエーションの振興 53 広報広聴の充実による情報共有 54 適正な人事管理と人材の育成 55 計画的で効率的な行政運営の推進 57 広域的な連携の推進 	<p>再検討領域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3 介護サービスの充実 4 障害のある人の自立と社会参加の支援 10 国民年金の適正な運営 13 交通安全対策の充実 14 防犯対策の充実 23 商工業の振興 24 就労対策の充実 33 道路環境の整備 34 公共交通の充実 43 仕事と子育ての両立支援 47 質の高い学校運営の推進 56 健全な財政運営と効果的な予算執行 	<p>重点化領域</p>

満足度を見ると、上下水道、地域福祉、医療、消防・救急、ごみなど、生活に密着した取組に対する評価が高い一方、商工業、就労対策、公共交通、市政運営などの取組に対する評価が低くなっています。

重要度を見ると、医療、公共交通、高齢者福祉、子育て支援、安全対策、公園整備、商工業などの取組に対する評価が高くなっています。

満足度が低く、重要度が高い「重点化領域」には、高齢者福祉、商工業、公共交通、子育て・教育に関することなどがあてはまり、今後、重点的な対応が求められていると考えられます。

(2) リーディングプロジェクトの成果

第5次総合計画では、特に力を入れる2つの取組を「リーディングプロジェクト」として位置付け、関連する施策の連携を図りながら、横断的に事業を進めてきました。

一つ目の「水土里（みどり）の交流圏の構築」では、圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側土地区画整理地内（埼玉県農業大学校跡地内）への企業誘致が実現し、あわせて周辺道路などのインフラ整備を進めるなど、将来の鶴ヶ島の地域経済をけん引していく拠点として、整備を進めてきました。

今後は、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺の自然環境に配慮しつつ、鶴ヶ島市運動公園などとの一体的な活用が求められます。

二つ目の「共に支えあう仕組みづくり」では、新たな地域の仕組みである、地域支え合い協議会を立ち上げ、市内全域へ拡大してきました。

地域支え合い協議会は、地域コミュニティの基本である自治会よりも広い区域を範囲として設置しており、今後も、自治会を基本としながらも、地域に必要なさまざまな機能をお互いに補完しあう関係が重要です。

こうした第5次総合計画の成果を、これから先に想定される新たな課題解決の取組につなげていくことが必要です。

(3) 総合戦略に基づく取組

平成28年2月に策定した鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和2年度の目標人口を、現実的な数値をもとに算出した基本推計よりも1,000人多い、71,000人としました。

目標人口の達成に向けて、「子育て世代の妊娠・出産、子育て環境の整備」、「就労の場の確保と若い世代の転出抑制・転入促進」および「急速に進む高齢化と時代の変化への適切な対応」の3つを基本的視点として取り組んできましたが、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口が69,950人と、実現は厳しい状況です。

人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持する「地方創生」は、息の長い取組です。今後も、これまでの成果や、国の第2期総合戦略などを踏まえながら、継続した取組が必要です。

基本構想

(令和 2 年度～令和 11 年度)

(全体像)

《市の将来像》

しあわせ共感 安心のまち つるがしま

《まちづくりの課題》

魅力ある地域社会をつくり、
将来にわたって市の活力を維持する

《重点戦略》

子どもにやさしい
まちづくり

多様な働き方が実現できる
まちづくり

《市の特性①》

多彩な人と団体に恵まれたまち

《市の特性②》

身近な自然と調和した地の利があるまち

いつまでも健康でいられる
まちづくり

《まちづくりの方向性》

安心して
暮らせる
まち
(福祉)

豊かな
人が育つ
まち
(教育・文化)

いきいきと
暮らせる
まち
(保健)

活力に
あふれる
まち
(市民生活)

魅力と
にぎわいの
あるまち
(産業・環境)

快適で
住みよい
まち
(都市整備)

経営的視点に立った市政運営 (市政運営)

《土地利用構想》

人と環境が共存する持続可能で計画的な土地利用を図る

1 市の特性

鶴ヶ島市がこれまでに培い、先人から受け継いできた“強み”を、市の特性として整理しました。これらの特性を最大限活かすことをまちづくりの基本的な考え方とします。

(1) 多彩な人と団体に恵まれたまち

鶴ヶ島市は、明治時代に鶴ヶ島村ができてから、他の自治体と合併することなく発展してきました。昭和後期の人口流入などによって、多彩な人が住むようになり、そこからさまざまな市民活動団体が生まれました。

今、鶴ヶ島市では多種多様な団体が活動しています。多くの人や団体が多層的につながることで地域の輪が広がり、そこに笑顔が生まれます。

鶴ヶ島市は、これからも“人とのつながり”を大切にするまちであり続けます。

(2) 身近な自然と調和した地の利があるまち

鶴ヶ島市には、南西部地域を中心に農地や樹林地、水辺などの武蔵野の原風景が残されています。市域が小さく、こうした自然環境と市街地が隔たることがなく、自然と共存した市街地が広がっています。

関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジを有する地の利を活かしながらも、身近な自然と調和した土地活用を進めてきました。

鶴ヶ島市は、これからも“自然との調和”を大切にするまちであり続けます。

2 まちづくりの課題

市の特性を踏まえ、これからのまちづくりで最も重要な課題を次のとおりとします。

魅力ある地域社会をつくり、将来にわたって市の活力を維持する

鶴ヶ島市は、今後も急速に少子高齢化が進むと予測されています。さらに、本格的な人口減少が始まる見込みです。

このため、年齢構成の変化と人口減少を前提とし、持続可能なまちづくりを進める必要があります。市の特性をこの先も継承していき、市内外を含めた多様な人びとの交流を生み出す魅力ある地域社会をつくることで、将来にわたって市の活力を維持することが、最も重要な課題です。

3 市の将来像

10年後の鶴ヶ島の“ありたい姿”、“あるべき姿”として、「市の将来像」を掲げます。

しあわせ共感 安心のまち つるがしま

幸せのかたちは、一人ひとり違います。

鶴ヶ島に関わる誰もが、それぞれの幸せにつながる“想い”をかたちにできるように、お互いを認めあい、みんなで未来の鶴ヶ島をつくっていきます。

安心は、私たちの暮らしや心など、すべての土台となるものです。

鶴ヶ島の持つあらゆるつながりを活かし、誰もが安心に包まれ、“ゆたか”に生きていくことのできるまちをつくっていきます。

～将来像の実現に向けて～

今、私たちは非常に大きな時代の変化の中にいます。

2030年、2040年、さらにその先の未来を見すえたとき、これまでのまちづくりの進め方や方法ばかりにとらわれてしまうと、将来にわたって「持続可能」なまちづくりができない可能性があります。

市の将来像の実現に向けて、私たちは、「持続可能」な社会を目指すSDGs¹の理念を尊重し、幅広い視野を持ち、時には大胆な「変容」に挑戦するまちづくりを進めていきます。

¹ SDGs…エス・ディー・ジーズ（Sustainable Development Goalsの略）。環境・社会・経済の3つの側面から持続可能な社会の実現を目指す、すべての国・地域の人びとに共通する2030年（令和12年）までの目標

4 重点戦略

まちづくりの課題を解決するため、特に注力していくものを「重点戦略」として掲げます。これら3つの戦略を一体的に進めながら、市の将来像の実現を目指します。

重点戦略1 子どもにやさしいまちづくり

未来を担う子どもたちのためには、子育てがしやすく、子ども自身も楽しめる環境が何よりも大切です。

子育て世帯を中心とした若い世代に選ばれ、住み続けてもらうことはもちろん、子どもたちが一度市外へ出たとしても「将来、自分が子育てするときには、また鶴ヶ島に帰ってきたい」と思えるまちをつくります。

- (1) 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- (2) 新しい時代を生きる子どもたちへの教育の充実
- (3) 安心して子育てができる環境の整備

重点戦略2 いつまでも健康でいられるまちづくり

心身の健康は、何ものにも代えがたい大切なものです。住む人が健康でいることで、まちそのものが健康になります。

人生100年時代といわれる中、いくつになっても元気で、生涯にわたり健康で暮らせるまちをつくります。

- (1) 多様な主体による健康づくりの推進
- (2) 外出したくなる環境の整備
- (3) 社会参加の促進

重点戦略3 多様な働き方が実現できるまちづくり

“しごと”は、生活の基盤を築き、社会とつながり、より良い暮らしを実現するために欠かすことができないものです。

生活が多様化している中、求められる働き方もさまざまですが、誰もが自分に合った働き方を実現できるまちをつくります。

- (1) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域の整備・活用
- (2) 職住近接を中心とした時間と心のゆとりの創出
- (3) 多様な担い手の活躍の促進

5 将来人口

基本構想の計画最終年度となる令和11年度(2029年度)における鶴ヶ島市の人口は、68,000人を目標とします。

国勢調査人口などのデータをもとに鶴ヶ島市の将来人口を推計すると、令和11年10月1日には66,710人まで減少することが見込まれます。

重点戦略を推進することで人口減少の速度を抑え、推計よりも約1,000人多い、68,000人を目標人口とします。(令和11年10月1日時点)



6 まちづくりの方向性

市の将来像の実現に向け、7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性を示します。

政策1 安心して暮らせるまち（福祉）

市民誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくります。

政策2 豊かな人が育つまち（教育・文化）

地域が一体となって、未来を担う子どもたちを育み、生涯を通じた学習・文化・スポーツ活動を促進し、豊かな人が育つまちをつくります。

政策3 いきいきと暮らせるまち（保健）

子どもから高齢者までのすべての市民が、健康でいきいきと暮らせるまちをつくります。

政策4 活力にあふれるまち（市民生活）

多様な人びとがつながり、誰もが活躍できる、市民参加による活力あふれるまちをつくります。

政策5 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

自然との調和をとりながら地域資源の活用・創出を図り、市に関わるすべての人が魅力とにぎわいを感じるまちをつくります。

政策6 快適で住みよいまち（都市整備）

生活の質を高める都市基盤の整備や維持管理を計画的に行うことにより、快適で住みよいまちをつくります。

政策7 経営的視点に立った市政運営（市政運営）

市の経営資源を最大限活用し、“顔”が見える市役所として市民満足度・職員満足度の向上を図り、市民サービスの最大化を目指します。

7 土地利用構想

人と環境が共存する持続可能で計画的な土地利用を図るため、基本的な考え方を定めます。

(1) あるべきまちの姿

① 都市と農村の調和

都市基盤の整った居住空間と身近に残る自然を活かし、快適に暮らせるまちを目指します。

そのため、都市部における居住空間と農村部における農地や緑・水辺などの自然とが調和した土地利用を図ります。

② 拠点の形成と市街地の有機的な連携

少子高齢化の進行に対応し、将来にわたって都市としての活力が低下しないように、多様な機能が集積し、活発な活動と交流を育むまちを目指します。

そのため、鉄道駅周辺地区および圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区を拠点地区として整備を進めます。そして、市街地とこれらの拠点間の移動をやすく、さらに近隣自治体との広域的な連携が図られるよう、幹線道路や公共交通網の形成を進めます。

(2) 土地利用

① 産業系ゾーン

先端産業をはじめ、商業・業務、研究開発・教育、物流、工業などの活用を促進し、現存する緑地や水辺に配慮しながら、地域経済をけん引していく産業拠点としての活用を図ります。

② 自然とにぎわいの協調ゾーン

圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する立地条件を活かして、自然と産業とが調和した土地利用を図ります。

③ 商業系ゾーン

若葉駅周辺地区は、商業や業務などの都市機能を集積させる拠点とし、鶴ヶ島駅周辺地区、国道407号沿道地区などとともに、その地区の性格に応じた商業系の土地利用を図ることにより、全体として幅広いニーズに応えられる商業立地を促進します。

④ 工業系ゾーン

円滑な生産・操業や研究開発を支える基盤の整備と環境を創出するとともに、公害防止・緑化など周辺地域の環境に配慮しつつ、工業系の土地利用を図ります。

⑤ 住居系ゾーン

建築協定、地区計画、緑化の推進などにより、適正な住居の配置と自然を取り入れ、その地区の特性にふさわしい良好な住環境の保全・創造を図ります。

また、都市基盤の整備が十分でない地区などについては、防災面に配慮しながら土地区画整理事業や地区計画などにより、街路・公園・下水道などの整備を進め、良好な住環境の形成を図ります。

⑥ ふれあい・交流ゾーン

鶴ヶ島市運動公園をはじめ、樹林地や身近な水辺環境に恵まれたエリアは、自然とのふれあいと、スポーツや健康づくりなどを通じた交流の場としての整備・活用を図ります。

⑦ 行政ゾーン

行政、文化、福祉、保健、教育などの全市的な拠点として、また、公共交通網を結ぶ結節点として、利便性の向上と公共サービスの充実を図ります。

⑧ 農業基調ゾーン

農産物の生産の場として、優良な農地などの集約・保全と活用を進めるほか、市民生活と結び付いた利活用など適正な維持管理を図ります。

また、農村の暮らしの中で守られてきた屋敷林などの保全・継承に努めるとともに、緑や水辺、農村的な景観などの保全を図ります。

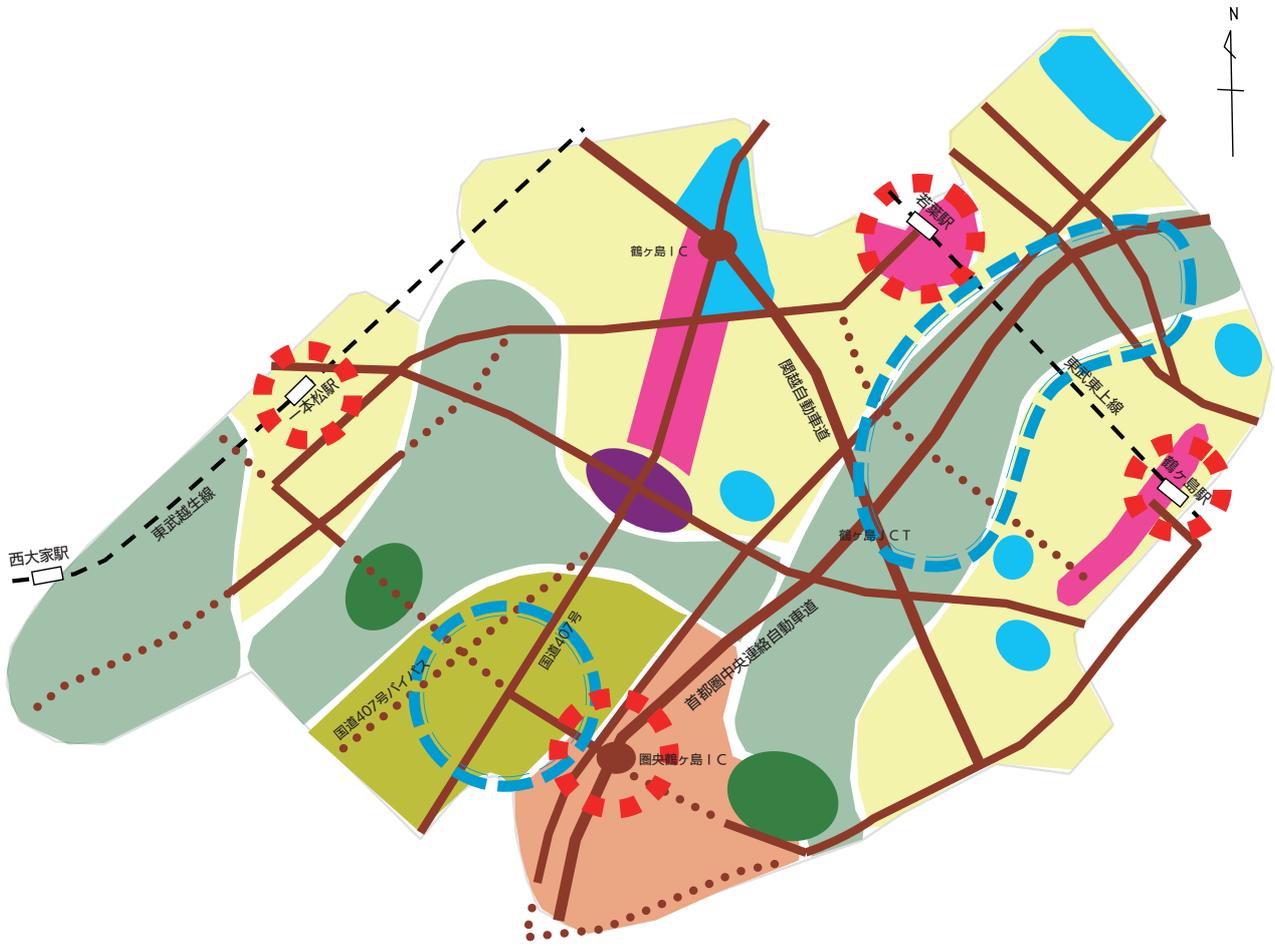
さらに、開発などに対しては、周辺の土地利用の状況に応じた適切な規制・誘導により、無秩序な農地などの喪失を防止し、良好な環境の保持に努めます。

⑨ 土地利用転換検討地域

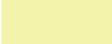
圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域は、周辺環境に配慮しながら、新たに整備する都市計画道路などの整備効果をより高める土地利用を検討します。

若葉駅および鶴ヶ島駅に挟まれた地域は、既存住宅地や生活基盤の維持・再生を図るなど、現状を踏まえた土地利用を検討します。

(3) 土地利用構想図



凡例

- | | | | |
|---|---------------|---|------------|
|  | 産業系ゾーン |  | 住居系ゾーン |
|  | 自然とにぎわいの協調ゾーン |  | ふれあい・交流ゾーン |
|  | 商業系ゾーン |  | 行政ゾーン |
|  | 工業系ゾーン |  | 農業基調ゾーン |
|  | 拠点地区 |  | 鉄道・駅 |
|  | 土地利用転換検討地域 |  | 主要幹線道路 |

前期基本計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)

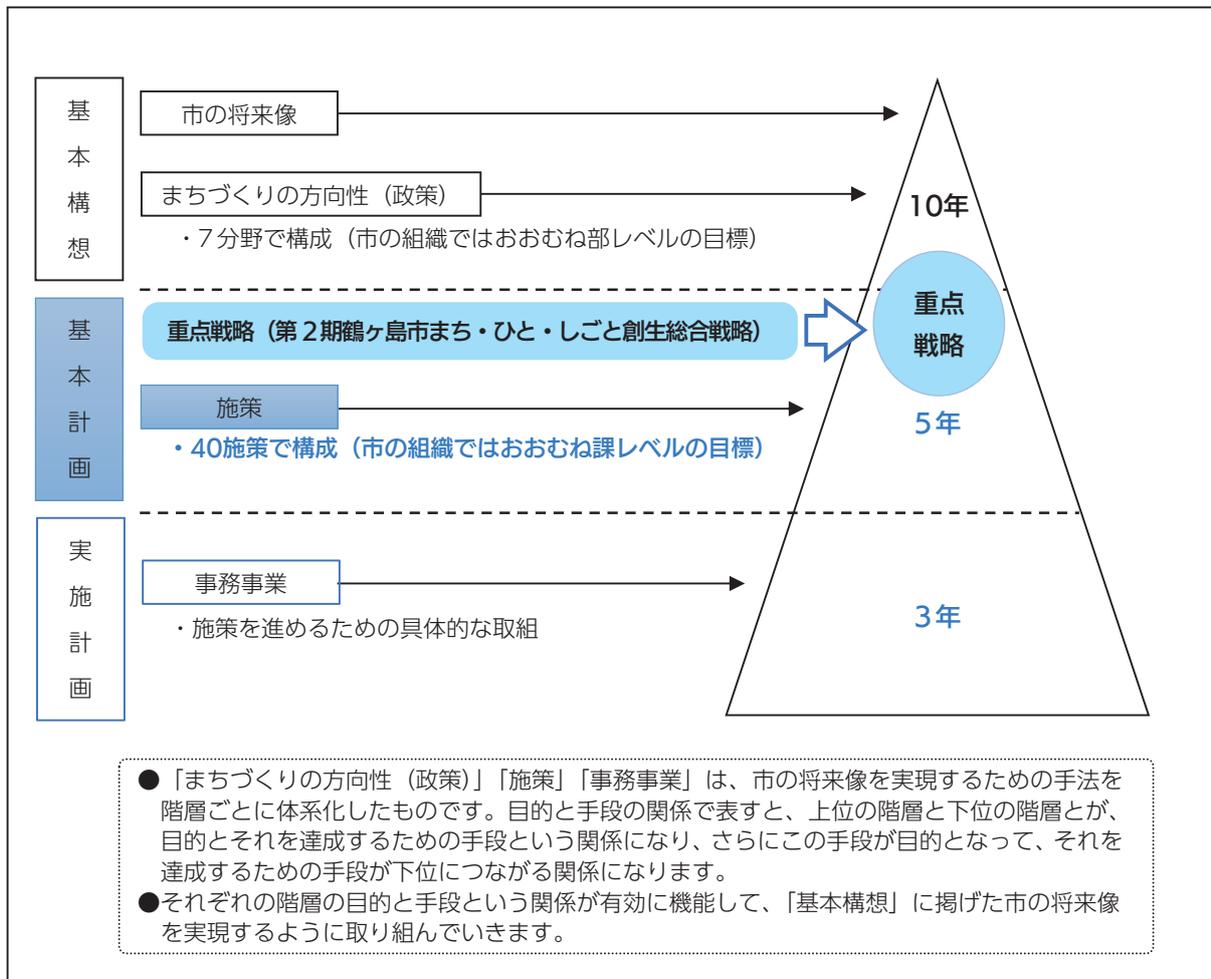
1 前期基本計画の概要

第6次鶴ヶ島市総合計画「前期基本計画」は、令和2年度から令和6年度までの期間に実施する取組を、7つの分野別にまとめたものです。また、各分野の取組を横断的に連携しながら、特に力を入れていく取組として、3つの「重点戦略」を掲げています。

「重点戦略」に設定した指標（計画期間内の数値目標）の検証や、必要性・効率性・有効性などの観点から実施する行政評価の仕組みを活用し、計画に掲げた取組を着実に実施しながら将来像の実現を目指します。

なお、2030年（令和12年）を期限とする「SDGs¹（持続可能な開発目標）」の考え方は、鶴ヶ島市がこれまで取り組んできた持続可能なまちづくりと同じ方向を向くものです。そのため、第6次鶴ヶ島市総合計画「前期基本計画」では、SDGsに掲げられた17のゴール（目標）と169のターゲットを考慮に入れ、計画を推進していきます。

■ 総合計画の階層図



¹ SDGs…エス・ディー・ジーズ（Sustainable Development Goalsの略）。環境・社会・経済の3つの側面から持続可能な社会の実現を目指す、すべての国・地域の人びとに共通する2030年（令和12年）までの目標

《特に留意すべき SDGs のゴールと考え方》

ゴール / ターゲット	基本的な考え方
 10.2 10.4	ユニバーサルデザイン ¹ の視点に立ち、年齢、性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、誰もが自分らしく生活できるまちにします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や道路、公園などの整備にあたり、「物理的」なバリア（障壁）をなくします。
 11.3 11.5 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な情報発信手段を組み合わせるなど、「情報面」のバリアをなくします。 ・ 一人ひとりができることを考え、実行できるように、「意識上」のバリアをなくします。
 17.17	市民や地域の団体をはじめ、産業界、教育機関、金融機関などとの幅広い連携・協働により、計画の実効性を高めます。

(特に留意すべき SDGs のゴール / ターゲットについて)

<p>《 10 人や国の不平等をなくそう 》</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況にかかわらず、すべての人びとの能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する。</p> <p>10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p>
<p>《 11 住み続けられるまちづくりを 》</p> <p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.5 2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人びとの保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者および障害者を含め、人びとに安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
<p>《 17 パートナーシップで目標を達成しよう 》</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

※ 日本語は、外務省の仮訳をもとにしています。

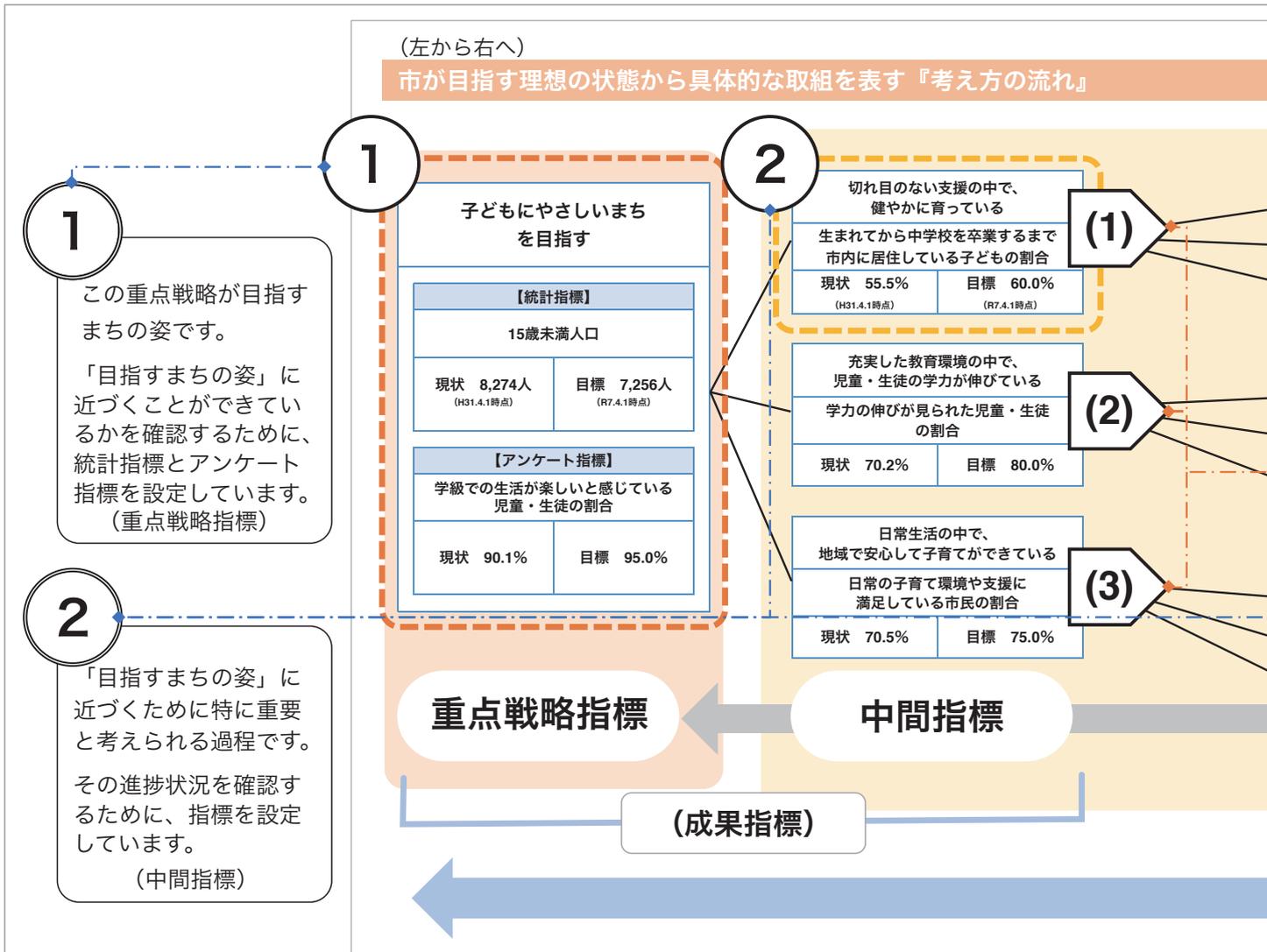
¹ ユニバーサルデザイン…施設や製品などを、できるだけ多くの人が使いやすいようにするという考え方

2 重点戦略（鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

まちづくりの課題の解決に向けて、各分野の取組を横断的に連携しながら推進していく3つの重点的な取組を掲げます。

これら3つの取組を一体的に進めることで、市の将来像の実現を目指します。

重点戦略の見方



◆指標の考え方について

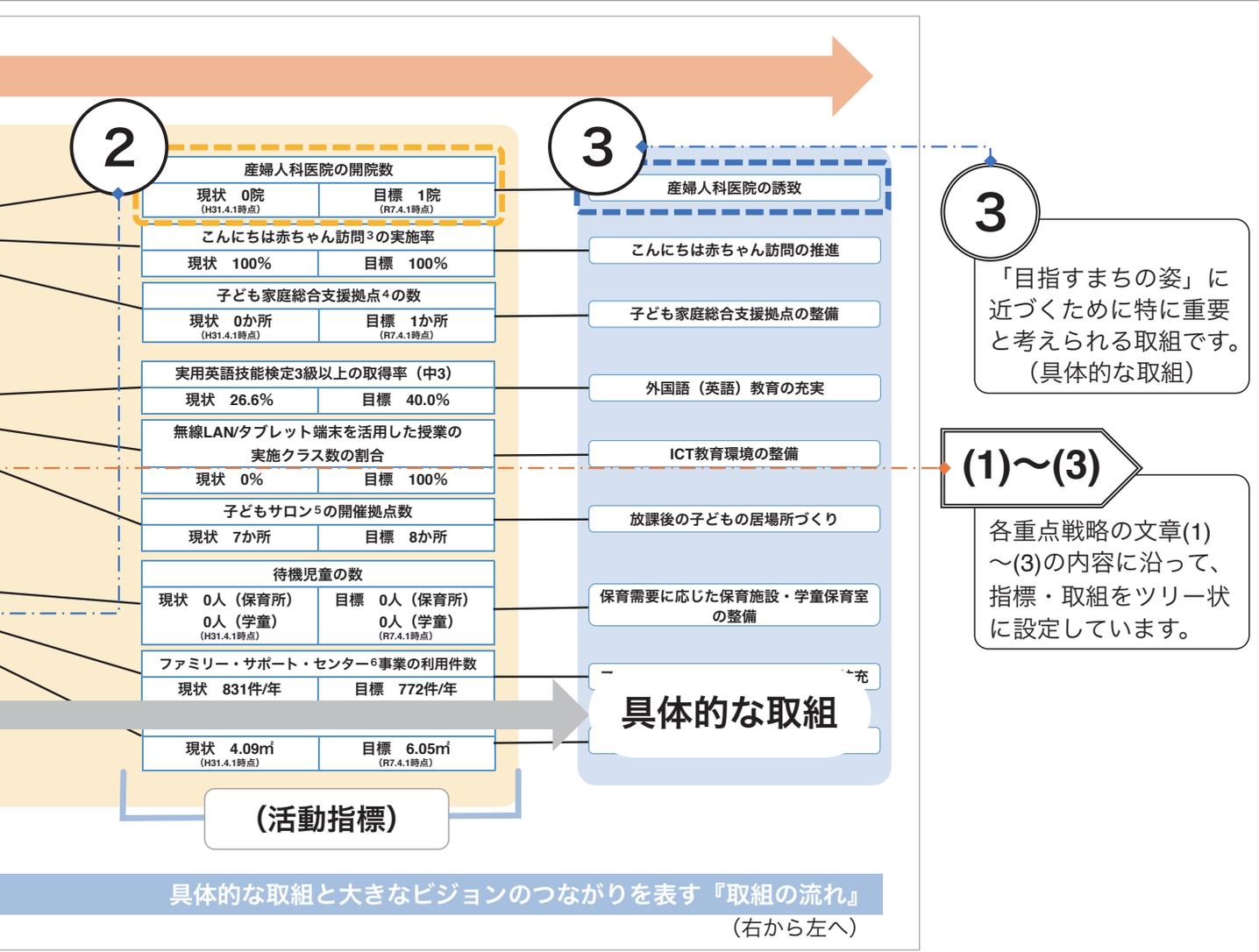
重点戦略に掲げている指標には、活動指標と成果指標があります。

- ・活動指標…事業の具体的な活動量や活動実績を測るもの
- ・成果指標…事業を実施することで市民にどのような効果・効用がもたらされたかを表すもの

いずれの指標にも「目標値」を設定し、総合計画に掲げた「目指すまちの姿」に近づくことができているか、その進捗状況を確認するための一つのものさしとして活用します。

重点戦略は、基本構想に掲げたまちづくりの課題（魅力ある地域社会をつくり、将来にわたって市の活力を維持すること）を解決するために推進するものであり、人口減少克服・地方創生を目的とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方と一致するものです。

そのため、鶴ヶ島市では、第6次鶴ヶ島市総合計画前期基本計画の重点戦略を、「第2期鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け、引き続き地方創生に取り組んでいきます。



◆指標の時点について
『現状』欄は、原則として平成30年度の実績値を記載しています。
『目標』欄は、原則として令和6年度実績とし、前期基本計画の計画期間内(令和6年度末まで)に目指す目標値を記載しています。
(原則以外の年度の場合は時点を記載します)

重点戦略1 子どもにやさしいまちづくり

(1) 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

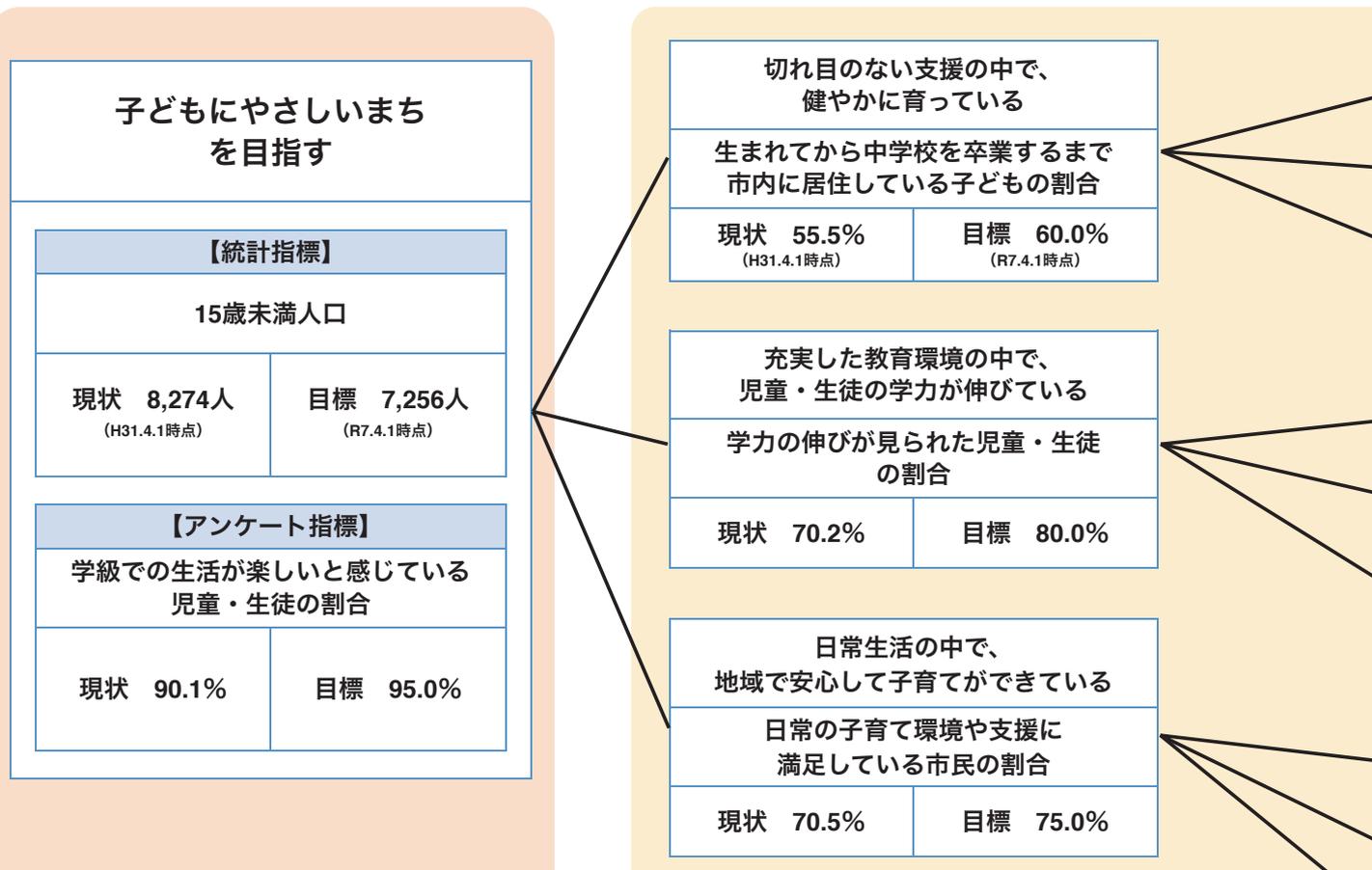
安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するとともに、すべての子どもや子育て家庭に寄り添った相談支援体制のさらなる発展と拡大を図るなど、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

(2) 新しい時代を生きる子どもたちへの教育の充実

新しい時代を生きる子どもたちへの教育の充実を図るため、学び合い学習¹や外国語教育・ICT²を活用した教育を推進するとともに、学校と地域の新しい連携体制の構築や、学校施設の老朽化対策、学校再編などにより、教育環境の向上を図ります。

(3) 安心して子育てができる環境の整備

保育所（園）、学童保育室の待機児童数「ゼロ」の継続や、子育て交流の場の充実などにより、地域で安心して子育てができる環境整備を進めます。



¹ 学び合い学習…児童・生徒が自ら考え、仲間との対話を通して、考えを広げたり深めたりすることで、すべての子どもの学びを保障することを目指す学習の考え方

² ICT…情報通信技術のこと。従来から使われていたITに替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉

³ こんにちは赤ちゃん訪問…子育ての孤立化を防ぐために乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての悩みを聞き、必要な支援につなげる事業

⁴ 子ども家庭総合支援拠点…児童福祉法に基づき、すべての子どもとその家庭および妊産婦などを対象に、福祉に関する支援業務を行う拠点

⁵ 子どもサロン…放課後の子どもたちの居場所として、地域住民と一緒に、宿題などの学習をしたり、自由に遊んだりできる場のこと

⁶ ファミリー・サポート・センター…子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）が、地域の中で相互援助を行う会員組織

■ 10年後を見すえた取組



学校施設の老朽化対策・学校再編



産婦人科医院の開院数	
現状 0院 (H31.4.1時点)	目標 1院 (R7.4.1時点)
こんにちは赤ちゃん訪問 ³ の実施率	
現状 100%	目標 100%
子ども家庭総合支援拠点 ⁴ の数	
現状 0か所 (H31.4.1時点)	目標 1か所 (R7.4.1時点)
実用英語技能検定3級以上の取得率(中3)	
現状 26.6%	目標 40.0%
無線LAN/タブレット端末を活用した授業の実施クラス数の割合	
現状 0%	目標 100%
子どもサロン ⁵ の開催拠点数	
現状 7か所	目標 8か所
待機児童の数	
現状 0人(保育所) 0人(学童) (H31.4.1時点)	目標 0人(保育所) 0人(学童) (R7.4.1時点)
ファミリー・サポート・センター ⁶ 事業の利用件数	
現状 831件/年	目標 772件/年
1人あたりの都市公園面積	
現状 4.09㎡ (H31.4.1時点)	目標 6.05㎡ (R7.4.1時点)

- 産婦人科医院の誘致
- こんにちは赤ちゃん訪問の推進
- 子ども家庭総合支援拠点の整備
- 外国語(英語)教育の充実
- ICT教育環境の整備
- 放課後の子どもの居場所づくり
- 保育需要に応じた保育施設・学童保育室の整備
- ファミリー・サポート・センターの拡充
- 新たな都市公園の整備

重点戦略2 いつまでも健康でいられるまちづくり

(1) 多様な主体による健康づくりの推進

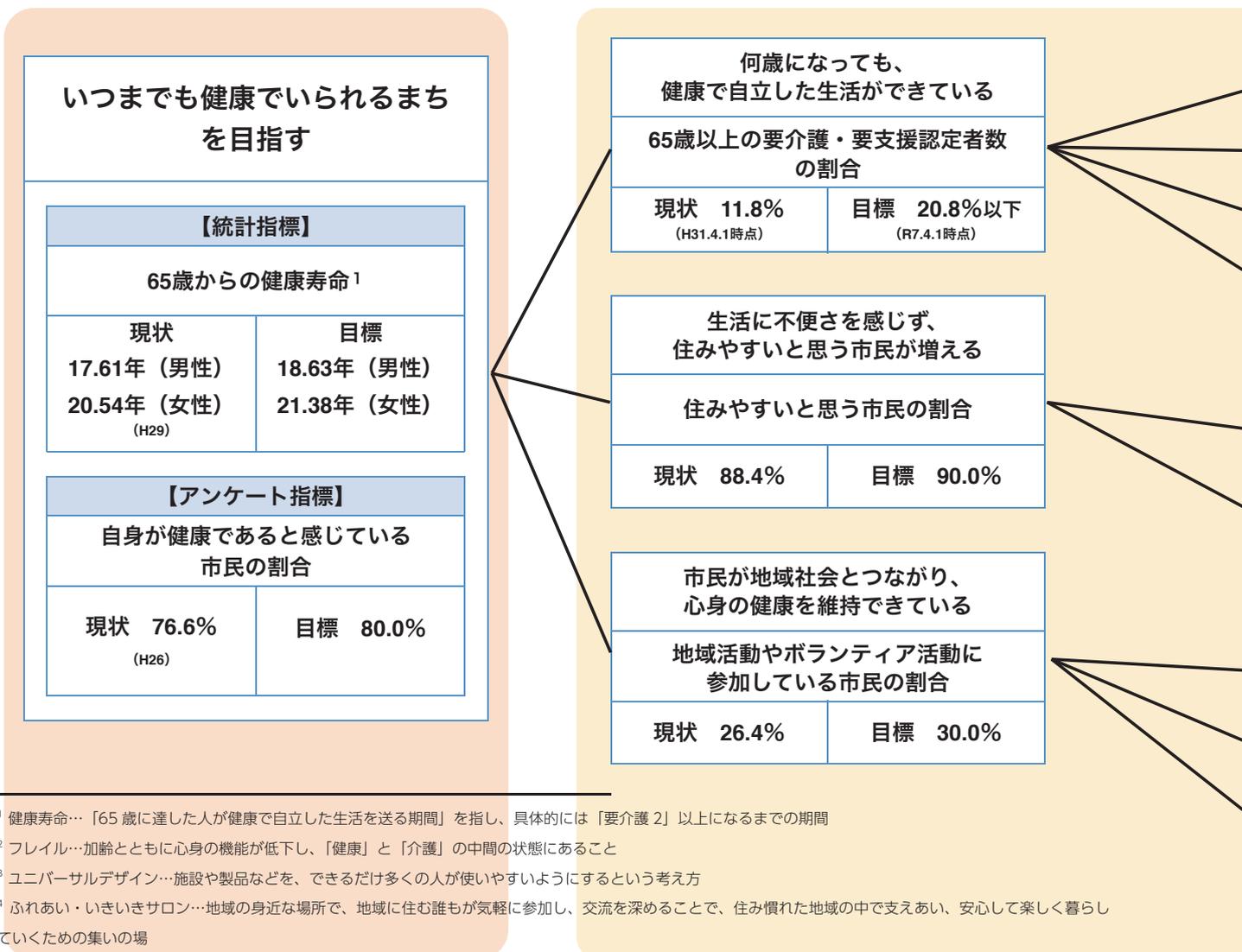
地域と連携した健康づくりの体制を構築するとともに、保健・医療や介護予防事業などを一体的に推進することにより、一人ひとりの健康状況に応じたきめ細やかな健康づくりを進めます。

(2) 外出したくなる環境の整備

日常的に歩きたくなるような街並み、歩道、公園や、健康づくりの拠点などを整備するとともに、公共交通のさらなる利便性の向上を図り、誰もが気軽に外出できる住みやすい環境づくりを進めます。

(3) 社会参加の促進

地域社会とのつながりなどにより、いつまでも心身ともに健康を維持することができるように、社会参加を一層促進します。



■ 10年後を見すえた取組



健康づくりの拠点整備

ラジオ体操事業の参加者数	
現状 444人	目標 511人
健康づくりのための運動を実施している人の割合	
現状 45.6%	目標 50.0%
身近な地域での介護予防の場の数	
現状 35か所/年	目標 45か所/年
特定保健指導の対象者の発生率	
現状 11.5%	目標 8.5%以下
歩道の整備延長	
現状 85.3km (H31.4.1時点)	目標 91.7km (R7.4.1時点)
つるバス・つるワゴンの利用者数	
現状 300,760人/年	目標 359,000人/年
ふれあい・いきいきサロン ⁴ 登録団体数	
現状 69団体 (H31.4.1時点)	目標 95団体 (R7.4.1時点)
健康づくりの担い手の人数	
現状 133人 (H31.4.1時点)	目標 211人 (R7.4.1時点)
地域支え合い協議会の会員数	
現状 1,080人 (H31.4.1時点)	目標 1,155人 (R7.4.1時点)

地域と連携した健康づくり事業

ウォーキングの普及促進

介護予防・フレイル²予防の推進体制の整備

生活習慣改善の支援

ユニバーサルデザイン³に配慮した歩道の整備

つるバス・つるワゴンの利便性向上

地域の中での交流・集いの場の拡充

健康づくりの担い手の支援

地域支え合い協議会活動の支援

重点戦略3 多様な働き方が実現できるまちづくり

(1) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域の整備・活用

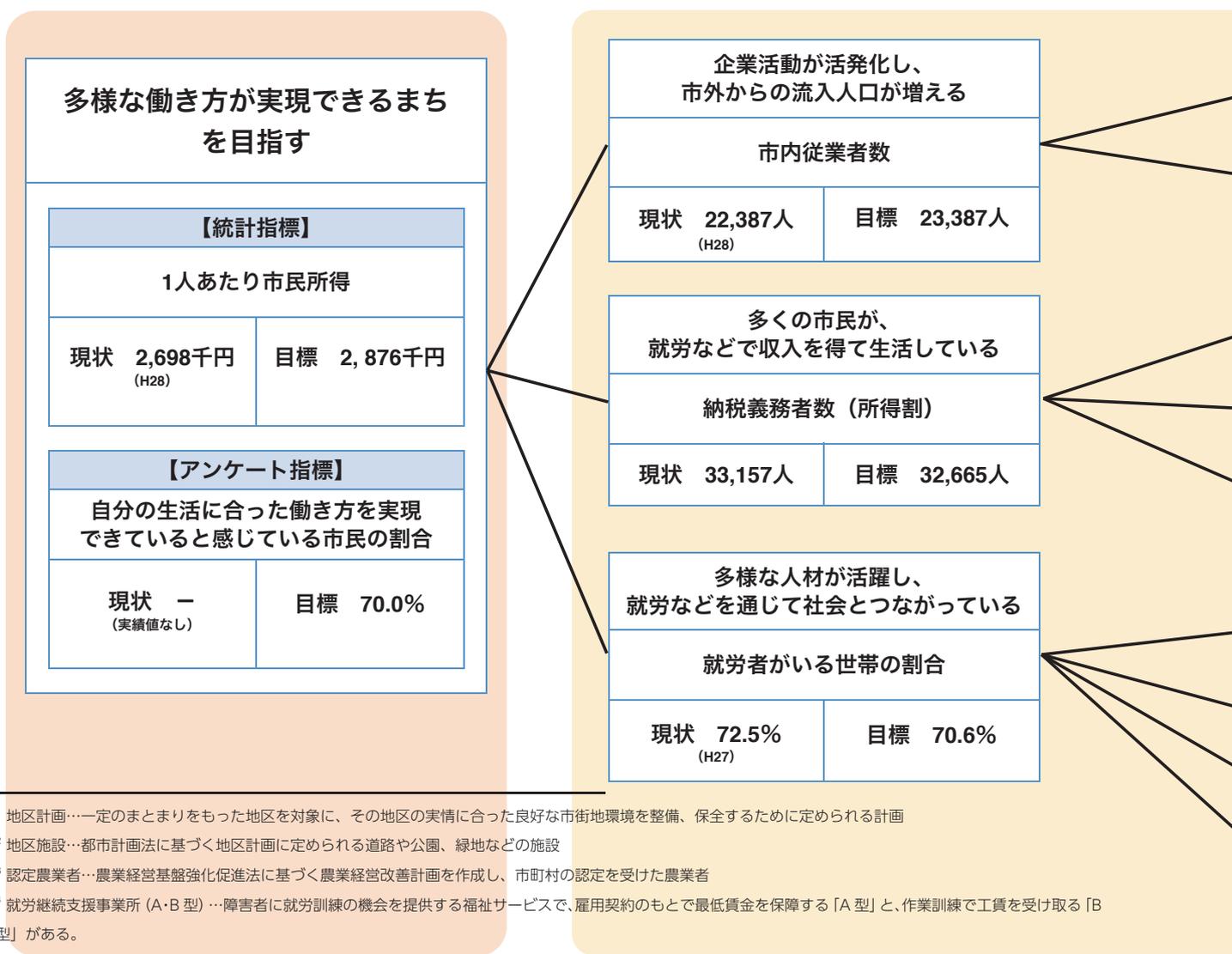
圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺の道路インフラなどの基盤を着実に整備するとともに、企業支援に向けた取組を進めることにより、経済効果をもたらす企業誘致などを推進し、地域経済の活性化を図ります。

(2) 職住近接を中心とした時間と心のゆとりの創出

職住近接のまちづくりを進めるため、区画整理などの市街地整備により居住の受け皿を確保するとともに、市内企業と連携し、地域資源を活用した新たな魅力や雇用の創出などを図ります。

(3) 多様な担い手の活躍の促進

女性、高齢者、障害のある人、外国人など、誰もが活躍できる地域の実現に向けた取組を一層推進します。



■ 10年後を見すえた取組



市内企業と連携した鶴ヶ島駅周辺地区の拠点整備

都市計画道路整備率 (川越鶴ヶ島線・鶴ヶ島南通り線)	
現状 37.8% (H31.4.1時点)	目標 100% (R7.4.1時点)
人材確保に向けた支援企業数	
現状 0社 (H31.4.1時点)	目標 30社 (R7.4.1時点)
住居の受け皿の整備率 (藤金地区地区計画 ¹ に定める地区施設 ² の整備率)	
現状 0% (H31.4.1時点)	目標 70% (R7.4.1時点)
企業立地奨励制度に基づく指定企業数	
現状 1社 (H31.4.1時点)	目標 5社 (R7.4.1時点)
認定農業者 ³ の人数	
現状 16人 (H31.4.1時点)	目標 27人 (R7.4.1時点)
再就職した女性の人数	
現状 0人 (H31.4.1時点)	目標 42人(累計) (R7.4.1時点)
シルバー人材センターの会員数	
現状 653人 (H31.4.1時点)	目標 770人 (R7.4.1時点)
就労継続支援事業所(A・B型) ⁴ の利用者数	
現状 132人/年	目標 155人/年
生活困窮者に対する支援を受けて就労を開始した人数	
現状 17人/年	目標 25人/年

- 都市計画道路の整備
(圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺)
- 企業活動の支援
- 藤金地区のまちづくり
(藤金土地区画整理事業施行区域内)
- 企業立地奨励制度の推進
- 認定農業者/新規就農者の確保・育成
- 女性の起業・就業支援
- 高齢者の就労や社会参加の機会創出
- 障害のある人への就労支援
- 生活困窮者等の就労自立支援

3 分野別施策

基本構想に掲げたまちづくりの方向性（7つの政策分野）に沿って、分野別に取り組む内容を示します。

■ 施策体系（40 施策）と3つの重点戦略との関連

政策	施策	重点戦略との関連		
		子ども	健康	働き方
政策1 安心して暮らせるまち (福祉)	施策1 地域福祉の推進		○	
	施策2 生活の安定と自立への支援			○
	施策3 子ども・家庭への支援の充実	○		
	施策4 地域連携による子育て支援の充実	○		
	施策5 幼児教育・保育の充実	○		○
	施策6 障害や生きづらさを抱える人への支援		○	○
政策2 豊かな人が育つまち (教育・文化)	施策7 未来を創り出す力を育む教育の推進	○		
	施策8 教育環境の充実	○		
	施策9 生涯学習・スポーツの振興		○	
	施策10 歴史・文化の継承と芸術の振興			
政策3 いきいきと暮らせるまち (保健)	施策11 健康づくりの推進		○	○
	施策12 地域保健・地域医療の充実	○	○	
	施策13 高齢者が安心できる生活の支援		○	○
	施策14 介護予防・介護サービスの充実		○	
	施策15 医療保険・年金制度の適正な運営		○	
政策4 活力にあふれるまち (市民生活)	施策16 地域コミュニティの充実	○	○	
	施策17 地域の拠点機能の充実		○	
	施策18 防災対策の充実			
	施策19 消防・救急体制の充実			
	施策20 交通安全対策の充実			
	施策21 防犯対策の充実			
	施策22 消費者の安全確保			
	施策23 人権・平和意識の醸成			
	施策24 男女共同参画の推進			○
	施策25 多文化交流の推進			
政策5 魅力とにぎわいのあるまち (産業・環境)	施策26 商工業の振興と地域資源の活用			○
	施策27 雇用の創出と就労対策の充実			○
	施策28 農業の振興			○
	施策29 環境保全の推進			
	施策30 循環型社会と環境美化の推進			
政策6 快適で住みよいまち (都市整備)	施策31 適正かつ合理的な土地利用の推進			○
	施策32 市街地整備の推進			○
	施策33 良好な住環境の推進			
	施策34 公園の整備と緑化の推進	○	○	
	施策35 道路環境の整備		○	○
	施策36 公共交通の充実		○	
政策7 経営的視点に立った市政運営 (市政運営)	施策37 持続可能な行政経営の推進			
	施策38 ファシリティマネジメントの推進			
	施策39 情報発信・収集の充実			
	施策40 情報化の推進			

■ 分野別施策の見方

施策 1 地域福祉の推進

令和6年度に、どのようなまちを目指すのかを記載しています。

■ 目指す姿

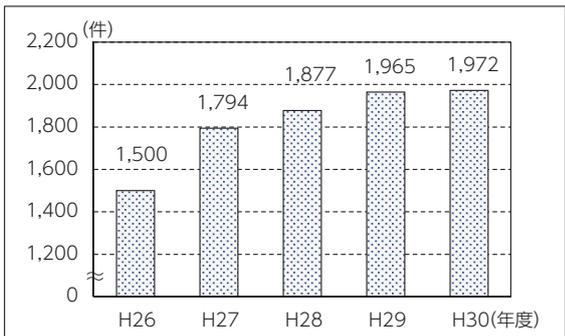
さまざまな主体による包括的な支援体制をつくることによって、誰域で安心して暮らせるまちにします。

目指す姿の実現に向けて、解決すべき課題を記載しています。

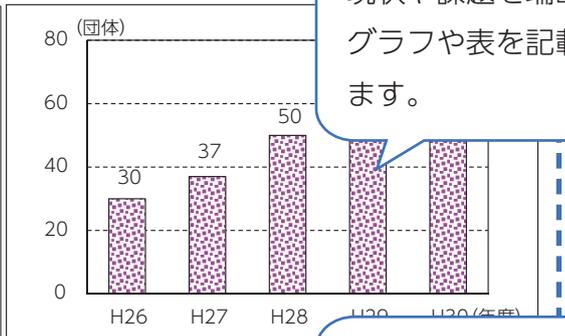
■ 現状と課題

- 既存の支援体制では対応が困難な事例や、多問題を抱える家族など、複合化・複雑化してきている支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築が必要です。

【地域包括支援センター相談件数】



【ふれあい・いきいきサ



現状や課題を端的に示すグラフや表を記載しています。

■ 主な取組

1. 市民が地域福祉の担い手となるよう、地域福祉に関する意識を
2. 各相談支援機関などの相互の有機的な連携により、包括的な支援体制づくりを推進します。
3. 社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、地域福祉に関する活動を支援します。

課題を解決するための、主な取組を記載しています。

※グラフについて
 特に指定がないものは、鶴ヶ島市のデータです。
 また、グラフ中の数値のうち小数点以下の値は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

政策1 安心して暮らせるまち（福祉）

- 施策1 地域福祉の推進
- 施策2 生活の安定と自立への支援
- 施策3 子ども・家庭への支援の充実
- 施策4 地域連携による子育て支援の充実
- 施策5 幼児教育・保育の充実
- 施策6 障害や生きづらさを抱える人への支援

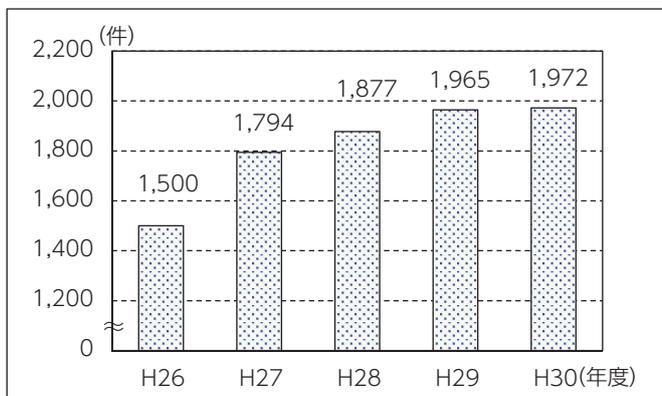
■ 目指す姿

さまざまな主体による包括的な支援体制をつくることによって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちにします。

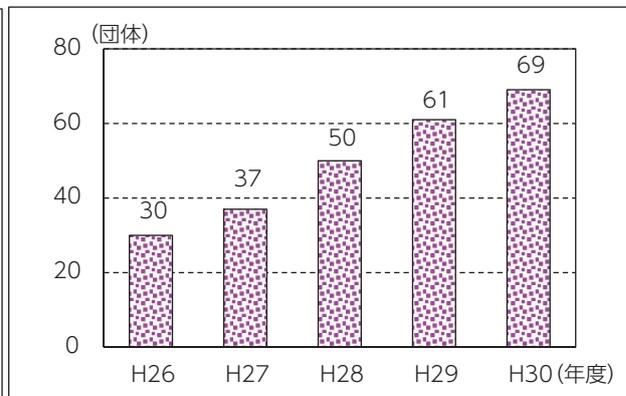
■ 現状と課題

- 既存の支援体制では対応が困難な事例や、多問題を抱える家族など、複合化・複雑化してきている支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築が必要です。

【地域包括支援センター相談件数】



【ふれあい・いきいきサロン¹登録団体数】



■ 主な取組

1. 市民が地域福祉の担い手となれるよう、地域福祉に関する意識を醸成します。
2. 各相談支援機関などの相互の有機的な連携により、包括的な支援体制づくりを推進します。
3. 社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、地域福祉に関する活動を支援します。

¹ ふれあい・いきいきサロン…地域の身近な場所で、地域に住む誰もが気軽に参加し、交流を深めることで、住み慣れた地域の中で支えあい、安心して楽しく暮らしていくための集いの場

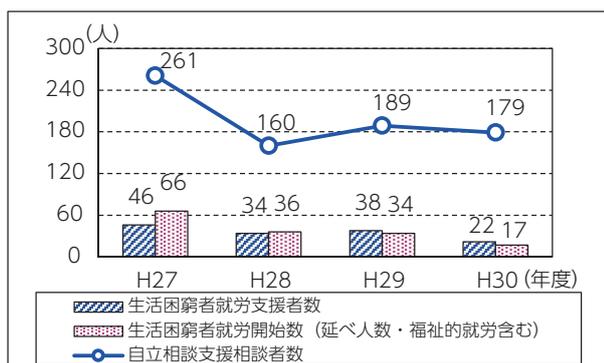
■ 目指す姿

生活に困っている人に対する保護・支援を行うことによって、自立した生活ができるまちにします。

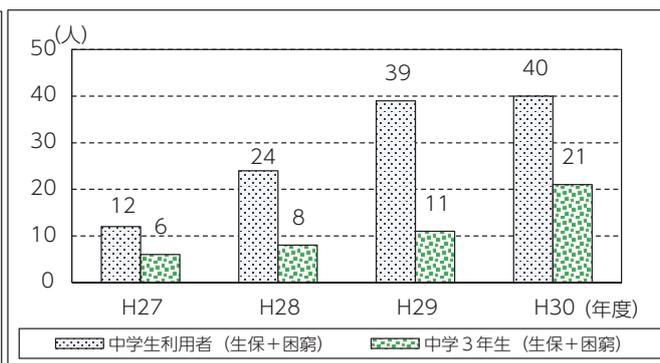
■ 現状と課題

- 支援を必要とする人の中には、失業をはじめ、疾病、障害、精神疾患、認知症、ひきこもり、虐待被害、不登校、DV¹、無年金者など、複合的で複雑な課題を抱えていることが多いため、一人ひとりの状況に合わせた相談・支援を充実させる必要があります。
- 生活保護・生活困窮世帯の子どもの就学状況は厳しい環境にあるため、高校進学率を高め、中途退学者を出さないなど、負の連鎖を断ち切る必要があります。

【生活困窮者に対する支援の推移】



【生活困窮者学習支援教室利用状況】



(平成 27 年度から実施)

■ 主な取組

1. 生活困窮者に対する相談・支援体制の充実を図ります。
2. 日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の支援の充実を図ります。
3. 生活困窮世帯等の子どもの就学・修学を支援します。

¹ DV…Domestic Violence (ドメスティックバイオレンス) の略。配偶者や交際相手などから受ける暴力のこと。身体的な暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

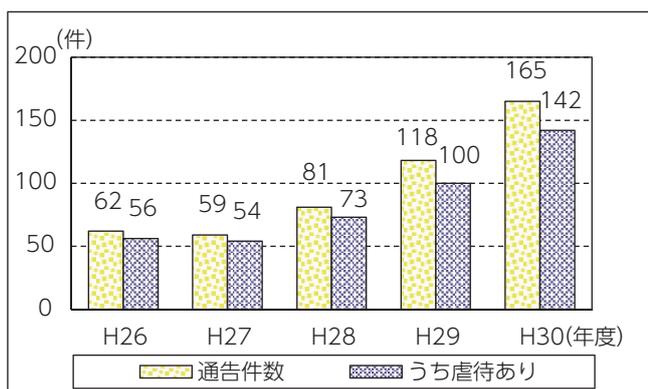
■ 目指す姿

すべての子どもや家庭の相談に対応し、きめ細やかな支援を行うことによって、子どもたちが健やかに育つまちにします。

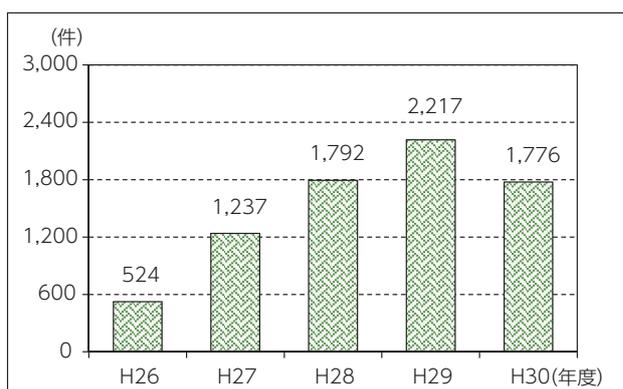
■ 現状と課題

- 児童虐待の通告や、子どもの養育に関する相談などの件数が増加しています。また、子どもの発育や発達に関する問題や、養育者の経済的な問題などは、家庭における養育環境の悪化にもつながります。相談者が抱える課題は、複数の要因が複雑に絡みあっていることが多いため、さまざまな制度を活用し、関係機関と連携した対応を進めるなど、支援体制の充実が必要です。

【児童虐待通告受付件数】



【家庭児童相談室への相談件数】



■ 主な取組

1. 児童・家庭総合相談窓口の充実などにより、市民が安心して相談できる支援体制を強化します。
2. 要保護児童対策地域協議会¹の仕組みを活用し、児童虐待防止の取組を推進します。
3. 関係機関との連携により、配慮が必要な子どもを支援します。
4. 子育て家庭の負担軽減に向けた経済的支援や、子どもの貧困対策を推進します。

¹ 要保護児童対策地域協議会…児童福祉法に基づき、さまざまな理由で保護が必要な子どもなどに関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関

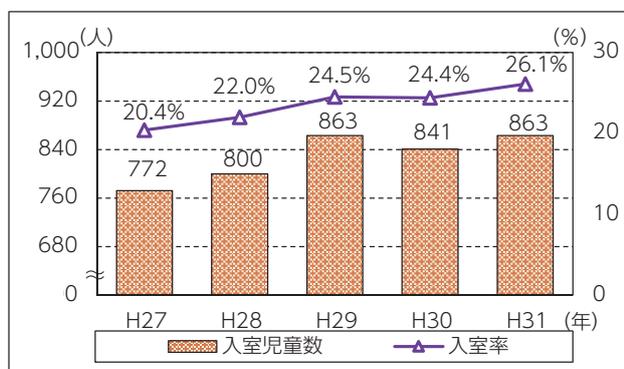
■ 目指す姿

地域の多様な主体が連携して子育て家庭を支援することによって、子育て家庭が喜びと楽しみをもって子育てができるまちにします。

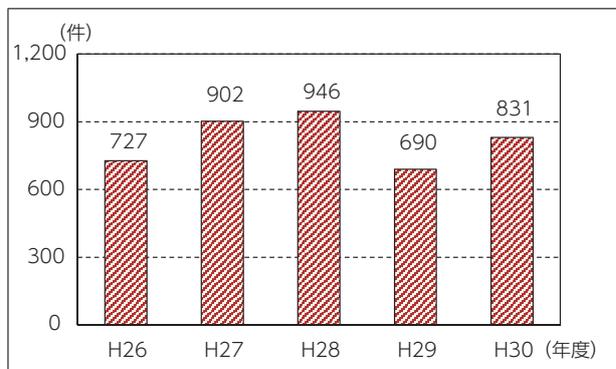
■ 現状と課題

- 児童数が減少する中で、核家族化は進み、地域とのつながりが希薄化しています。そのため、地域との関わりの中で、子どもたちが自らの地域に愛着を持ち、安心・安全な環境のもと、健やかに成長できる環境づくりが必要です。

【学童保育室入室児童数】



【ファミリー・サポート・センターの年間利用件数】



(各年 4月 1日現在)

■ 主な取組

1. 利用希望児童数の変化に応じた学童保育室の整備などにより、学童保育の充実を図ります。
2. 地域の多様な主体による連携を進め、地域の子育て支援の充実を図ります。
3. 家庭・学校・地域との連携により、青少年の健全育成を推進します。

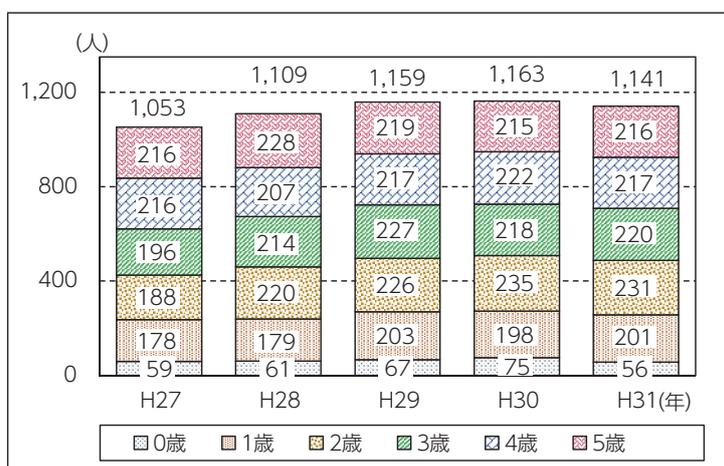
■ 目指す姿

就学前の幼児教育・保育の環境の充実によって、子どもたちの健やかな成長を支援し、安心して働きながら子育てができるまちにします。

■ 現状と課題

- 少子化が進行する中、共働き・ひとり親世帯の増加や、就労形態の変化、幼児教育・保育の無償化などにより、保育ニーズは多様化しています。そのため、長期的な保育需要を見込んだ保育施設の運営や設置が必要です。

【保育所入所者数】



(各年 4 月 1 日現在)

■ 主な取組

1. 子どもが健全で心豊かに成長できるよう、幼児期の教育・保育を総合的に支援します。
2. 一時預かりや病児保育など、多様な保育サービスを推進します。
3. 認定こども園¹、保育所、地域型保育施設²などを計画的に整備します。
4. 質の高い保育サービスの継続のため、保育環境の充実を図ります。

¹ 認定こども園…教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さがある施設

² 地域型保育施設…地域が抱えるさまざまな保育ニーズにきめ細かく対応するため、原則 0～2 歳児を対象とした少人数保育を実施する施設

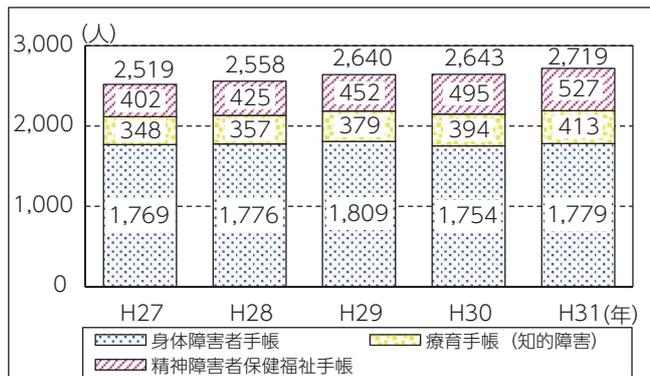
■ 目指す姿

障害特性や成長段階、生活状況に応じた包括的・継続的な支援によって、障害や生きづらさを抱えた人も安心して自分らしく暮らせるまちにします。

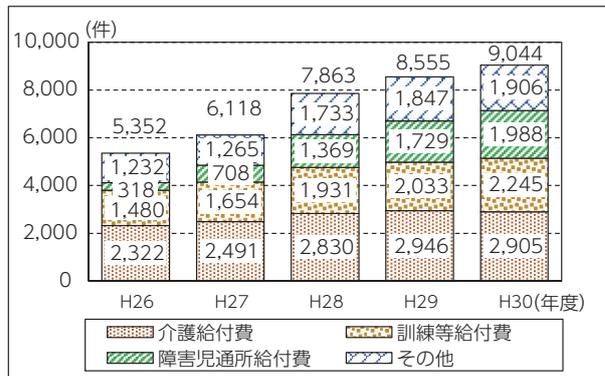
■ 現状と課題

- 「障害」には、障害者手帳を有しない難病や発達障害も含まれるため対象者は増大し、福祉サービスを要する人のニーズは、複雑多岐にわたっています。そのため、障害や生きづらさを抱えた一人ひとりの状況を的確に把握し、支援していく必要があります。

【障害者手帳交付状況】



【障害者自立支援給付のサービス利用件数】



(各年 4月 1日現在)

■ 主な取組

1. 障害のある人が安心して相談でき、地域で生活していけるよう支援の充実を図ります。
2. 障害のある人が自立した生活を送れるよう、社会参加や就業を支援します。
3. 障害に対する理解を促進し、障害者差別解消や権利擁護の取組を推進します。
4. 障害児に対する支援として、地域における療育体制や家族への支援の充実を図ります。
5. 生きづらさを抱える人を支援し、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会をつくりまします。

政策2 豊かな人が育つまち（教育・文化）

施策7 未来を創り出す力を育む教育の推進

施策8 教育環境の充実

施策9 生涯学習・スポーツの振興

施策10 歴史・文化の継承と芸術の振興

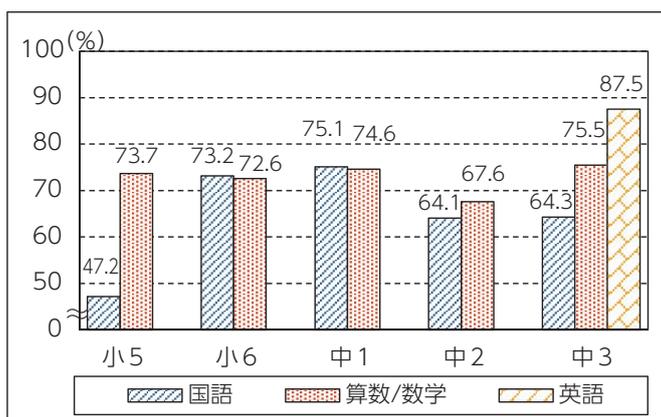
■ 目指す姿

子どもたちの「生きる力」を育むことによって、豊かな未来を創り出す子どもが育つまちにします。

■ 現状と課題

- これからの社会は、将来の変化を予測することが困難な時代とされています。このような時代を生き抜くため、「確かな学力」の育成が必要です。
- 規範意識の低下、人間関係の希薄化などが指摘されています。そのため、自らを律しつつ、他者を思いやる心など、「豊かな心」の育成が必要です。
- 生涯にわたり健康で豊かな生活を送ることが求められています。そのため、体力の向上や望ましい食習慣を身に着けるなど、「健やかな体」の育成が必要です。

【前学年から「学力の伸び」が見られた児童・生徒の割合】



資料：「埼玉県学力・学習状況調査（平成 31 年 4 月実施）」

■ 主な取組

1. 学び合い学習¹や外国語教育・特別支援教育の充実などにより、「確かな学力」を育成します。
2. 道徳教育やいじめ・不登校対策の推進などにより、「豊かな心」を育成します。
3. 体力の向上、学校保健や食育の推進などにより、「健やかな体」を育成します。

¹ 学び合い学習…児童・生徒が自ら考え、仲間との対話を通して、考えを広げたり深めたりすることで、すべての子どもの学びを保障することを目指す学習の考え方

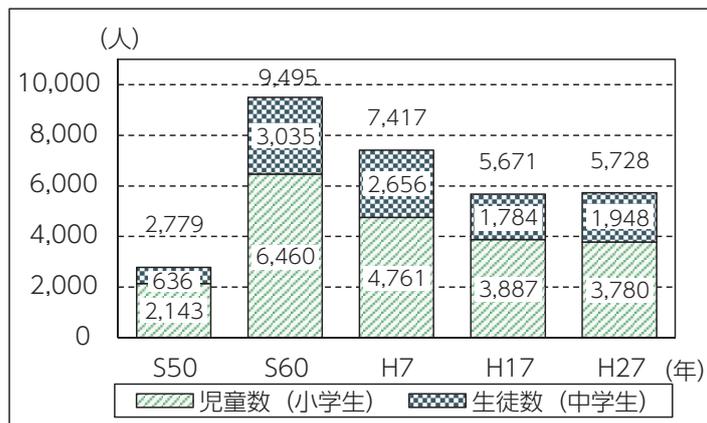
■ 目指す姿

学校・家庭・地域の連携を図るなど、教育環境の充実を図ることによって、子どもたちが安全で安心して健やかに学校生活を送ることができるまちにします。

■ 現状と課題

- 複雑化・困難化する学校運営の改善を図り、より良い教育環境を確保するため、地域との連携・協働を深めることや、学校における働き方改革の推進などが必要です。
- 学校施設の老朽化が進んでいます。そのため、老朽化対策とともに、新しい学習指導要領に対応したより良い教育環境を整備することが必要です。

【児童・生徒数の推移】



(各年 5月 1日現在)

■ 主な取組

1. コミュニティ・スクール¹などの整備を進め、学校・家庭・地域の連携を推進します。
2. 教職員の働き方改革を進め、子どもと向きあう時間を増やすとともに、教員の資質向上を図ります。
3. 学校施設の老朽化対策や学校再編に取り組み、児童・生徒のより良い教育環境の整備を図ります。
4. 学校教育の情報化²に向けた環境の充実を図ります。

¹ コミュニティ・スクール…保護者や地域の人たちと学校がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。学校運営協議会制度を導入している学校のこと

² 学校教育の情報化…学校での情報通信技術の活用の充実を図ること。また、児童・生徒の情報活用能力を伸ばす教育の充実を図ること

■ 目指す姿

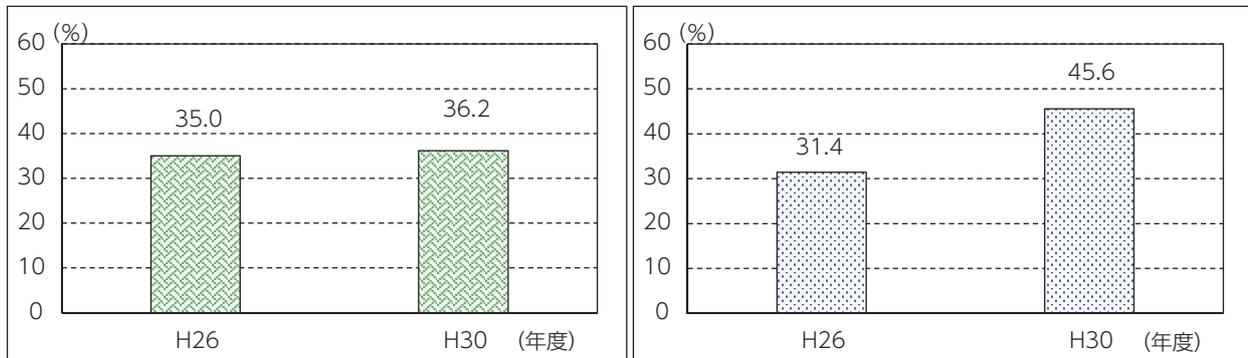
生涯にわたる多様な学習活動、スポーツ・レクリエーション活動を振興することによって、誰もが健康で充実した生活を送ることができるまちにします。

■ 現状と課題

- 生涯学習・スポーツに対するニーズは多様化しています。そのため、心身ともに健康で充実した生活ができるよう環境づくりを進める必要があります。

【「日頃から生涯学習に取り組んでいる」市民の割合】

【「日頃から健康づくりをしている」市民の割合】



資料：「鶴ヶ島市市民意識調査」

■ 主な取組

1. 多様化しているニーズを踏まえ、図書館サービスの充実を図ります。
2. スポーツ施設を整備し、スポーツ活動の場の充実を図ります。
3. 誰でも参加できるスポーツ・レクリエーション機会の充実を図ります。
4. 各種団体や大学、企業などとの連携・協働による生涯スポーツ・健康づくりを推進します。

■ 目指す姿

市の歴史や文化、芸術活動に親しむことによって、郷土意識を深め、誰もが心豊かな生活を送ることができるまちにします。

■ 現状と課題

- 時代や社会の変化の中で失われる可能性のある文化財があります。そのため、これらを保護し、次世代に引き継いでいく必要があります。
- 市民による多彩な文化、芸術活動が行われていることから、引き続き、発表の機会を提供するなど、活動を支援する必要があります。

【指定（選択）文化財等一覧】

指定区分	名称	指定年月日	所在地
天然記念物	県指定 脚折のケヤキ	昭和7年3月31日	脚折白鬚神社
	市指定 三ツ木慈眼寺黒這松	昭和57年3月15日	三ツ木慈眼寺
	市指定 中新田神明社大松	昭和57年3月15日	中新田神明社
史跡	市指定 川崎平右衛門陣屋跡	平成8年3月21日	高倉1233-2
	市指定 地名「鶴ヶ島」発祥の地(※1)	平成18年1月25日	脚折町1-39-16、17
無形文化財	市指定 高倉獅子舞	昭和49年11月1日	高倉日枝神社ほか
	市指定 脚折雨乞	昭和51年8月1日	脚折白鬚神社ほか
	国選択	平成17年2月21日	
有形文化財	市指定 高倉高福寺不動明王画像	昭和61年1月23日	高倉高福寺跡(※3)
	市指定 脚折白鬚神社十一面観音菩薩立像	昭和62年12月24日	脚折白鬚神社
	市指定 上新田六角塔婆(単制六面幢)	平成3年6月27日	上新田539-7
	市指定 脚折白鬚神社棟札・銘札	平成6年2月24日	脚折白鬚神社
	市指定 善能寺鰐口	平成6年2月24日	脚折善能寺
	市指定 銅製楓紋散双雀鏡	平成13年4月26日	脚折白鬚神社
	市指定 才道木日光街道道しるべ(※2)	平成18年3月8日	脚折1861-16
	市指定 脚折村道しるべ	平成22年7月29日	脚折1562-1

※1 昭和49年11月1日に指定したものを、名称変更により再指定 (平成31年4月1日現在)

※2 昭和57年3月15日に指定したものを、種別・所在地変更により再指定

※3 現在「県立歴史と民俗の博物館」に保管中

■ 主な取組

1. 民具や埋蔵文化財など、さまざまな分野の文化財の保存・保護を推進します。
2. 展示や体験学習、市民講座などによる文化財の活用を推進します。
3. 伝統行事の保存と継承を支援します。
4. 各種団体や市民による文化・芸術活動を支援します。

政策3 いきいきと暮らせるまち（保健）

- 施策1-1 健康づくりの推進
- 施策1-2 地域保健・地域医療の充実
- 施策1-3 高齢者が安心できる生活の支援
- 施策1-4 介護予防・介護サービスの充実
- 施策1-5 医療保険・年金制度の適正な運営

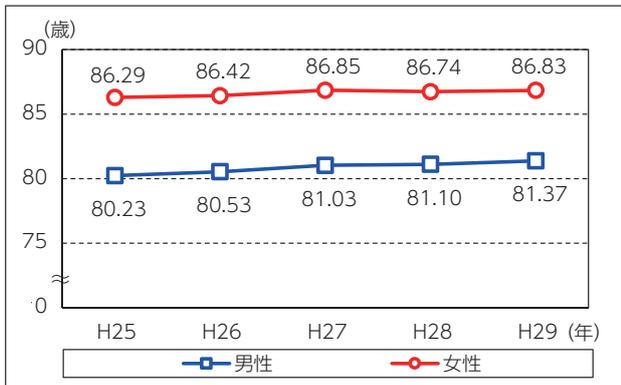
■ 目指す姿

市民が主体的に健康づくりに取り組める仕組みをつくることによって、誰もが地域の中で、健やかに安心して暮らし続けられるまちにします。

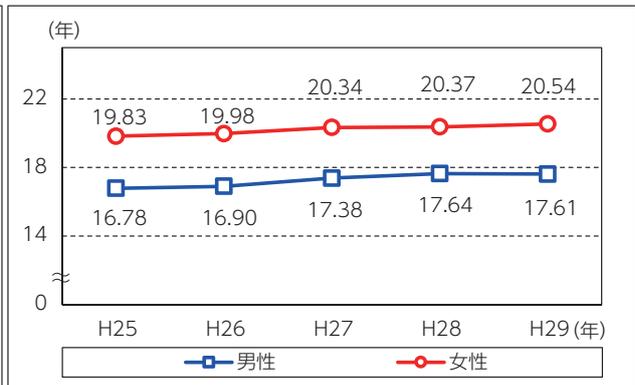
■ 現状と課題

- 健康寿命¹の延伸には、生活習慣病などの疾病予防・重症化予防と介護予防・フレイル²予防への取組が重要です。そのため、市民一人ひとりの食生活、身体活動、社会参加の三位一体となった健康づくりへの支援と、地域に個人の健康づくりを支える仕組みを整えることが必要です。

【平均寿命】



【65歳からの健康寿命】



資料：埼玉県衛生研究所

■ 主な取組

1. 市民が主体的に健康づくりを実践できる機会を提供します。
2. 地域の力を活かし、人材育成や活動支援といった健康づくりの体制を整えます。
3. 食に関わるさまざまな団体と連携し、あらゆる場面での食育を推進します。
4. 生活習慣病などの疾病予防・重症化予防と介護予防・フレイル予防に向けた取組を推進します。

¹ 健康寿命…「65歳に達した人が健康で自立した生活を送る期間」を指し、具体的には「要介護2」以上になるまでの期間

² フレイル…加齢とともに心身の機能が低下し、「健康」と「介護」の中間の状態にあること

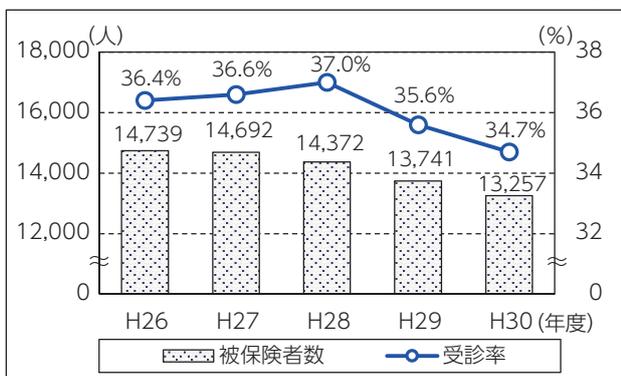
■ 目指す姿

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた各種保健サービスの充実によって、誰もが健やかに暮らせるまちにします。

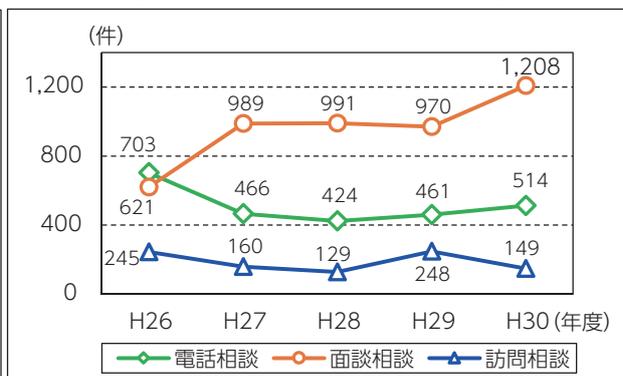
■ 現状と課題

- 健康診査や健康教育、健康相談などの各種保健サービスにより、市民の健康増進と疾病予防を図るため、受診の勧奨および未受診者への対応の強化が必要です。
- 初期救急、二次救急、三次救急の医療機関の機能分化が進んでいます。そのため、身近な地域における医療情報を市民に分かりやすく周知する必要があります。

【被保険者数（※）と特定健康診査受診率】



【母子保健に関する相談件数】



(※) 40歳から74歳までの国民健康保険加入者

■ 主な取組

1. 各種相談機能を強化し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境の充実を図ります。
2. 生活習慣病の予防およびがんの早期発見に向け、各種健（検）診の受診を促進します。
3. 感染症の予防、拡大防止を推進します。
4. 医師会などの医療関係機関と連携し、休日・夜間の救急診療体制の充実を図ります。
5. 歯科疾患の予防や口腔機能の向上のため、歯科口腔保健の充実を図ります。

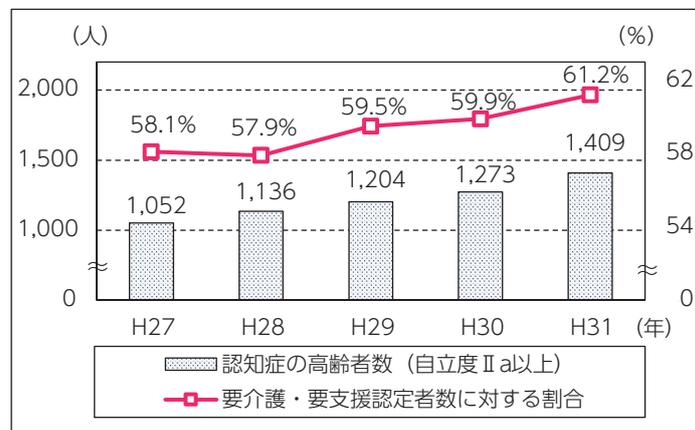
■ 目指す姿

地域包括ケアシステム¹を基盤として、日常生活や社会参加を支援することによって、高齢者が安心していきいきと住み慣れた地域で暮らし続けられるまちにします。

■ 現状と課題

- 高齢化の進行にともない、運動機能や認知機能が低下した高齢者が増えていくことが見込まれています。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるようにするため、地域包括ケアシステムの充実を図る必要があります。

【認知症高齢者数と割合】



(各年 4月 1日現在)

■ 主な取組

1. 医療・介護・介護予防・生活支援サービス・住まいが適切に提供できる地域包括ケアシステムを推進します。
2. 認知症の正しい知識・理解の普及を図るとともに、認知症高齢者の意思が尊重される地域社会をつくります。
3. NPO²、ボランティア、地域支え合い協議会などの連携・協力により、高齢者の生活を支援します。
4. 老人クラブの活動やシルバー人材センターでの就労などを通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。

¹ 地域包括ケアシステム…重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制

² NPO…営利を目的としないで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う団体

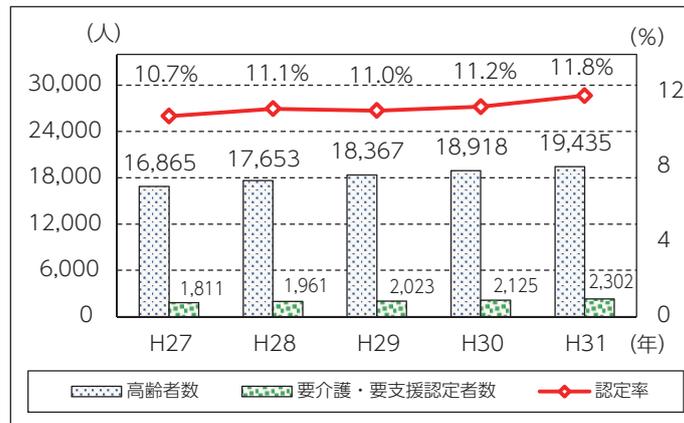
■ 目指す姿

身近な地域で介護予防の通いの場を拡充するとともに、介護サービスの充実を図ることによって、高齢者がいつまでも健康で安心して暮らし続けられるまちにします。

■ 現状と課題

- 高齢化の進行にともない、今後も介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、介護予防の取組や介護サービスの充実が必要です。

【高齢者数、要介護・要支援認定者数と割合】



(各年 4 月 1 日現在)

■ 主な取組

1. できる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防とフレイル¹ 予防の取組を一体的に推進します。
2. 介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅での介護・看護サービスの充実を図ります。
3. 介護給付の適正化を図り、介護保険制度の安定的な運営を推進します。

¹ フレイル…加齢とともに心身の機能が低下し、「健康」と「介護」の中間の状態にあること

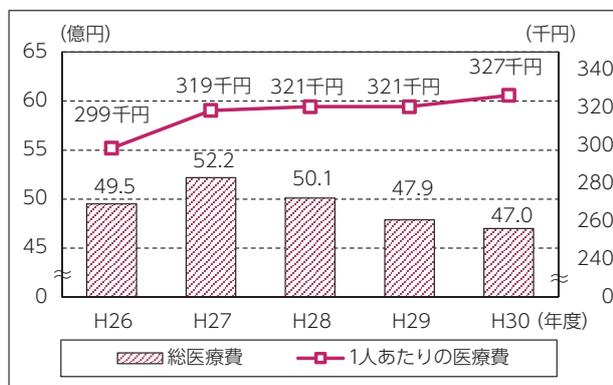
■ 目指す姿

国民健康保険および後期高齢者医療制度の適正な運営と年金制度に対する理解を促進することによって、誰もが安心して暮らすことができるまちにします。

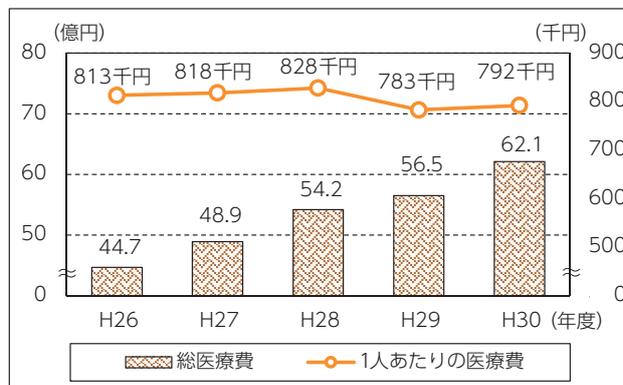
■ 現状と課題

- 医療費の増大が懸念される中で、将来にわたって国民皆保険¹・国民皆年金²制度を堅持していくことが求められているため、健全な財政体質へ転換する必要があります。

【国民健康保険の医療費】



【後期高齢者医療保険の医療費】



■ 主な取組

1. 埼玉県が示す国民健康保険に係る標準保険税率³と市の保険税率にかい離があるため、解消を図ります。
2. 医療保険財政の安定・強化を図るため、現年度分未納者に対する早期対策などにより、保険税(料)の収納対策に取り組めます。
3. 生活習慣病などの重症化の予防を推進するとともに、適正受診の勧奨などにより、医療費の適正化対策に取り組めます。
4. 年金制度の必要性や内容を周知するとともに、年金相談などの機会を通じて、国民年金制度の普及・啓発を促進します。

¹ 国民皆保険…すべての国民が何らかの医療保険制度に加入すること

² 国民皆年金…原則として20歳以上60歳未満のすべての人が公的年金に加入すること

³ 標準保険税率…都道府県統一の算定条件に基づく市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表すもの

政策4 活力にあふれるまち（市民生活）

- 施策16 地域コミュニティの充実
- 施策17 地域の拠点機能の充実
- 施策18 防災対策の充実
- 施策19 消防・救急体制の充実
- 施策20 交通安全対策の充実
- 施策21 防犯対策の充実
- 施策22 消費者の安全確保
- 施策23 人権・平和意識の醸成
- 施策24 男女共同参画の推進
- 施策25 多文化交流の推進

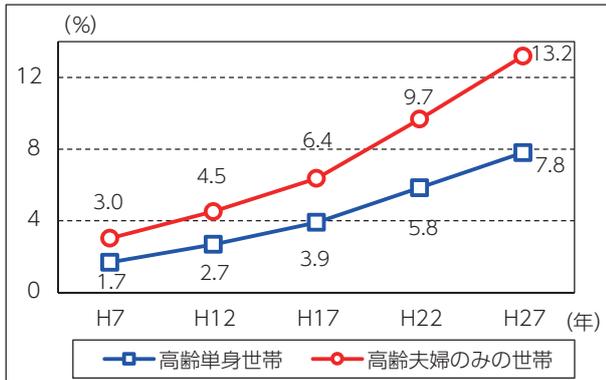
■ 目指す姿

地域コミュニティの充実によって、誰もが日常的に地域とつながりを持ち、安心して暮らせるまちにします。

■ 現状と課題

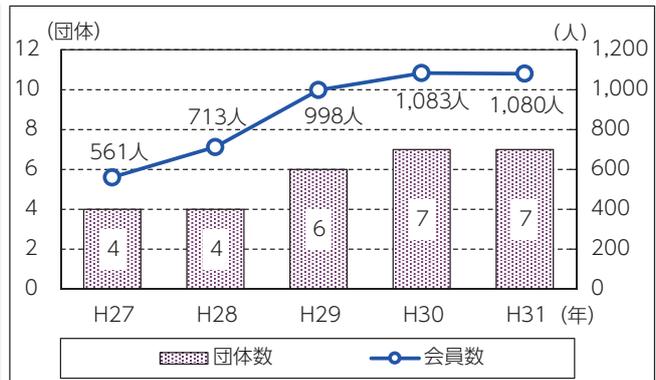
- 急速に進む高齢化などにより、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。そのため、地域で暮らす人びとの孤立や、地域活力¹の低下を招くことがないように、地縁による結び付きや地域活動の担い手を拡充していく必要があります。

【高齢单身・夫婦のみ世帯の割合】



(各年 10月1日現在)

【地域支え合い協議会数と会員数】



(各年 4月1日現在)

■ 主な取組

1. 地域コミュニティの結び付きを強めていくため、自治会活動を支援します。
2. 誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、地域で支えあう取組を支援します。
3. 地域活動への関心を高め、担い手を増やしていくため、市民の活躍の機会の充実を図ります。

¹ 地域活力…地域の人びとや市民活動団体・企業などが良好な関係で結ばれ、地域の活動や交流が活発に行われている様子

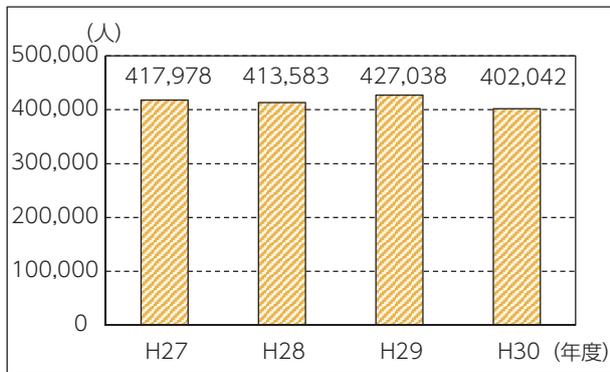
■ 目指す姿

市民に身近な地域の拠点施設である市民センターなどの利用を促進することによって、親しみやすく地域活力¹のあふれるまちにします。

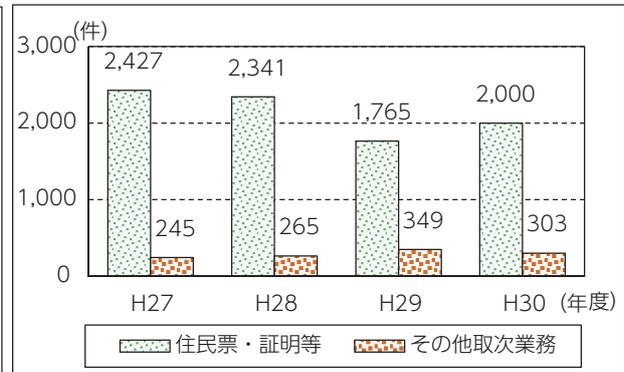
■ 現状と課題

- 少子高齢化の進行などにより、市民センターの利用状況や必要とされるサービス内容に変化が生じています。そのため、市民ニーズや地域の実情に合った、新たな地域運営²に転換していくことが必要です。

【市民センター利用者数】



【市民センター窓口業務受付件数】



(平成 27 年度から市民センターを設置)

■ 主な取組

1. 地域住民の満足度を高めるため、市民センターの利便性の向上を図ります。
2. さまざまな事業を通じて市民センターの利用者を増やし、地域活力の創出と交流を促進します。
3. 市民センターを拠点として、各地域の実情や特性に応じた、新しい地域運営のあり方を創造します。

¹ 地域活力…地域の人びとや市民活動団体・企業などが良好な関係で結ばれ、地域の活動や交流が活発に行われている様子

² 地域運営…地域の生活や暮らしを守るために、地域の人びとや市民活動団体・企業などと市が連携して、地域課題の解決に取り組む仕組み

施策 18 防災対策の充実

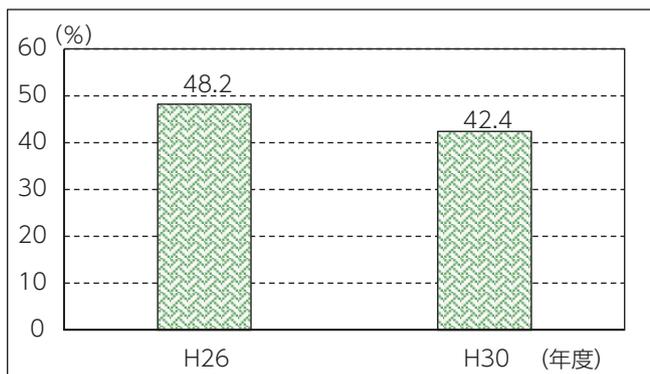
■ 目指す姿

災害時の防災体制「公助」の充実を図るとともに、市民、地域などの防災に対する「自助」・「共助」の意識を高めることによって、災害に強いまちにします。

■ 現状と課題

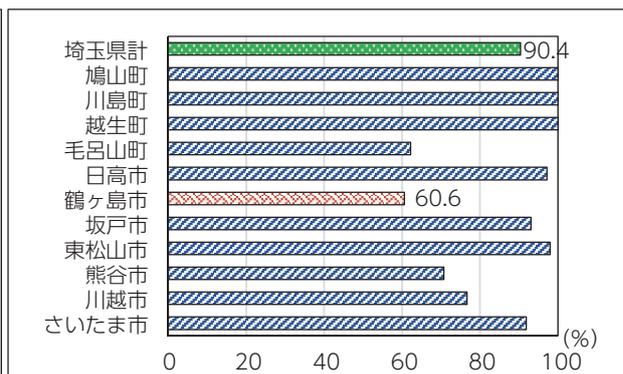
- 災害発生時に自ら積極的な応急活動が行えるよう、防災体制の充実を図る必要があります。
- 市民意識調査では「日頃から防災対策を行っている」と答えた市民が減少しており、自主防災組織¹の組織率についても、県内市町村（世帯数割合）平均と比べ低い状況であるため、災害に対する市民意識の醸成や高揚を図る必要があります。

【「日頃から防災対策を行っている」市民の割合】



資料：「鶴ヶ島市市民意識調査」

【県内市町村別自主防災組織の組織率】



資料：埼玉県危機管理課（平成30年4月1日現在）

■ 主な取組

1. 地域防災計画²を適宜見直し、災害および緊急事態に対する体制を整えます。
2. 市民、地域、企業、消防、警察などと連携し、災害時の救出体制を強化します。
3. 防災訓練や防災に関する講座の開催など、さまざまな機会を通じて市民の防災意識の高揚を図り、「自助」の取組を促進します。
4. 市民自らが防災活動を担えるよう、自主防災組織の設立を促進し、お互いに助けあう「共助」の取組を支援します。

¹ 自主防災組織…災害発生時に備え、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための任意の組織

² 地域防災計画…災害の発生を未然に防止し、災害発生時の減災・復旧を図り、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的に、自治体が作成する総合的な防災計画

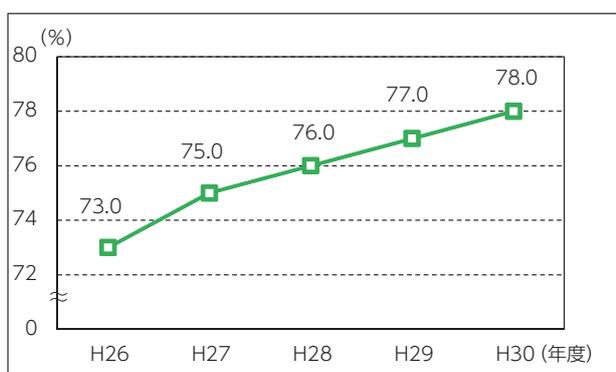
■ 目指す姿

「坂戸・鶴ヶ島消防組合」が行う消防および救急体制の充実などによって、消防・救急体制の整ったまちにします。

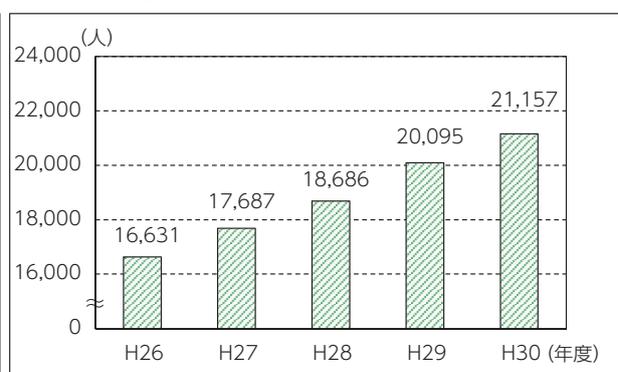
■ 現状と課題

- 今後、発生が懸念される大規模な自然災害や複雑・多様化するさまざまな災害に対応するため、消防署・消防団の車両、資機材および施設の整備、機能強化に加え、市民の防火・救急に対する意識高揚に向けた取組が必要です。

【住宅用火災警報器普及率】



【救命講習等の累計受講者数】



■ 主な取組

1. メンテナンスサイクル¹を構築するため、消防施設の長寿命化計画に基づく消防庁舎の整備を推進します。
2. 複雑多様化する災害に対応するため、消防車両および資機材の充実を図ります。
3. 増加する救急出動に備えるため、救急体制の充実を図ります。
4. 地域に密着した防災活動を推進するため、消防団活動の充実を図ります。
5. 市民の安全を確保するため、消防・救急に対する意識の高揚および災害への対応力の強化を促進します。

¹ メンテナンスサイクル…安心安全などを確保するため、点検、診断、措置、記録、(次の点検)の業務サイクルを通して維持管理を行うこと

施策 20 交通安全対策の充実

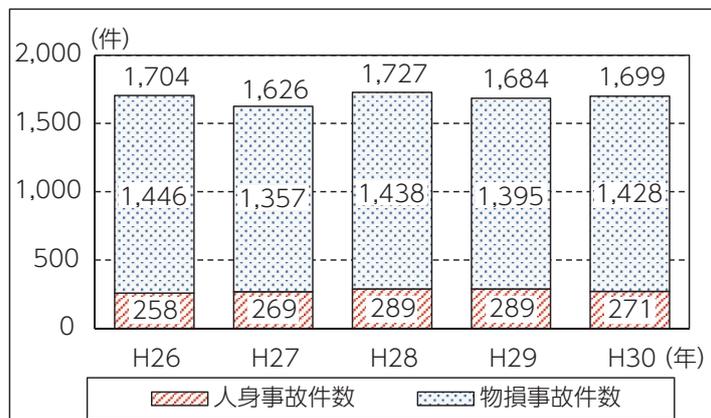
■ 目指す姿

交通安全に対する意識の向上と交通安全施設の整備によって、交通事故の起こりにくいまちにします。

■ 現状と課題

- 交通事故を減らすため、自動車運転者、自転車利用者および歩行者は、道路交通法に基づく交通ルールや交通マナーの習得が必要です。
- 交通事故を未然に防止するため、路面標示¹などの交通安全施設の整備や、安全な交通環境を阻害する放置自転車対策が必要です。

【市内交通事故発生状況（高速道路除く）】



資料：埼玉県警察本部

■ 主な取組

1. 交通関係団体や警察、企業などとの連携のもと、交通事故防止に向けた効果的な交通安全教育・啓発活動を推進します。
2. 区画線²の設置および劣化による補修や啓発反射看板の設置など、交通安全施設の充実により、安心・安全な交通環境の整備を推進します。
3. 安全な交通環境を阻害する放置自転車の適切な指導・誘導・撤去・保管・返還を行い、放置自転車を根絶します。

¹ 路面標示…道路交通に必要な案内、誘導、警戒などをするために、路面上に描かれたもの

² 区画線…路面標示のうち、交通の流れを円滑にするために、車道に引かれた線

施策 21 防犯対策の充実

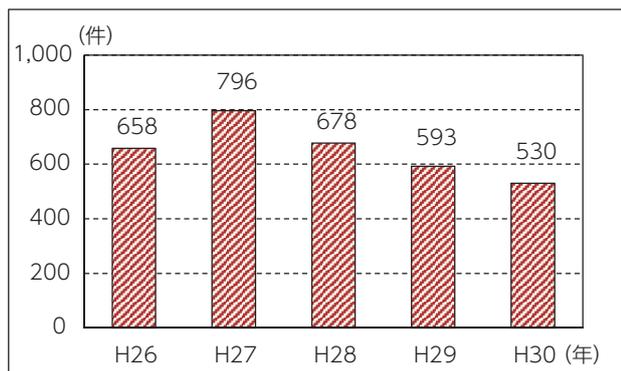
■ 目指す姿

地域や関係機関が連携した防犯活動とともに、防犯教育を推進し、小さな犯罪でも早期に芽を摘むことによって、犯罪の起こりにくいまちにします。

■ 現状と課題

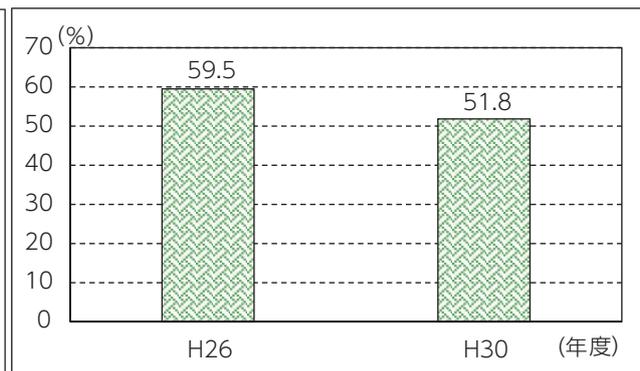
- 市民青色防犯パトロール活動¹などの地域住民の主体的な活動について、担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、さまざまな組織が円滑に機能するよう、地域の防犯体制と環境整備などの支援が必要です。
- 犯罪の多様化や巧妙化が進む中、市民意識調査では「日頃から防犯対策を行っている」と答えた市民が減少しているため、防犯意識の醸成や高揚を図る必要があります。

【市内犯罪認知件数】



資料：埼玉県警察本部

【「日頃から防犯対策を行っている」市民の割合】



資料：「鶴ヶ島市市民意識調査」

■ 主な取組

1. 新たな活動者の確保や育成などにより、地域における防犯体制の充実を図ります。
2. 地域との連携や犯罪情報の迅速な提供などにより、防犯環境の充実を図ります。
3. 振り込め詐欺などの犯罪被害防止のための防犯啓発や、子どもたちの防犯教育を推進します。

¹ 市民青色防犯パトロール活動…青色の回転灯を装備・点灯させた自動車を使い、市民が行う自主防犯パトロール活動

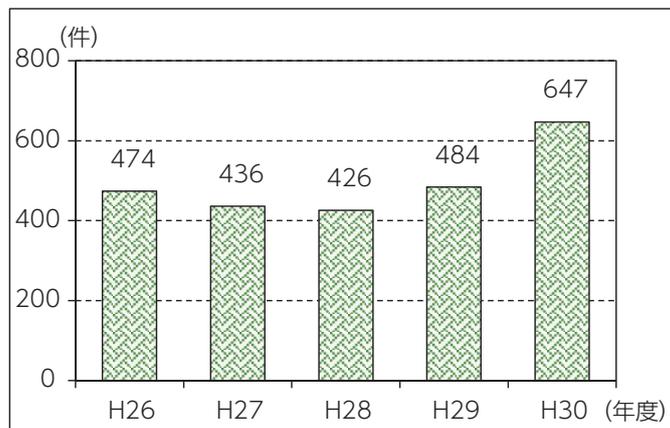
■ 目指す姿

市民の消費生活に関する苦情や相談に適切に対応することによって、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちにします。

■ 現状と課題

- 多様化・巧妙化する消費生活問題に対応するため、市民の相談にしっかりと対応できる体制を確保するとともに、若年者から高齢者までの幅広い世代に対して、消費生活に関する情報提供や消費者教育を行う必要があります。

【消費生活相談件数】



■ 主な取組

1. 消費生活に関する情報の提供や、制度改正の周知・啓発を行います。
2. 消費者被害を未然に防止するため、地域や教育機関と連携を図り、消費者教育を推進します。
3. 消費生活相談員の実務能力向上を図るとともに、専門知識を有する弁護士相談を実施することにより、消費生活センターの対応力を強化します。

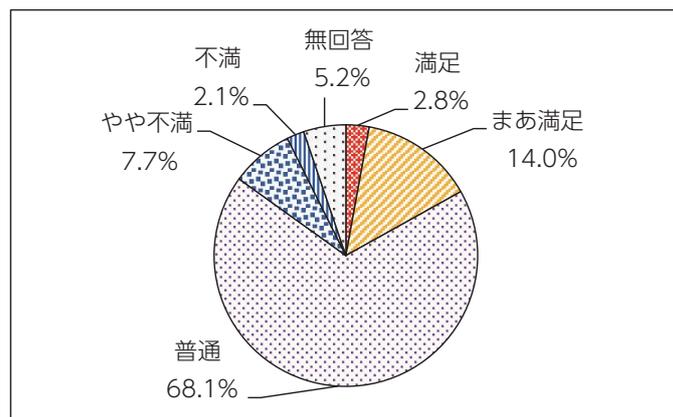
■ 目指す姿

人権・平和意識の醸成によって、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して生活を営める、平和意識の高いまちにします。

■ 現状と課題

- これまでの取組により、市民の人権問題に関する理解と認識は深まってきているものの、人権問題は現在も存在しているため、多様性を認める社会に向けて、正しい情報の提供と意識の啓発が必要です。
- 終戦から70年以上が経過し、戦争を体験した世代が減るなど、戦争を伝える人がますます少なくなっています。そのため、争いが起きない社会を目指して、若い世代への意識啓発が必要です。

【人権・平和意識の醸成についての満足度】



資料：「鶴ヶ島市市民意識調査（平成30年度）」

■ 主な取組

1. 女性、子ども、高齢者、障害のある人、性的少数者、部落差別などの人権問題について、講演会や啓発活動などを通して正しい情報を提供し、人権に関する意識を醸成します。
2. 人権相談の実施や、関係団体、関係機関との連携により、相談・支援体制の充実を図ります。
3. 関係団体や関係機関との連携により、市民の平和に対する意識の醸成や高揚を図ります。

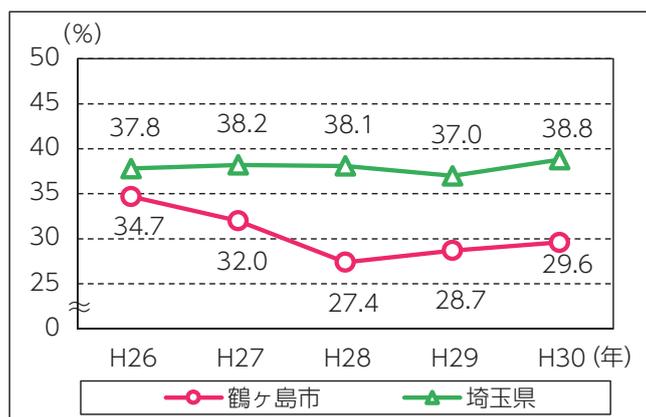
■ 目指す姿

男女が互いの人権を尊重しあうことによって、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちにします。

■ 現状と課題

- 性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行は、時代の流れとともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、多くの課題を抱えています。そのため、男女が対等な立場で、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

【審議会などの委員に占める女性の割合】



資料：埼玉県男女共同参画課（各年4月1日現在）

■ 主な取組

1. イベントの開催や学習機会の提供により、男女共同参画の意識の醸成や高揚を図ります。
2. 女性の就職や起業を支援するための講座の開催などにより、社会における女性の活躍と参画を促進します。
3. 講座の開催や地域企業などへの働きかけにより、ワーク・ライフ・バランス¹の普及を推進します。
4. パネル展示などの情報提供により、性別に起因する暴力などの防止に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。

¹ ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

施策 25 多文化交流の推進

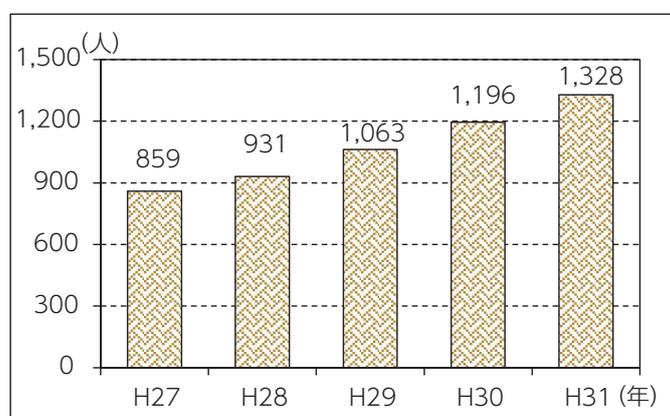
■ 目指す姿

異なる文化や価値観への理解を深めることによって、外国人住民を含めた地域住民一人ひとりが暮らしやすいまちにします。

■ 現状と課題

- さまざまな国籍を持つ外国人住民が年々増加しています。そのため、お互いの文化や価値観の違いを理解しあい、外国人住民も暮らしやすい生活環境の充実を図る必要があります。

【外国人住民数】



(各年4月1日現在)

■ 主な取組

1. 国際交流活動を支援し、それぞれの文化を理解しあえる機会の充実を図ります。
2. 外国人住民が生活するうえで欠かせない情報の提供や外国語による案内・表示の充実を図るなど、外国人住民が暮らしやすい環境づくりを推進します。

政策5 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

- 施策26 商工業の振興と地域資源の活用
- 施策27 雇用の創出と就労対策の充実
- 施策28 農業の振興
- 施策29 環境保全の推進
- 施策30 循環型社会と環境美化の推進

施策 26 商工業の振興と地域資源の活用

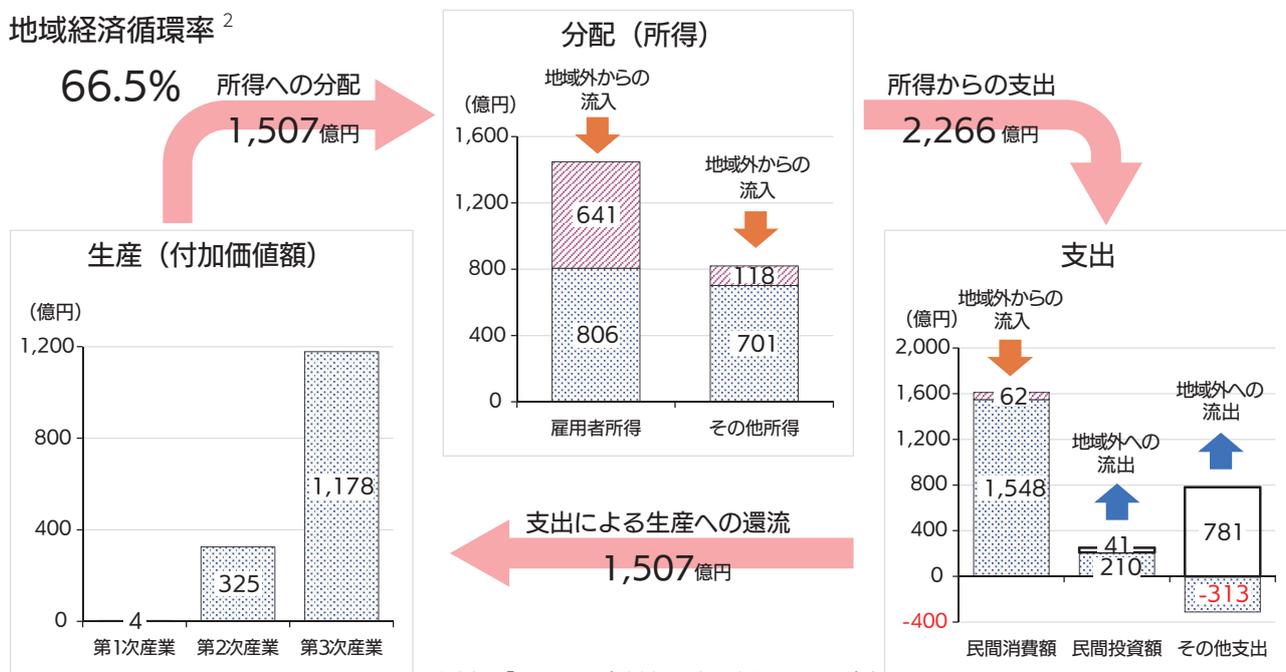
■ 目指す姿

中小企業・起業者などの育成支援や、地域資源を活用することによって、活力とにぎわいのあるまちにします。

■ 現状と課題

- 鶴ヶ島市内の経済の自立度は低く、所得の多くが市外へ流出しています。そのため、地域産業の支援や地域資源の活用などによって、鶴ヶ島の特徴を活かしたにぎわいの創出を進める必要があります。

【地域経済循環図¹（平成 25 年）】



資料：「RESAS（地域経済分析システム）」

※出典は環境省「地域産業関連表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
地域経済循環分析

■ 主な取組

1. にぎわいのある商店街の形成を支援します。
2. 市内事業者との連携や地域資源の活用などにより、地域経済を活性化します。
3. 関係機関との連携により、起業を目指す人を支援します。
4. さまざまなイベントの開催を通じて、産業の活性化と観光の振興を図ります。

¹ 地域経済循環図…「生産」、「分配」および「支出」の三面から、地域内のお金の流れと、地域外とのお金の出入りを表したもの

² 地域経済循環率…地域経済の自立度を示したもので、値が低いほど地域外から入ってくるお金の依存している状態を表す。

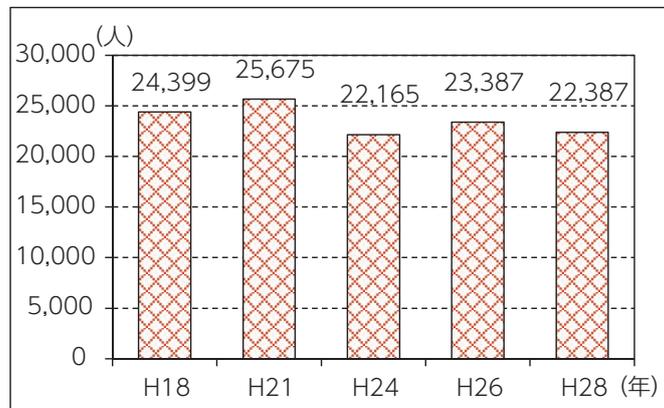
■ 目指す姿

企業誘致などによる雇用の創出と就労対策の充実によって、誰もが安心して安定的に働けるまちにします。

■ 現状と課題

- 近年の就労環境の変化などに対応するため、国・県や各種労働機関、企業などと連携し、あらゆる人に対応した就労支援を行う必要があります。

【市内事業所の従業者数】



資料：「事業所・企業統計調査（平成 18 年）」「経済センサス（平成 21 年～）」

※平成 18 年は 10 月 1 日、平成 21 年は 7 月 1 日、平成 24 年は 2 月 1 日、平成 26 年は 7 月 1 日、平成 28 年は 6 月 1 日現在

■ 主な取組

1. 企業誘致などによる雇用の創出を図るとともに、市内企業と連携しながら地域での就業機会の確保を図ります。
2. ハローワーク、シルバー人材センターなどの関係機関や県と連携した就労支援の充実を図ります。
3. 若年者から高齢者までのあらゆる世代や障害のある人などに対応した、幅広い就労支援を行います。

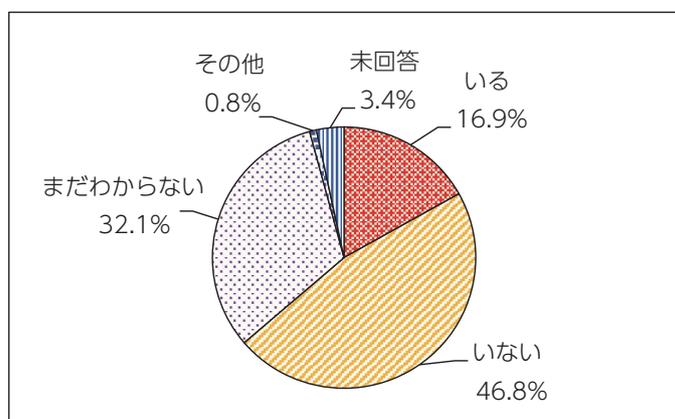
■ 目指す姿

消費地に近いという市の農業の利点を活かすことなどによって、時代や現状に即した農業経営ができるまちにします。

■ 現状と課題

- 都市化の進展、農業後継者の不足、耕作放棄地¹の顕在化など、市の農業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。そのため、時代や現状に即した展開・方針を見いだし、今後の農業の持続的発展を図る必要があります。

【農業後継者の有無】



資料：「農業者へのアンケート調査（平成30年度）」

■ 主な取組

1. 鶴ヶ島の農業を支える新たな担い手の確保・育成を促進します。
2. 農産物の生産工程管理などにより、付加価値の高い農産物の生産を促進します。
3. 消費地に近いという利点を活かした流通・販路の確保を促進します。
4. 意欲ある担い手や農地中間管理制度²などを活用し、農地の集約や耕作放棄地の解消を図り、農地の保全・活用を促進します。
5. 身近な地域資源を活かし、多彩な食・農・自然体験の場をつくります。
6. 農村風景の魅力を発信し、地域との協働、市民参加により農村景観を守り育てます。

¹ 耕作放棄地…以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年の間に再び栽培する考えのない農地

² 農地中間管理制度…公的な機関である農地中間管理機構が間に入り、農地を貸したい人と借りたい人をつなぐことで、農地の集積・集約化などを促進する制度

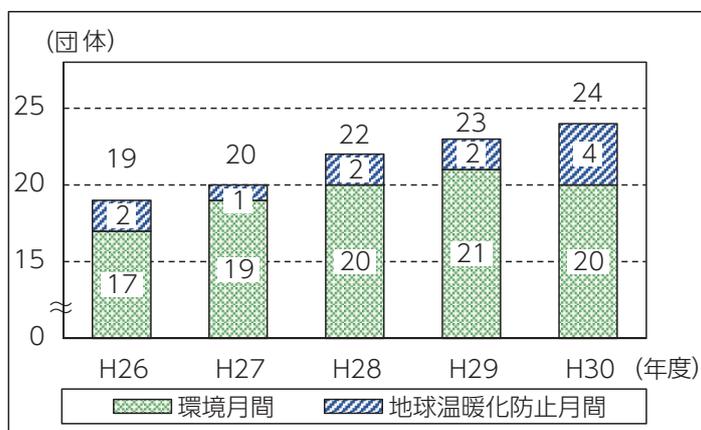
■ 目指す姿

市民、市民団体、事業者と協働した環境保全活動や環境衛生の推進などによって、自然と都市が調和した住みよいまちにします。

■ 現状と課題

- 地域や事業者などと協働して環境保全に取り組んでいます。今後も豊かな自然環境と良好な生活環境を維持するため、継続した取組が必要です。

【環境月間・地球温暖化防止月間の啓発展示の参加団体数】



■ 主な取組

1. 省エネルギー化や、環境負荷軽減への啓発により、地球温暖化対策を推進します。
2. 大気、騒音、振動、悪臭などの継続的な調査により、公害対策を推進します。
3. 水安全計画¹に基づき、水質の向上を図る取組を推進します。
4. 環境基本計画²に基づき、環境保全を推進します。

¹ 水安全計画…水源から蛇口までの水質管理を一貫して行い、安全な水道水を安定的に供給するための計画

² 環境基本計画…美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例に基づき、環境の保全と創造についての長期的な目標と取組を定める計画

施策 30 循環型社会と環境美化の推進

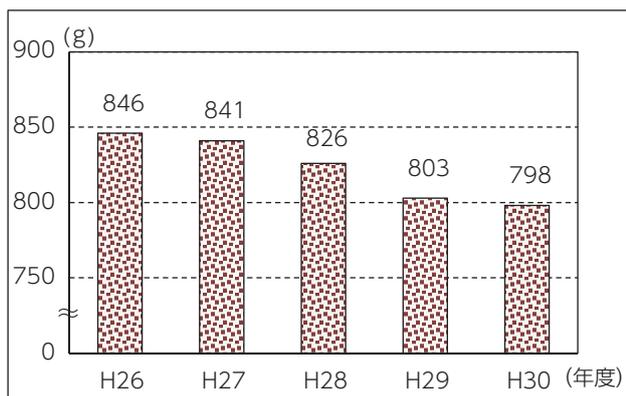
■ 目指す姿

「5R¹（ゴール）」の取組や不法投棄防止の取組などによって、ごみの少ない清潔なまちにします。

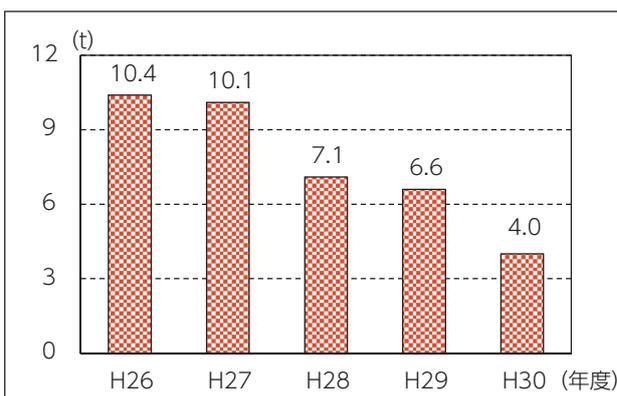
■ 現状と課題

- ごみの総排出量は減少傾向ですが、循環型社会を目指し、さらなるごみの減量化に向けた取組が必要です。
- ごみのポイ捨てや不法投棄は減少傾向ですが、市民や市民団体と協働してきれいなまちづくり運動などを実施し、より捨てられにくい環境づくりを進める必要があります。

【1人1日あたりのごみの排出量】



【不法投棄物の運搬処分量】



■ 主な取組

1. ごみの排出量の減量や食品ロス削減などに向け、「5R」の普及・啓発を推進します。
2. きれいなまちづくり運動などを実施し、地域の環境美化を推進します。
3. 「埼玉西部環境保全組合」による廃棄物の適正処理と資源化を促進します。

¹ 5R…3R (Reduce (リデュース/ごみの発生抑制)、Reuse (リユース/再使用)、Recycle (リサイクル/再生利用)) の考えに、Refuse (リフューズ/ごみになるものは受け取りを拒否) と Repair (リペアー/修理して使用) を加えた資源循環の考え方

政策6 快適で住みよいまち（都市整備）

- 施策3 1 適正かつ合理的な土地利用の推進
- 施策3 2 市街地整備の推進
- 施策3 3 良好な住環境の推進
- 施策3 4 公園の整備と緑化の推進
- 施策3 5 道路環境の整備
- 施策3 6 公共交通の充実

施策 31 適正かつ合理的な土地利用の推進

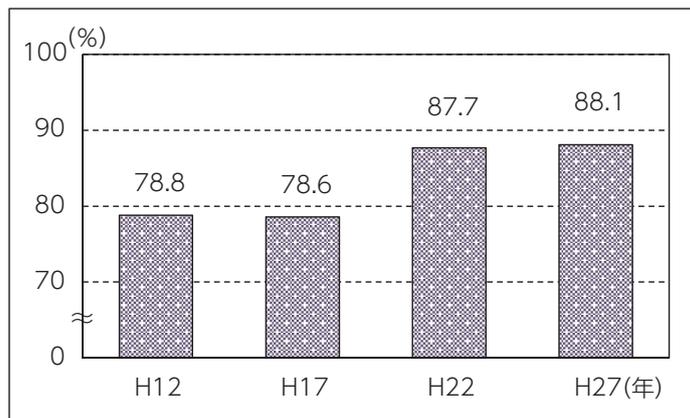
■ 目指す姿

地域の特性に応じた土地利用を推進することによって、誰もが快適に暮らせる活力に満ちたまちにします。

■ 現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行を見すえ、市全体の活力が低下することのないよう、都市計画制度を適切に運用し、効果的、効率的な土地利用を図る必要があります。
- 緑豊かで美しい環境を次世代に引き継いでいくため、乱開発の防止や景観に配慮した開発、建築に対する景観配慮の促進などに継続的に取り組む必要があります。

【都市計画区域¹内人口に占める市街化区域²内人口の割合】



(各年 10月1日現在)

■ 主な取組

1. 立地適正化計画³などの土地利用に係る諸制度を適切に活用・運用します。
2. 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺を自然と産業が調和した拠点として整備します。
3. 関係機関と連携し、事業者などの協力を得ながら、良好な景観形成のための取組を進めます。
4. 「坂戸、鶴ヶ島下水道組合」による公共下水道の整備を促進します。

¹ 都市計画区域…都市の実情や将来の計画などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要がある区域

² 市街化区域…すでに市街地を形成している区域と、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

³ 立地適正化計画…生活に必要な施設や住居などがある程度集約することで、将来にわたって住みやすい環境を維持していくための計画

施策 32 市街地整備の推進

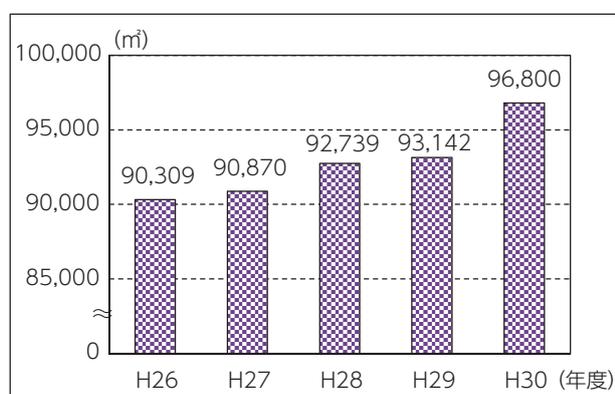
■ 目指す姿

地区の特性に応じた都市基盤施設の整備などによって、誰もが安全で快適に暮らせるまちにします。

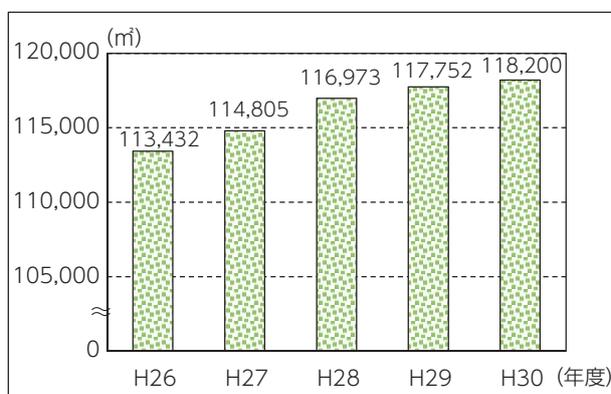
■ 現状と課題

- 一本松および若葉駅西口土地区画整理事業は、着実に進捗しているものの、藤金土地区画整理事業は長期未着手となっているため、地権者との合意形成を図りながら、地域の実情に即したまちづくりを進める必要があります。

【仮換地¹指定累計面積（一本松）】



【仮換地指定累計面積（若葉駅西口）】



■ 主な取組

1. 地権者の理解と協力を得ながら、一本松および若葉駅西口土地区画整理事業を完了します。
2. 地域の実情に即した手法により、藤金土地区画整理事業の施行区域の整備を進めます。

¹ 仮換地…土地区画整理事業の換地計画に基づき換地される土地で、換地処分までの間あらかじめ使用できることとした土地をいう。

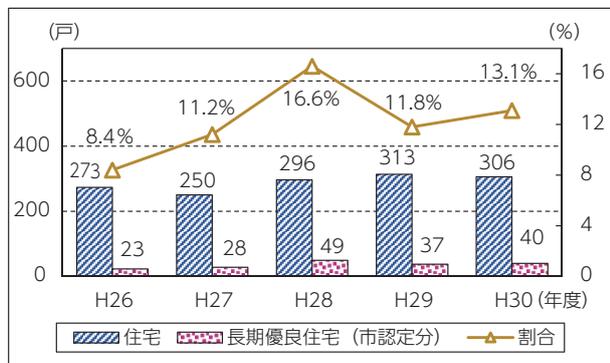
■ 目指す姿

安全な住宅の推進や良好な住環境を維持することによって、誰もが安心して暮らせる環境が整ったまちにします。

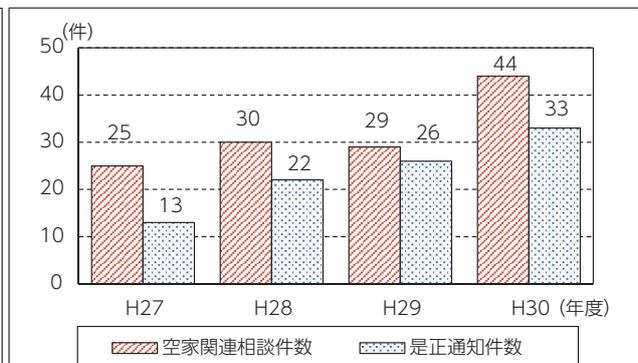
■ 現状と課題

- 少子高齢化の進行などにより、住宅の管理意識や住環境への配慮の希薄化が懸念されています。そのため、地域全体の問題に発展しないよう、未然に防ぐ取組が必要です。

【住宅建築に占める市が認定した長期優良住宅¹の割合】



【空家関連の相談と是正通知件数】



(平成 27 年度から実施)

■ 主な取組

1. 住まいの耐震性の向上の支援および優良な住宅の維持を推進します。
2. 啓発・相談・指導の実施などとともに、不動産の流通を促す仕組みを整えるなど、空家等の対策を推進します。
3. 低所得者や高齢者、障害のある人、子育て世帯などが入居しやすい住宅の普及を促進します。

¹ 長期優良住宅…長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、その建築および維持保全の計画が所管行政庁（都道府県または市区）に認定された住宅

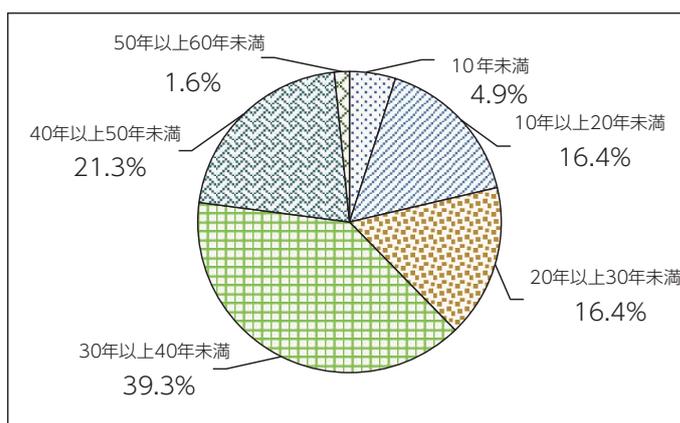
■ 目指す姿

公園の整備および緑化の推進によって、誰もがゆとりと潤いを感じられるまちにします。

■ 現状と課題

- 開園から 30 年以上経過した公園が全体の 6 割を超え、施設の老朽化が進んでいます。また、市民 1 人あたりの都市公園面積についても、県内市平均と比べ低い状況であるため、既設公園のリニューアルと新たな公園の整備が必要です。
- 開発などで減少する樹林地や屋敷林などを後世に継承していくため、権利者や関係機関などの協力を得ながら保全する必要があります。

【都市公園開園後の経過年数割合】



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

■ 主な取組

1. 土地区画整理事業で移管予定の公園用地の整備に向け準備を進めます。
2. 公園施設の老朽化や公園利用者のニーズに対応するため、既設公園のリニューアルを進めます。
3. 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側土地区画整理事業により市に移管される緑地をはじめ、市内に残る貴重な樹林地や屋敷林を保全します。
4. 公園等サポート団体などの市民との協働により、公園・緑地を適正に維持管理します。

施策 35 道路環境の整備

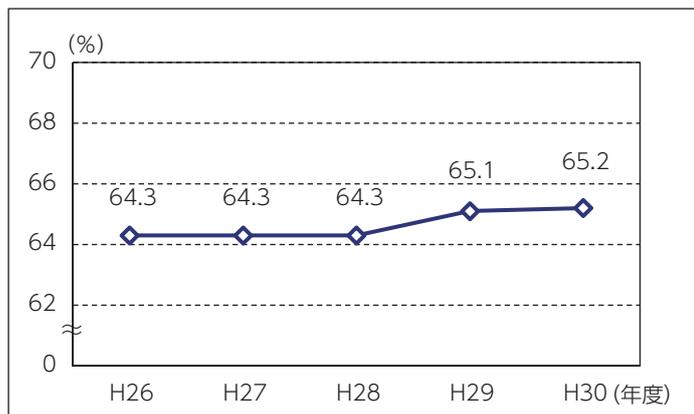
■ 目指す姿

計画的な道路整備を進めるとともに、老朽化が進む道路や橋りょうを適切に維持管理することによって、誰もが道路を安心・安全・快適に利用できるまちにします。

■ 現状と課題

- 新たな道路については、さまざまな観点から必要性および整備効果を十分に精査し、優先度を的確に判断したうえで、計画的に整備していく必要があります。
- 経年により老朽化が進んでいる道路や橋りょうなどについては、適切な維持管理を行っていく必要があります。

【都市計画道路整備率】



■ 主な取組

1. 快適で円滑な地域間交通を確保するため、交通網の骨格となる都市計画道路の整備を計画的に進めます。
2. 経年により老朽化が進んでいる道水路・橋りょうを適切に維持管理します。
3. 誰もが安全に道路を利用できるよう、歩道などの整備を進めます。
4. 自転車利用者の利便性を確保するため、自転車通行帯¹等の整備を進めます。
5. 道路照明灯の長寿命化と経費の縮減を図るため、道路照明灯のLED²化を推進します。
6. 間伐などを実施することにより、街路樹を適正に管理します。

¹ 自転車通行帯…自転車が安全で快適に通行できるように設けられた帯状の車道のこと

² LED…発光ダイオードのことで、寿命が長いことや、明るく見やすいことなどの特性がある。

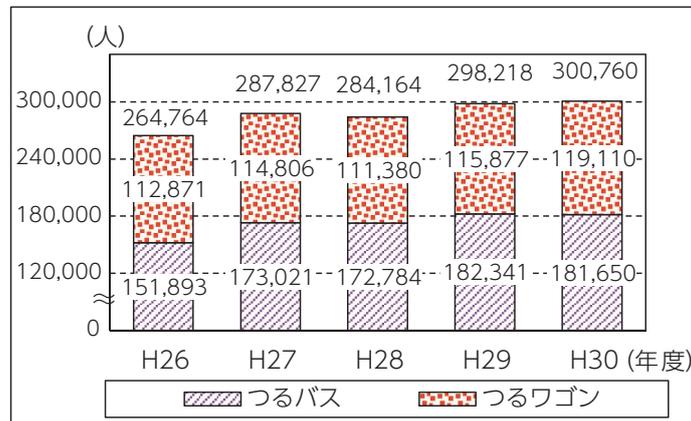
■ 目指す姿

市内公共交通の充実や周辺環境の整備を進めることによって、拠点間のネットワークの構築を図り、誰もが安全に移動しやすいまちにします。

■ 現状と課題

- 市内公共交通（つるバス・つるワゴン）は、高齢者をはじめとした多くの市民に市内の移動手段として利用されています。今後の社会情勢、運行環境の変化や市民などの要望に適切に対応するため、利用者の安全確保やさらなる利便性の向上が必要です。

【つるバス・つるワゴン利用者数】



■ 主な取組

1. 交通事業者などの関係機関との連携により公共交通網の充実を図り、市内の公共交通の利便性の向上を図ります。
2. 一本松駅の改修など、公共交通施設の環境整備を促進します。

政策7 経営的視点に立った市政運営（市政運営）

- 施策37 持続可能な行政経営の推進
- 施策38 ファシリティマネジメント¹の推進
- 施策39 情報発信・収集の充実
- 施策40 情報化の推進

¹ ファシリティマネジメント…施設（建物・設備）、土地を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設にかかる経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動

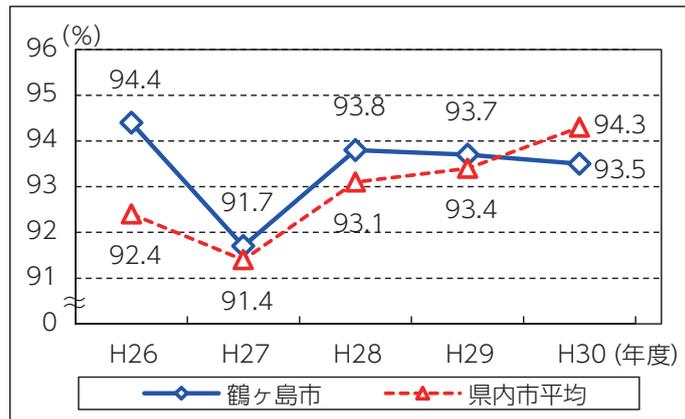
■ 目指す姿

経営資源を最大限活用した行政経営を推進することによって、将来にわたり安定した市民サービスを提供できるまちにします。

■ 現状と課題

- 市民ニーズの多様化や、社会保障・税制度をはじめとした各種制度の複雑化など、市を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした問題に限られた経営資源で対応していくため、安定した市民サービスを持続的に提供できる経営体制を常に維持する必要があります。

【経常収支比率¹⁾】



資料：埼玉縣市町村課

■ 主な取組

1. 計画、予算および評価の一連の流れの中で、常に事務事業の見直しを図ります。
2. 行政評価の仕組みなどを活用し、事業の実施主体の整理を含めた人材・財源などの経営資源の配分の最適化を図り、機能的な組織体制を構築します。
3. 積極的な歳入確保と歳出抑制の取組により、安定した財政運営を図ります。
4. 職員の人材育成と能力・適性に合わせた人事配置などにより、職員の能力開発を進めるとともに、職員意識の活性化を図ります。

¹⁾ 経常収支比率…経常的にかかる経費を、安定的な収入でどの程度賄うことができるかを示したもの

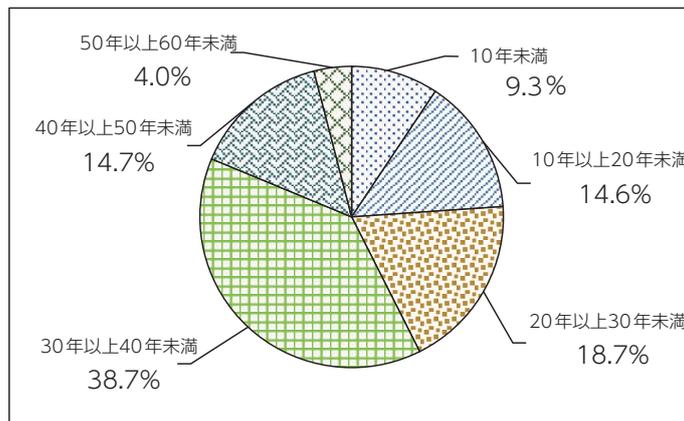
■ 目指す姿

公共施設の質と量からの適正配置と、健全な財政運営の両立を図ることによって、持続可能な施設サービスを提供できるまちにします。

■ 現状と課題

- 市が保有または使用している土地や建物などは多岐にわたり、公共施設の老朽化などさまざまな問題を抱えています。こうした問題を解消するため、借地を含めた土地や建物などの財産を経営的な視点から総合的に管理し、最適化を図る必要があります。

【公共施設の築年数割合】



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

■ 主な取組

1. 公共施設個別利用実施計画²を策定し、公共施設の計画的かつ効果的な管理を推進します。
2. 先進自治体や民間事業者の知恵・工夫などを積極的に取り入れ、市有財産（土地や建物など）の有効活用を図ります。
3. 公共施設の集約・複合化や適正配置を念頭に置いた計画的な土地の買取りなどにより、公共施設の借地の解消を図ります。

¹ ファシリティマネジメント…施設（建物・設備）、土地を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設にかかる経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動

² 公共施設個別利用実施計画…公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める長寿命化計画

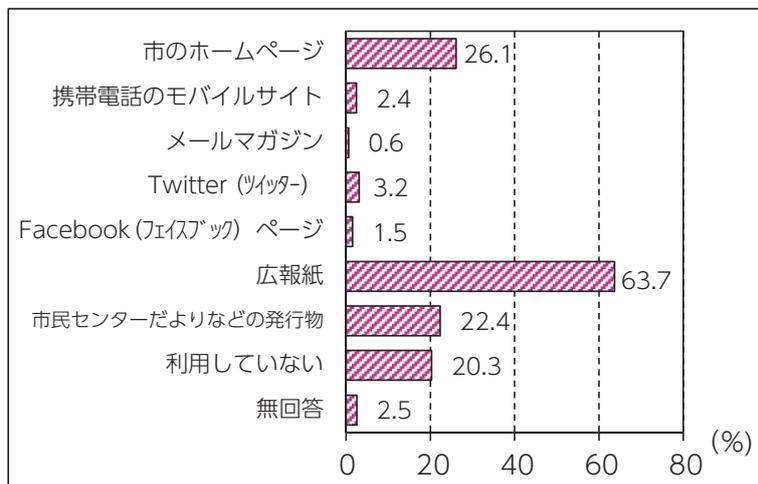
■ 目指す姿

積極的な情報発信と情報収集によって、市に関わる誰もが市政への関心や理解、信頼を深められるまちにします。

■ 現状と課題

- さまざまな媒体や機会を活用しながら、市民や事業者などとの情報共有の充実を図っています。今後も、市内外を問わず広く鶴ヶ島市の魅力を発信するなど、それぞれのニーズに合わせた効果的な情報活用が必要です。

【市の情報を得るために利用している情報媒体】



資料：「鶴ヶ島市市民意識調査（平成 30 年度）」

■ 主な取組

1. 広報紙やホームページなどのさまざまな媒体を通じて、市への関心を高める広報活動を推進します。
2. 市民コメント¹や意見交換会のほか、さまざまな広聴活動で届いた意見や提案などを市政に活かします。
3. 市内外のイベントや地域資源、市の事業など、さまざまな機会を捉え、シティプロモーションの取組を進めます。

¹ 市民コメント…市が新たな取組などを行う際に、あらかじめ途中段階の案を公表し、広く意見や提案を募ること

施策 40 情報化の推進

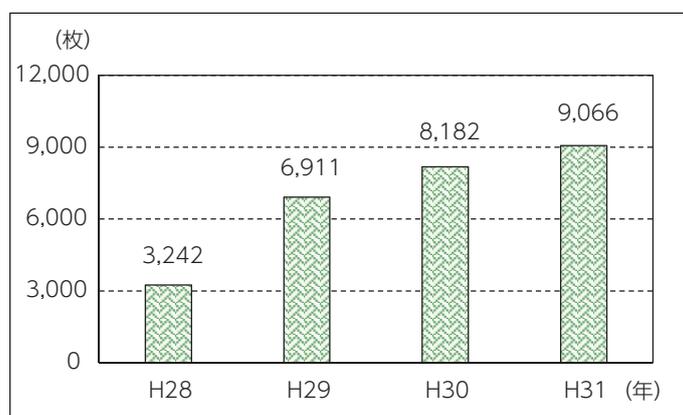
■ 目指す姿

ICT¹活用による情報化によって、市民サービスの維持・向上を図り、便利で暮らしやすいまちにします。

■ 現状と課題

- 令和元年5月24日に成立したデジタル手続法²など、スマート自治体³への転換が求められていることから、ICTを活用した業務改善などを一層推進し、市民生活の利便性の向上を図る必要があります。

【マイナンバー⁴カード交付枚数】



(平成28年から交付開始) (各年4月1日現在)

■ 主な取組

1. 身近なところで簡単に行政手続きができるように、マイナンバーカードの普及促進や電子申請システムの利活用などを進めます。
2. 情報セキュリティ対策の向上のため、庁内体制と基盤の整備を進めます。
3. スマート自治体への転換に向け、データの有効活用など、業務改善の観点でICT活用を進めます。

¹ ICT…情報通信技術のこと。従来から使われていたITに替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉

² デジタル手続法…正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」

³ スマート自治体…自治体戦略2040構想研究会の報告の中で示された言葉で、職員数が減少しても、ICTを活用して、自治体が本来担うべき機能を発揮できる姿を表したもの

⁴ マイナンバー…住民票を有するすべての人に割りあてられる12桁の番号(個人番号)。マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと顔写真などが記載されたカードで、本人確認のための身分証明書などとして使用できるもの

資料編

1 指標一覧

(1) 重点戦略1『子どもにやさしいまちづくり』関係の指標

指標名	指標の内容・意味	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目標値設定の考え方
15歳未満人口	「子どもにやさしいまち」の総合的な実現度を表す統計指標	8,274人	7,256人	基本構想の目標人口に基づいて設定
学級での生活が楽しいと感じている児童・生徒の割合	「子どもにやさしいまち」の総合的な実現度を表すアンケート指標（埼玉県学力・学習状況調査）	90.1%	95.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
生まれてから中学校を卒業するまで市内に居住している子どもの割合	切れ目のない支援の実現状況を表す指標	55.5%	60.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
産婦人科医院の開院数	安心して出産できる環境の整備状況を表す指標	0院	1院	前期基本計画の期間内に開院することを目指して設定
こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	子育て家庭の養育環境の把握状況を表す指標	100%	100%	100%を維持することを目指して設定
子ども家庭総合支援拠点の数	子育て家庭の支援体制の構築状況を表す指標	0か所	1か所	令和3年度に設置することを目指して設定
学力の伸びが見られた児童・生徒の割合	児童・生徒の学力の状況を表す指標（埼玉県学力・学習状況調査：小5～中3）	70.2%	80.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
実用英語技能検定3級以上の取得率（中3）	英語教育の推進状況を表す指標	26.6%	40.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
無線LAN/タブレット端末を活用した授業の実施クラス数の割合	学校教育の情報化の推進状況を表す指標	0%	100%	100%を目指して設定
子どもサロンの開催拠点数	地域と子どものつながりの充実度を表す指標	7か所	8か所	すべての小学校区（8区）で実施することを目指して設定
日常の子育て環境や支援に満足している市民の割合	地域の子育て環境の充実度を表す指標（市民意識調査）	70.5%	75.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
待機児童の数	仕事等と子育ての両立支援の充実度を表す指標（国の定義による）	0人（保育所） 0人（学童）	0人（保育所） 0人（学童）	現在の水準（0人）を維持することを目指して設定
ファミリー・サポート・センター事業の利用件数	地域の身近な助け合いによる子育て支援の充実度を表す指標	831件/年	772件/年	過去5年の実績と今後の子どもの減少を見込み、利用率の減少をとどめるための目標として設定
1人あたりの都市公園面積	屋外の子どもの遊び場の整備状況を表す指標	4.09㎡	6.05㎡	新規公園予定地の整備を見込んで設定

※ 指標の時点について

『現状』欄は、原則として平成30年度の実績値を記載しています。

『目標』欄は、原則として令和6年度実績とし、前期基本計画の計画期間内（令和6年度末まで）に目指す目標値を記載しています。

（原則以外の年度の場合は時点を記載します）

(2) 重点戦略2 『いつまでも健康でいられるまちづくり』 関係の指標

指標名	指標の内容・意味	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目標値設定の考え方
65歳からの健康寿命	65歳になってから「要介護2以上」になるまでの期間のことで、「いつまでも健康でいられるまち」の総合的な実現度を表す統計指標（埼玉県の定義による）	17.61年（男性） 20.54年（女性） (H29)	18.63年（男性） 21.38年（女性）	過去5年の実績の伸び率を勘案して設定
自身が健康であると感 じている市民の割合	「いつまでも健康でいられるまち」の総合的な実現度を表すアンケート指標（市民意識調査）	76.6% (H26)	80.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
65歳以上の要介護・ 要支援認定者数の割合	高齢になっても健康で自立した生活ができていないかを表す指標	11.8%	20.8%以下	第7期介護保険事業計画における計画値および市の推計人口を基に設定
ラジオ体操事業の参加 者数	地域と連携した健康づくりの体制の構築状況を表す指標	444人	511人	毎年度2.5%ずつ増加させることを目指して設定
健康づくりのための運 動を実施している人の 割合	健康づくりに対する市民の関心度合いを表す指標（市民意識調査）	45.6%	50.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
身近な地域での介護予 防の場の数	介護予防・フレイル予防の推進状況を表す指標	35か所/年	45か所/年	4つの日常生活圏ごとに10か所以上開設することを目指して設定
特定保健指導の対象者 の発生率	生活習慣病予防の推進状況を表す指標	11.5%	8.5%以下	発生率を毎年0.5ポイント減少させることを目指して設定
住みやすいと思う市民 の割合	気軽に外出できる住みやすい環境の整備状況を表す指標（市民意識調査）	88.4%	90.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
歩道の整備延長	歩道の整備延長距離のことで、外出しやすい環境の整備状況を表す指標	85.3km	91.7km	都市計画道路を中心に今後の歩道整備予定を見込んで設定
つるバス・つるワゴン の利用者数	市内での移動のしやすさを表す指標	300,760人/年	359,000人/年	1日あたりの利用者数1,000人を目指して設定
地域活動やボランティ ア活動に参加している 市民の割合	市民と地域社会のつながりの強さを表す指標（市民意識調査）	26.4%	30.0%	実績値を踏まえ、これをさらに向上させることを目指して設定
ふれあい・いきいきサ ロン登録団体数	地域社会とつながる機会の充実度を表す指標	69団体	95団体	毎年度5団体程度増加させることを目指して設定
健康づくりの担い手の 人数	身近な人に健康づくりを勧める地域人材の育成状況を表す指標	133人	211人	各団体について一定程度の伸びを見込んで設定
地域支え合い協議会の 会員数	地域活動の活発さを表す指標	1,080人	1,155人	毎年度1%ずつ増加させることを目指して設定

(3) 重点戦略3 『多様な働き方が実現できるまちづくり』 関係の指標

指標名	指標の内容・意味	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目標値設定の考え方
1人あたり市民所得	企業の利益なども含めた市民経済全体の所得を市の人口で割ったもので、「多様な働き方が実現できるまち」の総合的な実現度を表す統計指標（埼玉県市町村民経済計算）	2,698千円 (H28)	2,876千円	過去5回の調査の傾向（伸び率）を維持することを目指して設定
自分の生活に合った働き方を 実現できていると感じている市民の割合	「多様な働き方が実現できるまち」の総合的な実現度を表すアンケート指標（市民意識調査）	実績値なし	70.0%	類似調査の結果を参考に設定（内閣府「国民生活に関する世論調査」の「時間のゆとりの有無」についての設問：68.6%）
市内従業者数	市内にある事業所（個人経営含む）に所属して働いているすべての人の数のことで、企業活動の活発さを表す指標（経済センサス）	22,387人 (H28)	23,387人	5年間で1,000人増加させることを目指して設定
都市計画道路整備率 (川越鶴ヶ島線・鶴ヶ島南通り線)	産業拠点（圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺）の整備状況を表す指標	37.8%	100.0%	令和4年度末までにすべての整備を完了することを目指して設定
人材確保に向けた支援企業数	企業支援の実施状況を表す指標	0社	30社	工場立地法に基づく届出企業数や市内工業団地工業会の会員企業数などを勘案して設定
納税義務者数（所得割）	市民の就労状況を表す指標（市町村税課税状況等の調）	33,157人	32,665人	過去実績から算出した人口と所得割の納税義務者の比が今後も変わらないものと仮定し設定
住居の受け皿の整備率 (藤金地区地区計画に定める地区施設の整備率)	新たな居住の受け皿の整備状況を表す指標	0%	70%	令和7年度末までにすべての地区施設の供用を開始することを目指して設定
企業立地奨励制度に基づく指定企業数	職住近接のまちづくりの推進状況を表す指標	1社	5社	今後新たに奨励措置の対象となる企業数を見込んで設定
認定農業者の人数	市内農業の活性化の状況を表す指標	16人	27人	毎年度2名程度増加させることを目指して設定
就労者がいる世帯の割合	多様な人材の活躍状況を表す指標（国勢調査）	72.5% (H27)	70.6%	過去5回の調査の傾向よりも減少率を半分にとどめることを目標として設定
再就職した女性の人数	女性の社会進出状況を表す指標	0人	42人（累計）	過去の実績値の平均を基に設定
シルバー人材センターの会員数	高齢者の社会進出状況を表す指標	653人	770人	シルバー人材センターの「第3次中期計画」を参考に、一定数の増加を維持することを目指して設定
就労継続支援事業所（A・B型）の利用者数	障害のある人の社会進出状況を表す指標	132人/年	155人/年	第3期障害者支援計画の修正見込量を基に設定（増加率:A型年1人、B型年3人）
生活困窮者に対する支援を受けて就労を開始した人数	生活困窮者等の社会進出状況を表す指標	17人/年	25人/年	就労支援登録数と同数を見込んで設定

2 SDGs（持続可能な開発目標）について

(1) 概要

2015年（平成27年）9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

その中で示された「SDGs（エス・ディー・ジーズと読みます）」は、環境・社会・経済の3つの側面から持続可能な社会の実現を目指す、すべての国・地域の人びとに共通する2030年（令和12年）までの目標です。

鶴ヶ島市は、「持続可能」な社会を目指すSDGsの理念を尊重し、SDGsに掲げられた17のゴール（目標）と169のターゲットを考慮に入れ、計画を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 17のゴール (目標)

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>《貧困をなくそう》</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>《飢餓をゼロに》</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>《すべての人に健康と福祉を》</p> <p>あらゆる年齢のすべての人びとの健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>《質の高い教育をみんなに》</p> <p>すべての人びとへの、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>《ジェンダー平等を実現しよう》</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>《安全な水とトイレを世界中に》</p> <p>すべての人びとの水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>《エネルギーをみんなに そしてクリーンに》</p> <p>すべての人びとの、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>《働きがいも 経済成長も》</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人びとの完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>《産業と技術革新の基盤をつくろう》</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る</p>

<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>《人や国の不平等をなくそう》 各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>《住み続けられるまちづくりを》 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>《つくる責任 つかう責任》 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>《気候変動に具体的な対策を》 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>《海の豊かさを守ろう》 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能なかたちで利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>《陸の豊かさも守ろう》 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>《平和と公正をすべての人に》 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人びとに司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>《パートナーシップで目標を達成しよう》 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※ 日本語は、外務省の仮訳をもとにしています。

(3) 施策の体系とSDGsとの関連

SDGs 17のゴール		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
第6次鶴ヶ島市総合計画							
政策1 安心して暮らせるまち（福祉）		○	○	○	○	○	
施策1	地域福祉の推進						
施策2	生活の安定と自立への支援	○		○	○		
施策3	子ども・家庭への支援の充実	○	○	○		○	
施策4	地域連携による子育て支援の充実	○			○		
施策5	幼児教育・保育の充実				○	○	
施策6	障害や生きづらさを抱える人への支援	○		○	○		
政策2 豊かな人が育つまち（教育・文化）					○	○	
施策7	未来を創り出す力を育む教育の推進				○	○	
施策8	教育環境の充実				○		
施策9	生涯学習・スポーツの振興				○		
施策10	歴史・文化の継承と芸術の振興				○		
政策3 いきいきと暮らせるまち（保健）		○	○	○	○		
施策11	健康づくりの推進		○	○			
施策12	地域保健・地域医療の充実			○	○		
施策13	高齢者が安心できる生活の支援	○					
施策14	介護予防・介護サービスの充実	○					
施策15	医療保険・年金制度の適正な運営			○			
政策4 活力にあふれるまち（市民生活）		○		○	○	○	
施策16	地域コミュニティの充実						
施策17	地域の拠点機能の充実						
施策18	防災対策の充実	○				○	
施策19	消防・救急体制の充実						
施策20	交通安全対策の充実			○			
施策21	防犯対策の充実					○	
施策22	消費者の安全確保				○		
施策23	人権・平和意識の醸成				○	○	
施策24	男女共同参画の推進	○		○	○	○	
施策25	多文化交流の推進						
政策5 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）		○	○	○	○	○	○
施策26	商工業の振興と地域資源の活用						
施策27	雇用の創出と就労対策の充実	○			○	○	
施策28	農業の振興		○				
施策29	環境保全の推進			○			○
施策30	循環型社会と環境美化の推進						
政策6 快適で住みよいまち（都市整備）				○			○
施策31	適正かつ合理的な土地利用の推進						○
施策32	市街地整備の推進						
施策33	良好な住環境の推進						
施策34	公園の整備と緑化の推進						
施策35	道路環境の整備						
施策36	公共交通の充実			○			
政策7 経営的視点に立った市政運営（市政運営）							
施策37	持続可能な行政経営の推進						
施策38	ファシリティマネジメントの推進						
施策39	情報発信・収集の充実						
施策40	情報化の推進						

3 鶴ヶ島市まちづくり審議会

鶴ヶ島市まちづくり審議会は、市の総合的な計画策定や、市政運営に関する重要な事項を審議するために設置するものです。総合計画の策定と検証について、幅広い分野で活躍されている方からの意見を聴きながら進めていくため、公募を含め、産業界、大学、金融機関などから選出した委員 10 名で構成（委嘱）しています。

(1) 鶴ヶ島市まちづくり審議会委員名簿

氏名		性別	備考
石井 雅章	いしい まさあき	男	会長
依田 博光	よだ ひろみつ	男	副会長
大竹 裕子	おおたけ ゆうこ	女	
小川 良子	おがわ よしこ	女	
加藤 拓	かとう ひらく	男	
小嶋 清美	こじま きよみ	女	
沼倉 裕之	ぬまくら ひろゆき	男	
平野 明	ひらの あきら	男	公募
細貝 光義	ほそがい みつよし	男	公募
渡辺 泰夫	わたなべ やすお	男	～令和元年 5 月 12 日
野中 茂樹	のなか しげき	男	令和元年 5 月 13 日～

※ 委員の任期は、平成 31 年 1 月 18 日から令和 3 年 1 月 17 日までです。

(2) 諮問

鶴 政 第 3 号
平成31年4月9日

鶴ヶ島市まちづくり審議会
会 長 石 井 雅 章 様

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

第6次鶴ヶ島市総合計画の策定について（諮問）
鶴ヶ島市まちづくり審議会条例（平成11年条例第2号）第2条の規定に基づき、
下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想および前期基本計画）の策定について

2 諮問理由

鶴ヶ島市では、平成23年3月に現行計画の「第5次鶴ヶ島市総合計画」を策定し、「水土里の交流圏の構築／共に支えあう仕組みづくり」の2つのリーディングプロジェクトを計画推進の先導役として掲げて、その実現に向けて計画的にまちづくりを進めてきました。

これまでの取組により、市の課題解決に向けてモデルとなる事業を創出し、軌道に乗せた一方、農業大学校跡地の活用を巡る状況の変化など、次の段階での整理・検討を必要とする課題も生じています。

さらに、全国的に見ても急速に進行する少子高齢化への対応は、本市が抱える最大の課題です。2030年、2040年と長期的な視点を持ち、将来を見すえた持続可能なまちづくりを進めなければなりません。

これらの課題解決に向けて、現行計画の取組を継承しながらも、今後の展開を見すえて市政を一步前へと進めていくために、新たな中長期的な行政運営の指針となる「第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想および前期基本計画）」の策定について、貴審議会へ諮問するものです。

(3) 答申

令和元年11月12日

鶴ヶ島市長 齊藤芳久様

鶴ヶ島市まちづくり審議会
会長 石井雅章

第6次鶴ヶ島市総合計画の策定について（答申）

平成31年4月9日付け鶴政第3号で諮問のありました標記の件について、本審議会は、限られた日程の中で各委員の多様な立場や経験などを活かし、真摯かつ自由闊達な議論を重ねてまいりました。

第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想および前期基本計画）の策定および実行にあたっては、これまでの審議結果に加え、市民や団体などからの意見を十分に反映させ、特に下記の事項に留意いただくことを希望して、ここに答申します。

記

1 基本構想について

基本構想は、鶴ヶ島市の将来を見すえた上で、市に関わるすべての人と、10年先の目指すべきビジョンを共有するための非常に重要なものです。

策定にあたっては、本市の特性を最大限活かすことを念頭に置きながら、市が目指すべき方向性を明確にした分かりやすいものとしていただくことを望みます。

2 将来像について

市の将来像は、「このまちで、私たちがどのように生きていきたいのか」、そして「どのようなまちでありたいのか」を可視化する、総合計画において最も大切なものです。将来像が明確でないと、総合計画が目指すもの自体が曖昧になる可能性があります。

この点は、本審議会でも特に熱心に審議してまいりました。したがって、将来像の決定にあたっては、誰もが豊かな生活を享受して、幸せと安心を共に感じられるまちづくりを進められるよう、審議内容を最大限考慮に入れていただくことを望みます。

3 重点戦略について

全国的に見ても急速に進行する少子高齢化など、本市が今後直面すると考えられる大きな社会的変化を乗り越えるためには、既存の仕組みと施策の観点だけではなく、土台となる仕組み自体の見直しと変容を見すえた新たな視点で物事を捉えることが必要です。

市の将来像を目指すべき地点として設定し、そこから必要な取組を逆算して考えるバックキャストの観点を意識し、各時点で達成すべき目標を明確にしながら、具体的な取組を進めていただくことを望みます。

4 計画の推進にあたって

本市には、多種多様な人たちが生活し、さまざまな活動に従事しています。年齢、性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、誰もが自分らしく、楽しく、夢があり、幸せに生活できるよう、各部門・政策・施策間の連携を一層密にして、取組を進めていただくことを望みます。

また、計画の実行にあたっては、市民や市に関わるさまざまな団体などとの協働が何よりも重要です。市民、市職員はもちろんのこと、市外の人も含めた本市に関わる多様なすべての人とともに、市が目指すビジョンをしっかりと共有し、将来像の実現のため、新たなまちづくりの担い手が広がっていくよう、取組を進めていただくことを望みます。

5 持続可能な開発目標（SDGs）について

私たちが目指すまちづくりの方向性は、2030年を期限とする国際的な目標（群）である「持続可能な開発目標（SDGs）」と密接に関連するものと考えられます。

将来世代を含めたあらゆる人びとを常に意識し、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsの考え方を市民と共有できるように分かりやすく整理し、その理念を尊重した総合計画としていただくことを望みます。

4 計画策定の経過

日付	内容	市民	議会	庁内
平成 29 年度				
11 月 28 日	平成 29 年度第 3 回経営会議（策定前倒しの決定）			○
1 月 18 日	政策説明会（策定前倒しの説明）		○	

平成 30 年度				
5 月 8 日	「第 6 次鶴ヶ島市総合計画策定基本方針」の決定			○
6 月 15 日	全員協議会（策定基本方針の説明）		○	
6 月 28 日	意見募集の開始（電子申請、電子メール、FAX、郵送による受付）	○		
7 月 26 日	政策説明会（市民意識調査および団体ヒアリング実施の説明）		○	
8 月 10 日～ 8 月 31 日	市民意識調査の実施	○		
8 月 24 日～ 9 月 10 日	団体ヒアリング（まちづくり団体シートによる書面調査）の実施	○		
10 月 15 日～ 10 月 16 日	団体ヒアリング（意見交換会）の実施（全 4 回開催）	○		
10 月 16 日	「第 6 次鶴ヶ島市総合計画策定本部」の設置			○
10 月 18 日	全員協議会（市民意識調査および団体ヒアリング速報結果の説明）		○	
11 月 1 日	基礎調査の実施（年度内に報告書取りまとめ）			○
11 月 2 日	第 1 回本部会議（計画策定作業の進め方の決定）			○
11 月 7 日～ 12 月 21 日	現行計画の評価（施策評価） 課題の抽出・整理および対応の方向性の検討			○
12 月 5 日～ 2 月 4 日	転出者・転入者向けアンケートの実施	○		
12 月 18 日	全員協議会 （策定状況／市民意識調査および団体ヒアリング最終結果の説明）		○	
1 月 17 日～ 2 月 12 日	平成 29 年度採用職員自主研修会（将来像の検討）（※）			○
3 月 20 日	全員協議会（転出者・転入者向けアンケート結果の説明）		○	

令和元年度				
4 月 9 日	第 1 回まちづくり審議会（諮問）	○		
4 月 25 日	策定本部専門部会（市民生活、都市整備専門部会）			○
4 月 26 日	策定本部専門部会（教育、健康福祉、総合政策・総務専門部会）			○
5 月 7 日	全員協議会（施策評価および基礎調査結果の報告）		○	
5 月 13 日	第 2 回まちづくり審議会	○		
5 月 29 日～ 6 月 25 日	施策内容の検討			○
6 月 4 日	まちづくり意見交換会の開催	○		
6 月 10 日	第 3 回まちづくり審議会	○		
7 月 4 日	議会勉強会（基礎データおよび重点戦略について）		○	
7 月 8 日～ 7 月 10 日	施策内容に関する所管課ヒアリング			○

日付	内容	市民	議会	庁内
7月16日	第4回まちづくり審議会	○		
7月16日	職員向けSDGs研修の実施			○
7月18日	政策説明会（計画骨子案の説明）		○	
8月21日	第5回まちづくり審議会	○		
8月23日	第2回本部会議（計画素案の決定）			○
9月1日～ 9月30日	市民コメントの実施	○		
9月24日	第6回まちづくり審議会	○		
10月11日～ 11月7日	議会勉強会（計画原案（たたき台）について）		○	
10月16日	第7回まちづくり審議会	○		
11月1日	第3回本部会議（計画原案の決定）			○
11月12日	第8回まちづくり審議会（答申）	○		
11月18日	令和元年度第1回経営会議 （基本構想最終案／前期基本計画を含めた全体構成の決定）			○
11月20日	議会勉強会（計画原案について）		○	
11月29日	第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想）の議案提出 （令和元年第4回議会定例会）		○	
12月3日	第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想）の議決		○	
1月21日	まちづくり審議会（勉強会）	○		
1月29日～ 2月7日	議会勉強会（重点戦略の指標および各施策の考え方について）		○	
2月13日	全員協議会（前期基本計画の全体冊子案の説明）		○	
2月26日	第6次鶴ヶ島市総合計画（前期基本計画）の議案提出 （令和2年第1回議会定例会）		○	
3月16日	第6次鶴ヶ島市総合計画（前期基本計画）の議決		○	
3月25日	第6次鶴ヶ島市総合計画（前期基本計画）の決定（市長決裁）			○

(※) 平成29年度採用職員自主研修会名簿（所属は当時のもの）

氏名	所属	氏名	所属
高篠 佑美	財政課	井沢 拓也	こども支援課
太田 千晶	人事課	氏家 慶子	保険年金課
池田 郁也	税務課	池田 有花	学校教育課
森 琢哉	産業振興課	川田 馨秋	生涯学習スポーツ課
飯島 裕子	福祉政策課	岩波 圭介	議事課

第6次鶴ヶ島市総合計画

(基本構想・前期基本計画)

令和2年3月

発行：鶴ヶ島市

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

TEL：049-271-1111（代表）

FAX：049-271-1190

URL <https://www.city.tsurugashima.lg.jp/>

企画・編集：総合政策部 政策推進課



氏名：
